

令和 6 年度主要な政策に係る評価書

政策5 地方財源の確保と地方財政の健全化

政策6 分権型社会を担う地方税制度の構築

政策12 情報通信技術利用環境の整備

政策16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進

政策18 公的統計の体系的な整備・提供

政策19 消防防災体制の充実強化

※なお、本評価書の作成にあたっては、令和6年5月から7月にかけて開催された「令和6年度総務省の政策評価に関する有識者会議」等において、同会議の構成員等から評価書の内容等について御意見を伺った。

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策 5：地方財源の確保と地方財政の健全化
担当部局・課室名	自治財政局 財政課、公営企業課、財務調査課
作成責任者名	自治財政局 財政課長 神門 純一
政策評価実施時期	令和 6 年 8 月

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化

第 1 部 政策の全体像と取組状況

<政策の概要>

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに応じて様々な行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上、大きな役割を担っている。

このような地方財政について、地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方財政の「見える化」や公営企業の経営改革等の各種の取組を通じて、地方財政の健全化を推進する。

<主な施策>

地方の一般財源総額 の確保等

- | | |
|---------------|-----|
| 1. 地方財政計画について | P 3 |
| 2. 地方交付税について | P 5 |

地方財政の健全化 に資する取組等

- | | |
|---------------------|-----|
| 3. 地方財政の「見える化」について | P 6 |
| 4. 公共施設等のマネジメントについて | P 7 |
| 5. 公営企業の経営改革について | P 8 |

1. 地方財政計画について

- 地方公共団体が、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、住民生活に必要な行政サービスを提供するという責務を果たすことができるよう、地方交付税法第7条の規定に基づき、**地方財政計画**（地方財政を全体として捉えて歳入・歳出を見込んだもの）の策定を行っている。

地方財政計画の役割

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう
地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
→国の毎年度の予算編成を受けて、
予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、
地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

※したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には
計上していない。

<歳入>：超過課税、法定外普通税、法定外目的税

<歳出>：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

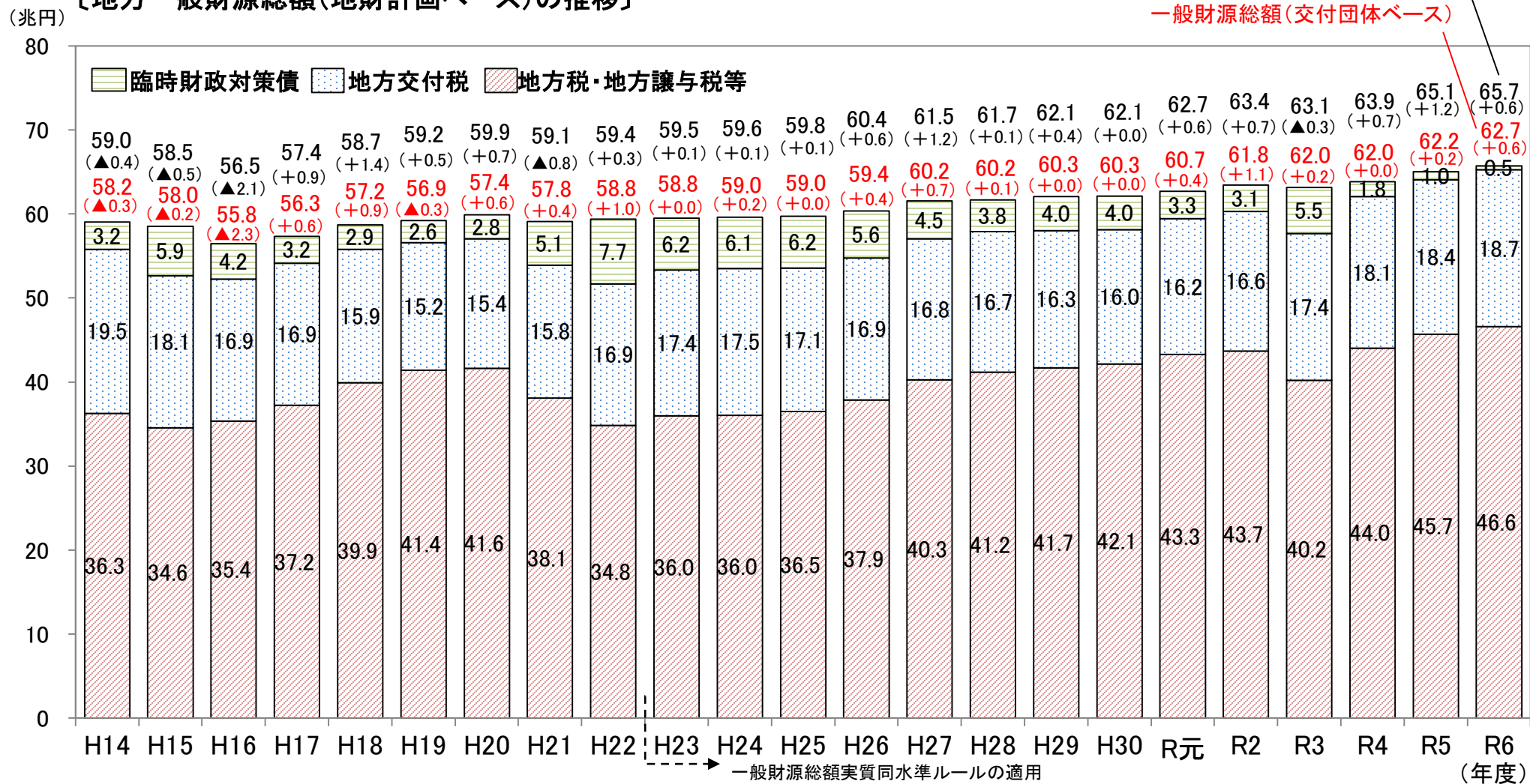
地方財政計画に記載される事項 (地方交付税法第7条)

- ① 地方団体の歳入総額の見込額及び以下の事項の内訳
 - 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - 使用料及び手数料
 - 起債額
 - 国庫支出金
 - 雑収入
- ② 地方団体の歳出総額の見込額及び以下の事項の内訳
 - 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - 国庫支出金に基く経費の総額
 - 地方債の利子及び元金償還金

1. 地方財政計画について

➤ これまでの地方財政計画における一般財源総額の推移は、以下のとおり。

〔地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移〕



2. 地方交付税について

- 本来、地方公共団体の財源は地方税など自主財源をもって賄うことが理想だが、現実には税源などは地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも一般財源（使途が特定されず自由に使える財源）を保障することを目的とし、地方交付税の交付を行っている。

地方交付税制度の概要

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税である(固有財源)。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税 交付税総額の94%

特別交付税 交付税総額の 6%

※この他、東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として別枠で確保する震災復興特別交付税がある

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

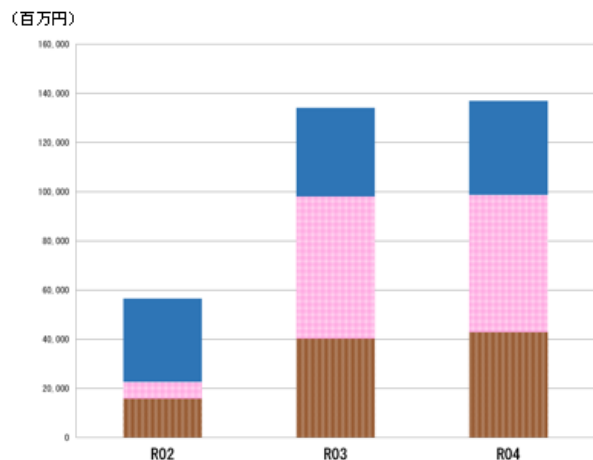
ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

3. 地方財政の「見える化」について

- ▶ 地方公共団体においては、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や財政マネジメントの強化を図る観点から、住民等へのより分かりやすい財政情報の開示に取り組むことが求められるところであり、これに活用できるよう、財政状況資料集等を引き続き充実させる。

【基金の状況の「見える化」】

基金残高(東日本大震災分を含む)に係る経年分析



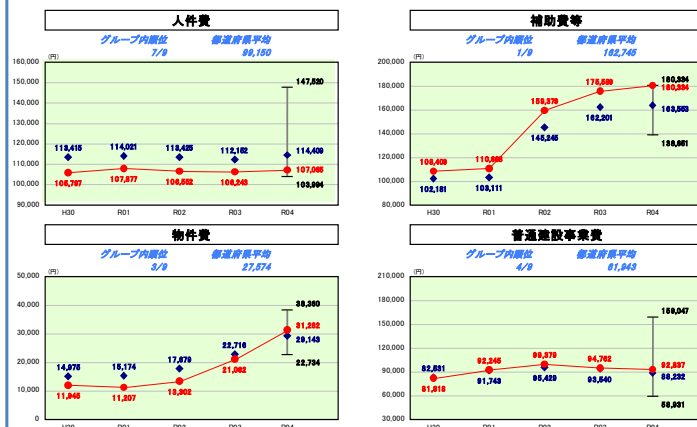
(百万円)

区分	年度	R02	R03	R04
財政調整基金		15,835	40,207	42,948
減価基金		6,839	57,840	55,851
その他特定目的基金		33,864	36,126	38,204
地域医療介護総合確保基金		6,425	8,503	10,011
北方領土隣接地域振興等基金		9,358	9,058	8,691
介護保険財政安定化基金		4,941	4,965	4,991
安心こども基金		2,111	2,623	3,459
航空振興基金		3,105	3,103	3,105
基金残高合計		56,538	134,173	136,904

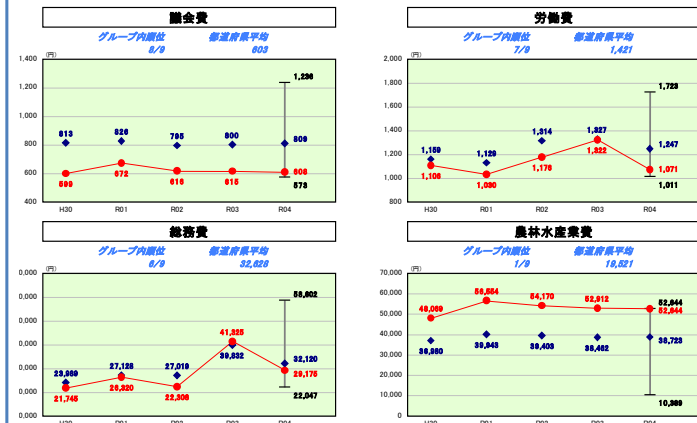
- ▶ 基金区分ごとに増減理由及び今後の方針を記載

【住民一人当たり行政コストの「見える化」】

性質別歳出決算分析表(住民一人当たりのコスト)



目的別歳出決算分析表(住民一人当たりのコスト)



財政状況資料集

(地方公共団体の財政情報を整理し、インターネット上で公表)

4. 公共施設等のマネジメントについて

- 公共施設等総合管理計画の不断の見直しや内容の充実における適切な支援、公共施設等適正管理推進事業を通じて、地方公共団体における公共施設等のマネジメントを推進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

- 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

総務省所管

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

※原則として平成28年度までに策定

<公共施設等総合管理計画の見直し>

令和5年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請。

※新経済・財政再生計画改革工程表2023(令和5年12月21日経済政策部会決定)のKPとして、総合管理計画の見直し策定率を令和5年度末までに100%とすることとされている。

※令和5年9月末時点において、88.2%の団体の見直しが完了

→総務省としては、総合管理計画の見直し・実行にあたり、アドバイザー派遣等の支援を実施(要請があった団体に対しては100%派遣)

個別施設計画の策定 ※令和4年度までに策定

各施設所管省庁所管

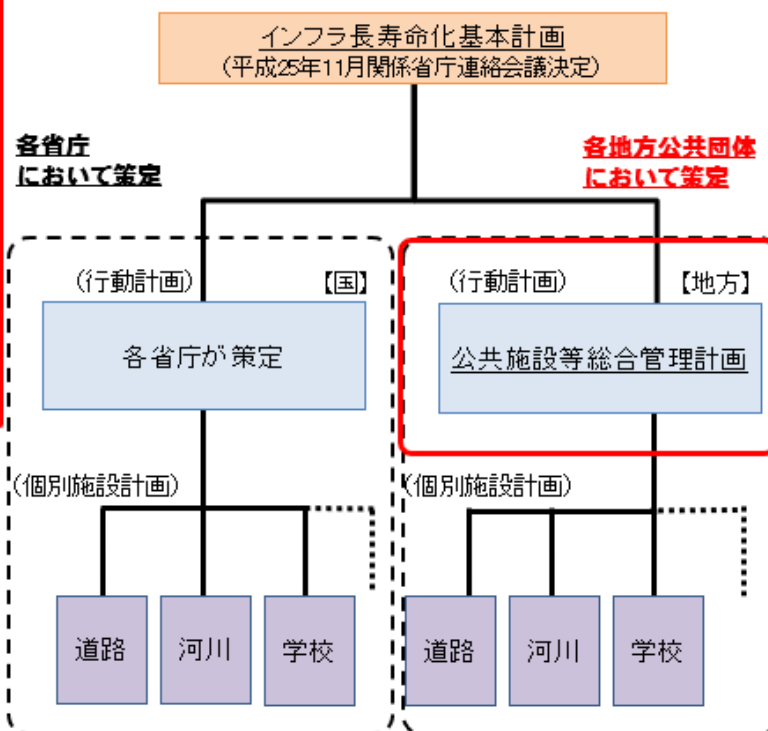
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



5. 公営企業の経営改革について

- 公営企業について、経営戦略の策定・改定や、公営企業会計の適用拡大等による「見える化」、広域化等の取組を推進し、更なる経営改革を推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念

さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの活
用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※)

民間活用

※ 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

(参考) 行政事業レビューシート及び白書・研究会等

事業名

事業番号	事業名	掲載URL
0024	地方財政制度の整備に必要な経費	https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyous/kizon/kizon_r5_2-4.html

白書・研究会等

白書

- 地方財政白書 (https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/)

審議会等

- 地方財政審議会 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/singi.html)

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

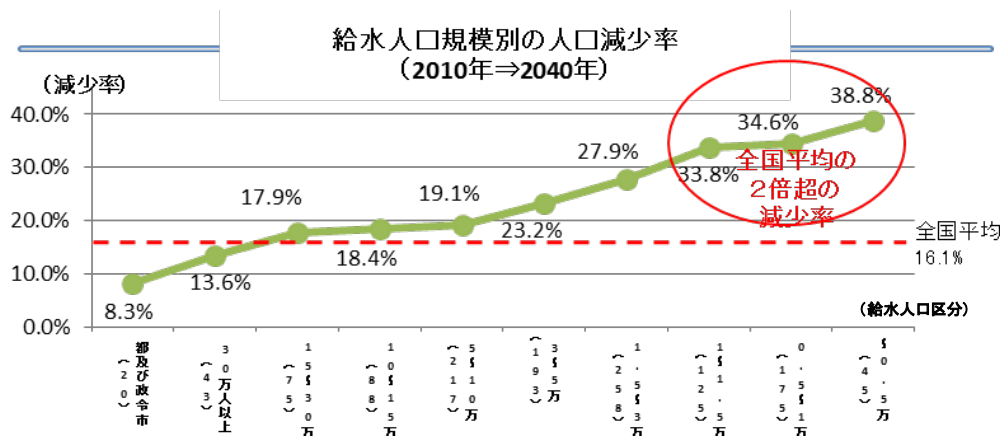
－（その 1）上下水道の持続的経営確保のための取組－

1. 概要・背景等

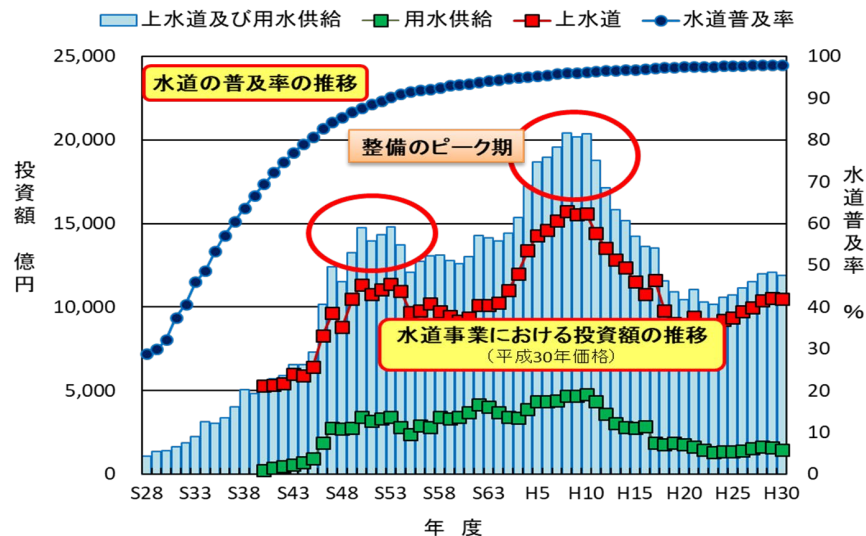
課題

急激な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、公営企業の経営環境が今後益々厳しくなる見込み

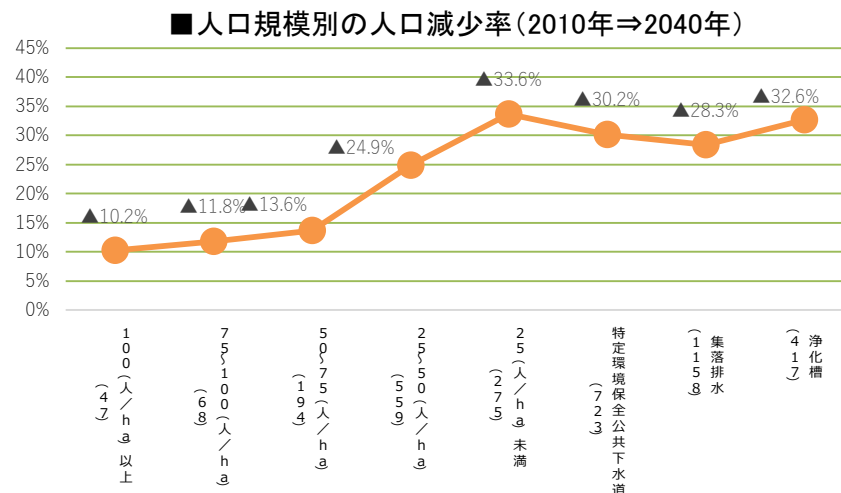
水道事業



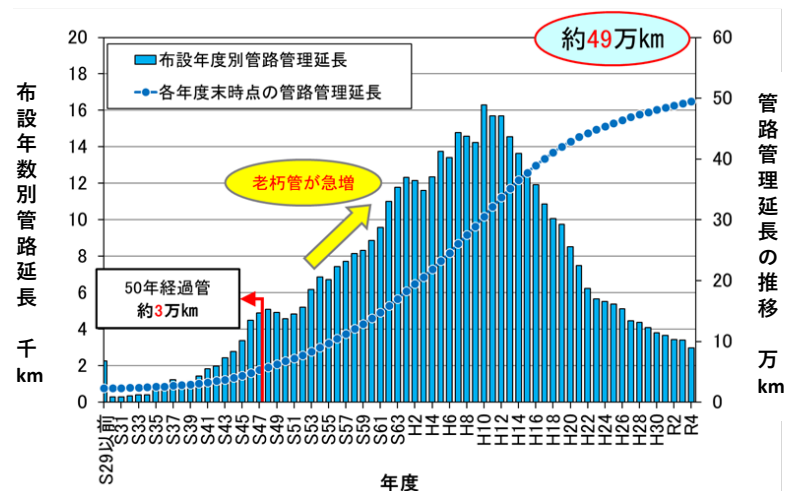
■水道事業における過去の投資実績



下水道事業



■管路施設の年度別管理延長(R4末現在)



1. 概要・背景等

総務省の役割

- ・持続可能な経営を確保するために、経営戦略の策定・改定や、公営企業会計の適用拡大等による「見える化」、広域化等の取組を通じ、更なる経営改革を推進。
- ・各公営企業における以下の取組を推進するため、経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザーの派遣を実施（R3～）。

①経営戦略の改定

- 各公営企業における経営の質の向上を図るため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の令和7年度までの改定を推進

②公営企業会計の適用拡大

- 経営状況（損益情報・ストック情報等）を的確に把握できるよう、公営企業会計（複式簿記・発生主義）の適用を推進

③広域化の推進

- 水道事業、下水道事業について経営統合、施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化を推進

（参考）地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣 ※アドバイザーの派遣経費は、地方公共団体金融機構が負担。要請があった団体に対しては100%派遣。

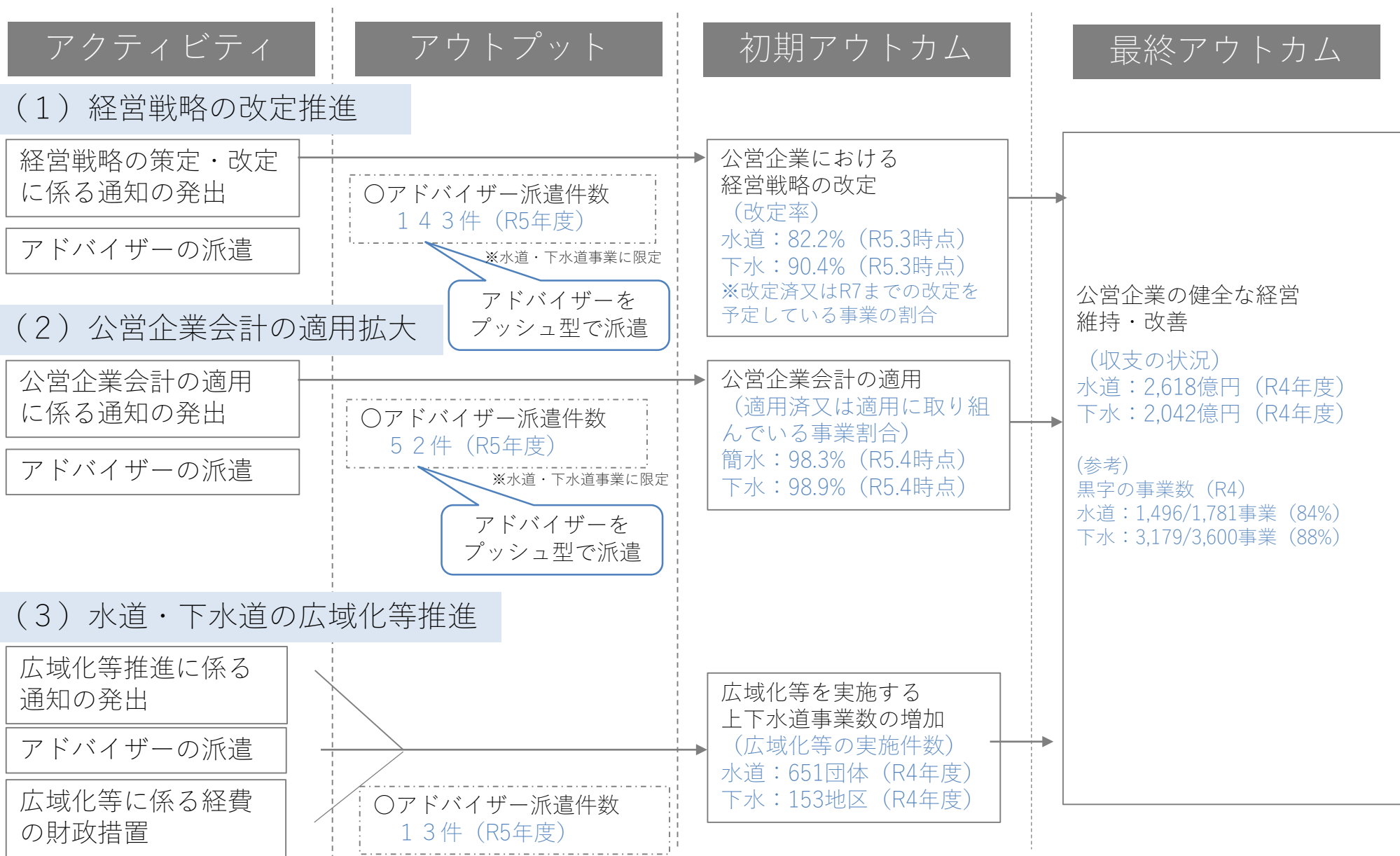
【アドバイザーを派遣する支援分野】

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| ○ 公営企業・第三セクター等の経営改革 | ○ 公営企業会計の適用 |
| ・ D X ・ G X の取組 | ○ 地方公会計の整備・活用 |
| ・ 経営戦略の改定・経営改善 | ○ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント） |
| ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組 | ○ 地方公共団体の D X |
| ・ 上下水道の広域化等 | ○ 地方公共団体の G X |
| ・ 第三セクターの経営健全化 | ○ 首長・管理者向けトップセミナー |

<活用団体の声>

- ・実務経験を踏まえた外部からのアドバイスにより、方向性が整理できた。
- ・きめ細かくアドバイスを受けられた。予算措置なしで実施できるためありがたい。
- ・首長に意識いただきたいことを分かりやすく講演いただき、参加団体にとって有意義なセミナーとなった。

2. 効果発現経路について



3. 現状・課題

(1) 経営戦略の改定推進

現状：令和2年度までの策定を要請し、ほぼ全ての事業で策定済み。質を高めていくため3年から5年内の見直しを行うことが重要であることから、令和7年度までの改定を要請（広域化等の検討結果も反映）。

(2) 公営企業会計の適用拡大

現状：重点事業（下水道・簡易水道）について、令和5年度までに適用することを要請しているところ、取組が大幅に進捗。

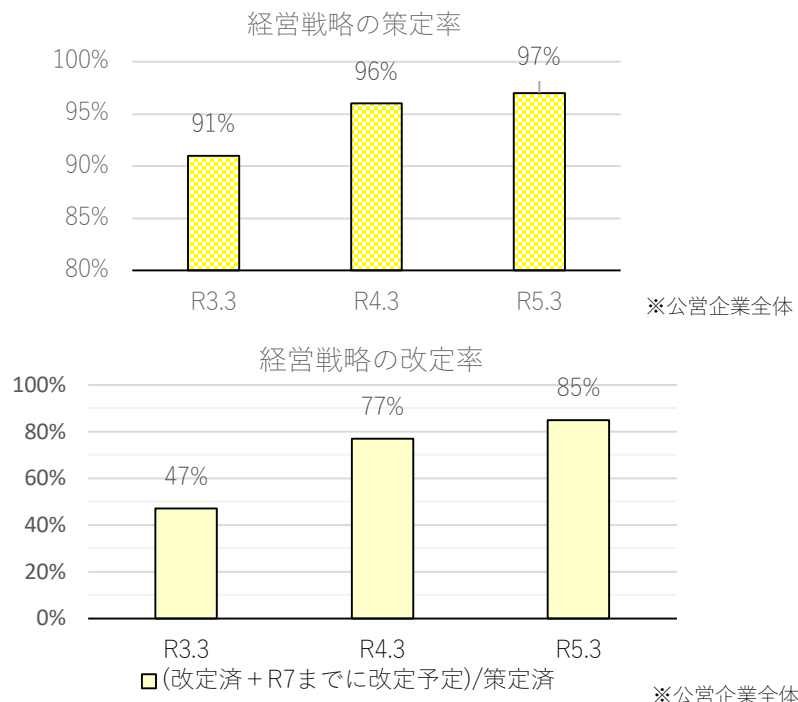
(3) 広域化等の推進

現状：水道・下水道事業については、全ての都道府県において広域化等のための計画が策定された。

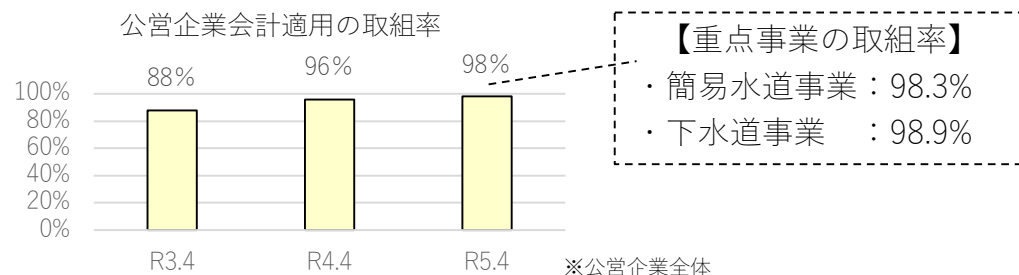
(1)～(3)の課題

持続的経営の確保のため、今後の人口減少等を加味した料金収入や経営環境の変化、公営企業会計の適用により把握した詳細な経営状況を踏まえた事業経営を行うことが必要であり、これらを考慮した経営戦略の改定が行われる必要がある。また、全ての都道府県で策定された広域化等のための計画について、今後は着実に実行に移す必要がある。

(1) 経営戦略の改定推進



(2) 公営企業会計の適用拡大



(3) 広域化等の推進

<広域連携に取り組むこととした水道事業数>
 水道：571団体（H30年度）→ 651団体（R4年度）

<汚水処理施設の集約により広域化等に取り組んだ地区数>
 下水道：83地区（R3年度）→ 153地区（R4年度）

※下水道事業については、広域化等に取り組むこととした地区数をR4年度までに450地区とすることを目標としており、これを前倒しで達成したため、R3年度に目標値を改め、0から数え直すこととなったもの。

4. 今後の方向性

- ・ 公営企業の経営改革について、KPIの設定等を通じた進捗管理等により、更なる取組を推進。経営戦略の改定については、今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映など、実効性のあるものとなるよう、アドバイザー派遣等により支援。
- ・ 広域化については、都道府県のリーダーシップの下、広域化の推進に係る計画に基づく取組を推進。

(参考)新経済・財政再生計画 改革工程表2023 (抜粋)

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	24	25	26~
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)】	○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率100%】	3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進			
		b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
	○広域連携に取り組むこととした水道事業数 【2025年度までに700事業】	5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進			
		b. 各都道府県における2023年度までの水道広域化推進プランの策定を促す。また、各都道府県の水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップし、引き続き支援措置を講ずるとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→
	○污水处理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数(統廃合によって廃止される污水处理施設の数) 【2021年度から2025年度までに300地区】(※)	6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進			
		c. 各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。(2027年度以降も継続的に実施)	→	→	→

(※)改革工程表2023～KPIを変更

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

－（その 2）地方公共団体における公共施設等マネジメントの推進－

1. 概要・背景等

課題

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

総務省の役割

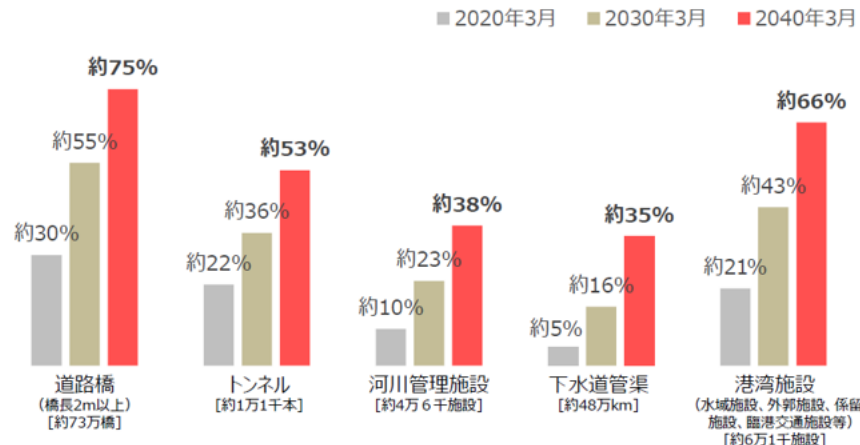
○地方公共団体において、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるため、「公共施設等総合管理計画」の策定及び見直しを推進する必要。

○地方公共団体において、「公共施設等総合管理計画」に基づいて、施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、取組の支援等を実施。

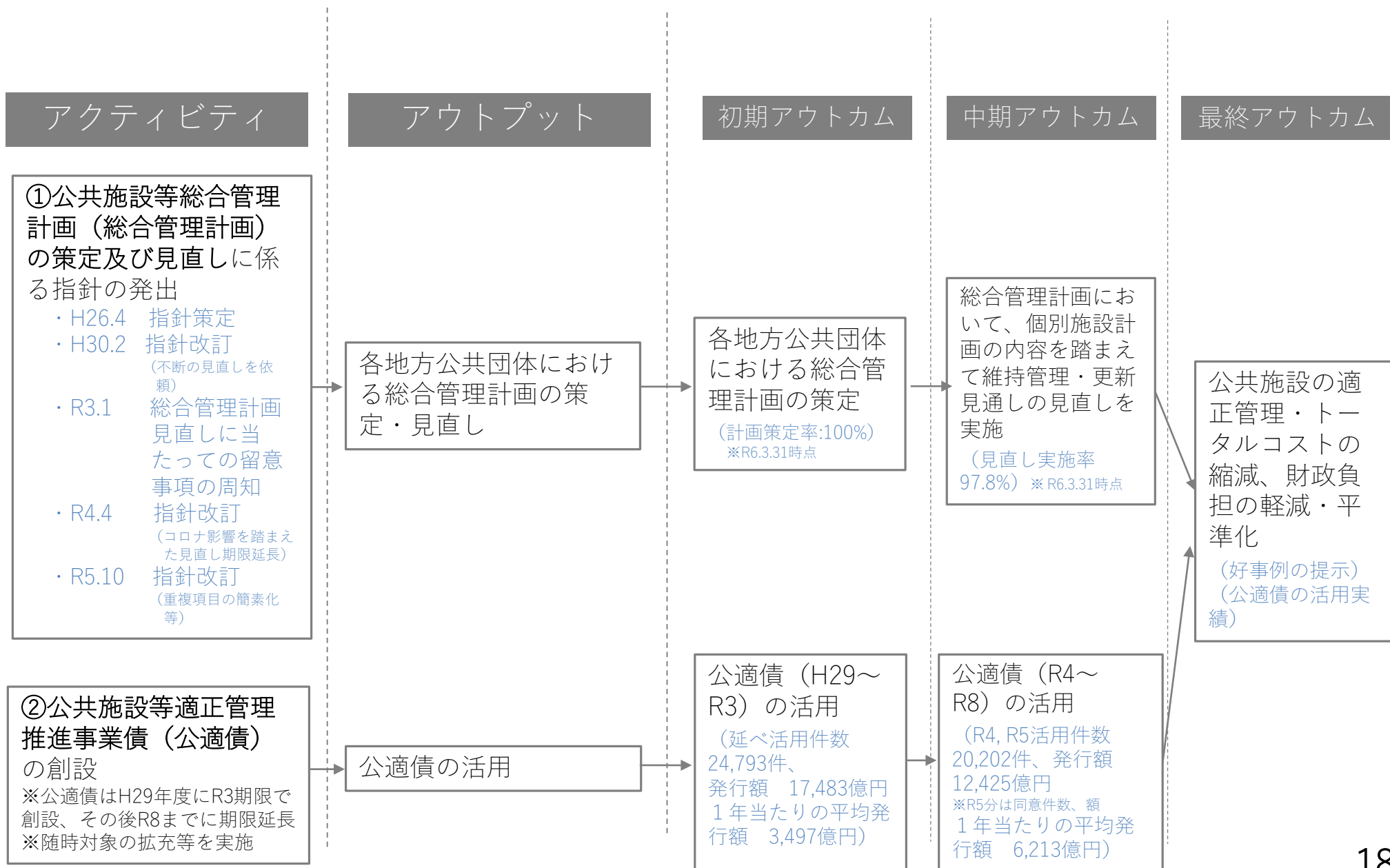
【建設後50年以上経過する社会資本の割合】

※出典：国土交通省「社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト インフラメンテナンス情報」掲載資料

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。
※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。



2. 効果発現経路について



3. 取組の概要及び実績

①公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

○ 総務省から計画の策定に当たっての指針及び見直しに当たっての留意事項を作成し、地方公共団体において策定・見直しを進めている。

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

※原則として平成28年度までに策定

全ての団体において策定済み

<公共施設等総合管理計画の見直し>

令和5年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請。

※新経済・財政再生計画改革工程表2023（令和5年12月21日経済財政諮問会議決定）のKPIとして、総合管理計画の見直し策定率を令和5年度末までに100%とすることとされている。

令和6年3月末時点において、97.8%の団体の見直しが完了

②公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】

- ① 集約化・複合化事業
 - ・ 延床面積や維持管理経費等の減少を伴う集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業
 - ・ 公共用の建築物
施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業
 - ・ 社会基盤施設
所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
(一定規模以下等の事業)
- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業
- ⑥ 除却事業

【充当率】 90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

- ①： 50%
- ②～⑤：財政力に応じて30～50%
- ⑥：交付税措置なし

【事業期間】 令和8年度まで

【令和6年度事業費】 4,800億円

4. 現状・課題

①公共施設等総合管理計画の策定・見直しについては、令和6年3月末時点で全ての地方公共団体において、見直しを完了していることを目標としている。

（現状：令和6年3月末時点で97.8%の団体が見直しを完了 → 概ね目標通りに進捗している。

課題：一部の団体において、震災や新型コロナウイルス、庁内のマンパワー不足等の問題により、最新の指針を踏まえた見直しが予定通り完了していない。

②公共施設等適正管理推進事業債については、各団体での活用を推進している。

（現状：R4, R5活用件数 20,202件、発行額 12,425億円 （※R5分は同意件数、額）
1年当たりの平均発行 6,213億円
→ 各団体での活用は進んでいる。

課題：複数団体による広域的な集約化・複合化の取組についても、さらに推進する必要がある。

（参考）広域的な公共施設の集約化・共同利用のイメージ

【複数団体の連携による集約化・複合化のイメージ】



5. 今後の方向性

- 計画見直しが完了していない団体については、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の課題達成支援団体として、アドバイザーの派遣等の支援を行う。
- 見直しの完了した団体についても、今後も人口減少等を踏まえた不断の計画見直し及び更なる内容充実を図ることができるよう、技術的な助言等、適切な支援を行う。
- 公共施設等適正管理推進事業債については、引き続き活用を促進し、公共施設の集約化・複合化等を推進する。
- また、将来的な人口構造の変化への対応が深刻な課題であることを踏まえ、複数団体による広域的な公共施設の集約化・共同利用など、適正管理を進めるための取組を強化する。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2024 (令和6年6月21日閣議決定)

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題 (5) 地方行財政基盤の強化

(広域連携及び多様な主体との連携・協働によるサービスの提供)

地方公共団体が連携して地域に必要な人材を確保・育成する取組を推進するとともに、関係省庁や地方公共団体が連携し、広域での取組が有効と考えられる事務の共同実施等に取り組む。特に複数団体による広域的な公共施設の集約化・共同利用等を更に進めるための取組を強化する。また、地域の多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備を進める。

(参考) ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申 (令和5年12月21日 第33次地方制度調査会答申)

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携 1 地方公共団体相互間の連携・協力 (2) 公共施設の集約化・共同利用

高度経済成長期以降に整備された施設・インフラの老朽化が課題となる中、各地方公共団体は、その所有する公共施設の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定し、長期的視点を持って、公共施設の更新や統廃合、集約化、長寿命化などに取り組んでいる。今後ますます課題の深刻化が懸念される状況においては、各地方公共団体での取組だけでなく、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・共同利用や長寿命化に取り組むことが効果的と考えられる。

しかしながら、公共施設の集約化・共同利用は、施設の廃止の議論にも踏み込む必要が生じるなど合意形成のハードルが高く、地域を超えて取り組む場合の利害調整には特に困難を伴うため、広域での集約化・共同利用の取組が十分には進んでいないものと考えられる。このため、市町村間の広域連携においては、(1)で述べたような円滑な合意形成に向けた取組を通じ、各市町村が、広域的な公共施設の集約化・共同利用にも積極的に取り組むことが期待される。

また、地域によっては、都道府県が調整や事務局機能といった役割を担うことで、市町村間での公共施設の集約化・共同利用に関する議論が円滑に進んでいる事例も見られる。地域の実情や市町村のニーズを踏まえつつ、都道府県には、自らが市町村等と連携して公共施設の集約化・共同利用に取り組むことや、広域自治体としての役割を発揮して、市町村間での合意形成が円滑に進むよう、適切な助言や調整、支援を行うことが期待される。

国としても、このように、市町村間の連携や都道府県と市町村との連携を促進しやすい環境を整えるため、適切に支援していくことが期待される。

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策 6：分権型社会を担う地方税制度の構築
担当部局・課室名	自治税務局 企画課
作成責任者名	自治税務局 企画課長 菊地 健太郎
政策評価実施時期	令和 6 年 8 月

令和 6 年度
主要な政策に係る評価書

政策 6：分権型社会を担う地方税制度の構築

第 1 部 政策の全体像と取組状況

はじめに

<政策の概要>

地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進め、持続可能な地方税財政基盤を構築する。また、経済社会の構造変化を踏まえた税務手続のデジタル化に取り組む。

<主な施策>

1. 地方税の充実確保

P3

2. 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

P4

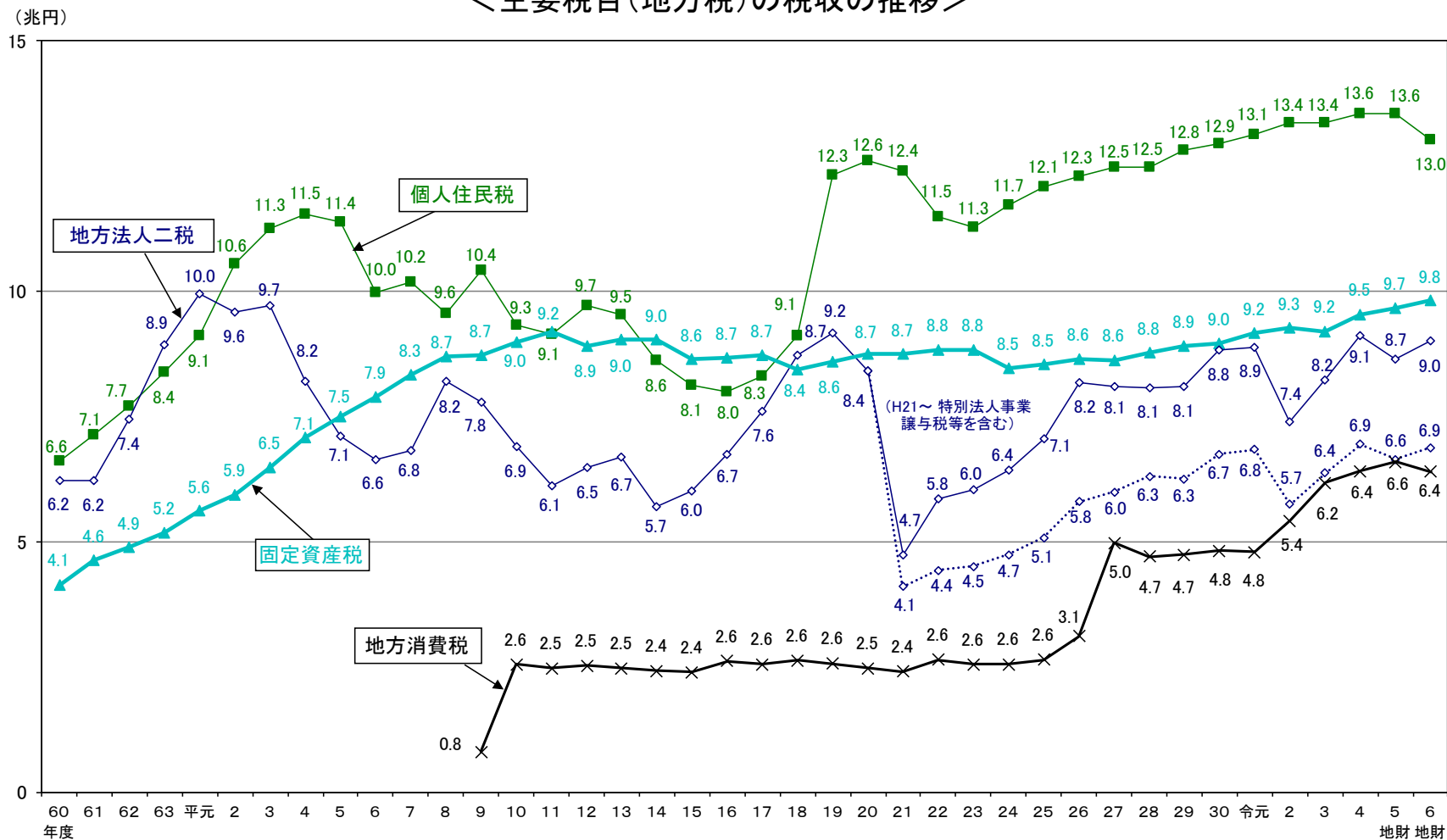
3. 経済社会の構造変化を踏まえた税務手続のデジタル化

P5

1. 地方税の充実確保

- 地方団体が地域の実情に応じた行政サービスを提供するためには、安定的な財政運営に必要なとなる地方税の充実確保が必要。

＜主要税目(地方税)の税収の推移＞

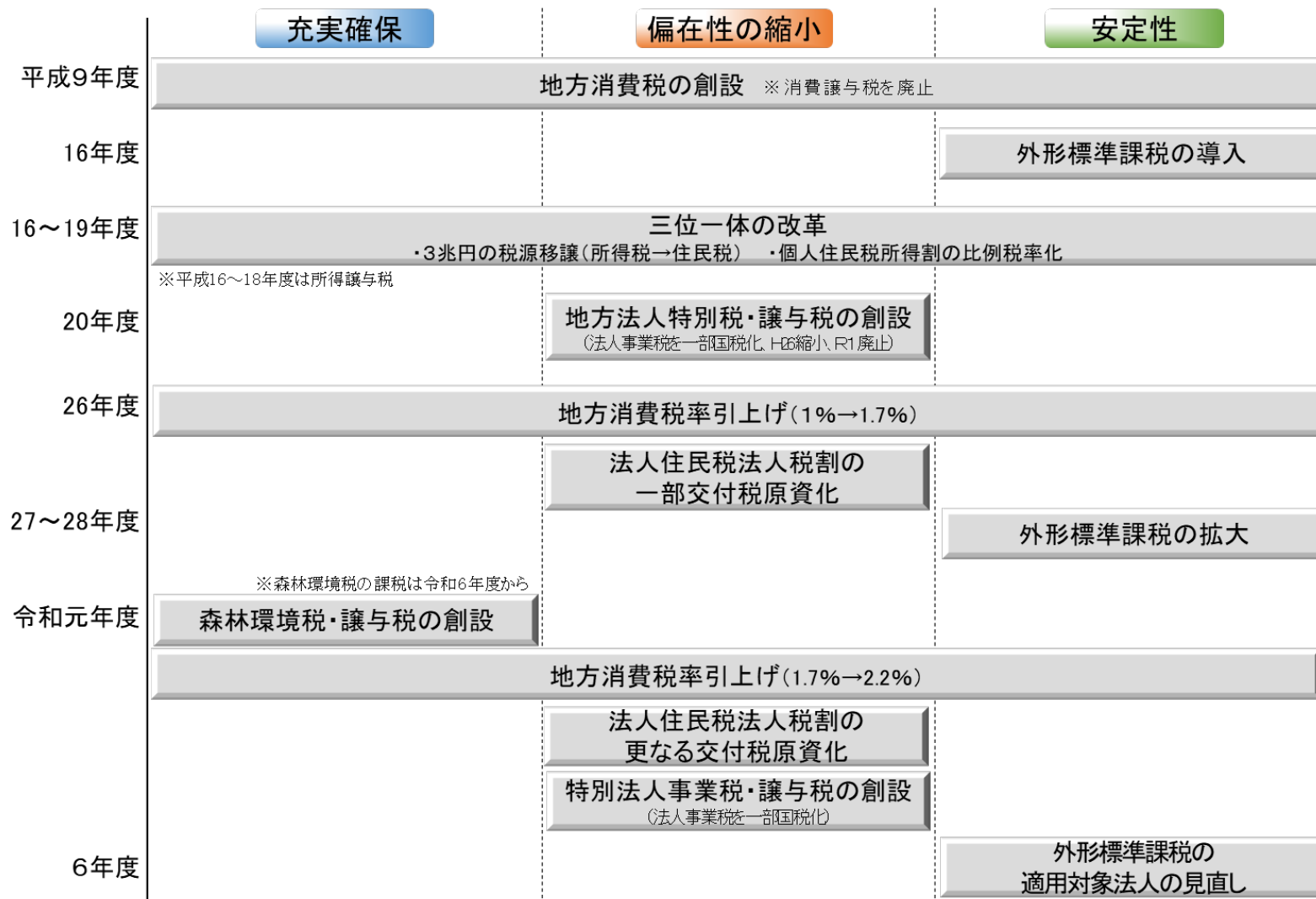


- (注) 1. 表中における計数は、超過課税等を含まない。
 2. 令和4年度までは決算額、令和5、6年度は地方財政計画額である。
 3. 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額。

2. 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

- 地方団体が、地域の事情が様々に異なる中で、住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担う必要があることから、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要。

＜地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築＞



3. 経済社会の構造変化を踏まえた税務手続のデジタル化

- 近年の経済社会のデジタル化等を踏まえ、税務手続のデジタル化を通じて納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行えるよう利便性と申告内容の適正性を同時に向上させ、適正・公平な課税・徴収を実現していくことが必要。

＜地方税務手続のデジタル化のあゆみ＞

	電子申告・申請等	電子納付	通知の電子化	国税との情報連携・その他
平成16年度	法人住民税・法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始 [H17.1] ※事業所税も追加 [H20.1]			
17～21年度	給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始 [H20.1、H21.1]			OSSによる自動車税等の申告開始 [H17.12] ※新車新規のみ、中古車新規・移転等登録、継続検査は、H29.4追加
22年度	全地方団体がeLTAXに接続			所得税確定申告書の連携開始 [H23.1]
23～30年度	一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書等の電子的提出を義務化 [H26.1] ※電子的提出基準の引下げ[R3.1]		特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化開始[H28.1]	法定調書、扶養正情報の連携開始 [H25.5、H25.6] JNKS(自動車税納付確認システム)の運用開始[H27.4] 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化[H29.1]
令和元年度	地方税共同機構の設立 [H31.4]			
2年度	大法人に係る電子申告義務化 [R2.4.1以降の事業年度に係る申告]	地方税共通納税システムの運用開始 [R元.10] ※対象は主として法人向けの税目		固定資産税等に係る登記所との情報連携開始[R2.1] 法人の開廃業等に係る申請手続の一元化、共通入力事務の重複排除[R2.3] 財務諸表提出の一元化 [R2.4]
3年度	個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の申告・納入手続の電子化 [R3.10]			
4年度	法制上、全ての申告・申請等の手続へ対象拡大[R4改正] ※実務的な準備が整ったものから順次、eLTAX利用を開始			
5年度	地方たばこ税等の電子申告開始[R5.10]	地方税統一QRコードを用いた納付開始 [R5.4] ※固定資産税等全税目へ対象拡大 ※納付手段も拡大 (クレジットカード、スマホ決済アプリ等)	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化開始[R6.1]	軽自動車OSS、軽JNKSの運用開始[R5.1]
6年度以降	軽油引取税の電子申告[R6.10]、個人住民税の電子申告[R7年末] ※全ての税目の申告手続を令和7年末までに順次、電子化対応			基幹税務システムの標準化 [R7年度までの移行を目指す]

(参考) 行政事業レビューシート、研究会等

行政事業レビューシート

事業番号	事業名	掲載URL
0025	地方税制度の整備に必要な経費	https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyous5/kizon/kizon_r5_3.html

研究会等

- デジタル化・グリーン化時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会
(主催: 一般財団法人自治総合センター)
- 地方税における電子化の推進に関する検討会
(共催: 総務省・地方税共同機構)

令和 6 年度
主要な政策に係る評価書

政策 6：分権型社会を担う地方税制度の構築

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等
ー納付手続のデジタル化ー

1. 概要・背景等

地方税の納付手続のデジタル化を図ることは、納付手段の多様化をはじめとした納税者等の利便性の向上に資するとともに、課税当局等における業務効率化・省力化につながる。また、全国統一的な納付手続のデジタル化を通じて、地方団体ごとに異なる手続の標準化を進めることは、社会全体の合理化にもつながる。これまで、地方団体の実情に配慮しつつ、地方団体と協力しながら、全国統一的な納付手続のデジタル化の充実を図ってきたところ。

2. 効果発現経路

アクティビティ

アウトプット

初期アウトカム

最終アウトカム

- ・納付手続のデジタル化に係る法令改正
(地方税法改正による電子納付の対象税目の拡大等)
- ・地方団体への技術的助言(eL-QRの導入等)

地方団体における電子納付(地方税共通納税システム)の利用促進
(対象税目の推移)

地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した電子納付環境の整備
(地方団体におけるeL-QR対応)

- ・納付手段の多様化
(収納手段別の導入団体数の推移)

- ・地方税共通納税システムを通じた電子納付の拡大
(地方税共通納税システムを通じた電子納付の件数・納付額)

- ・納税者等の利便性向上
- ・課税当局等における業務効率化・省力化

3. 地方税務手続のデジタル化のあゆみ

	電子申告・申請等	電子納付	通知の電子化	国税との情報連携・その他
平成16年度	法人住民税・法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始 [H17.1] ※事業所税も追加 [H20.1]			
17～21年度	給与支払報告書、公的年金等支払報告書の電子的提出開始 [H20.1、H21.1]			OSSによる自動車税等の申告開始 [H17.12] ※新車新規のみ。中古車新規・移転等登録、継続検査は、H29.4追加
22年度	全地方団体がeLTAXに接続			所得税確定申告書の連携開始 [H23.1]
23～30年度	一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書等の電子的提出を義務化 [H26.1] ※電子的提出基準の引下げ[R3.1]		特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化開始[H28.1]	法定調書、扶養是正情報の連携開始 [H25.5、H25.6] JNKS(自動車税納付確認システム)の運用開始[H27.4] 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化[H29.1]
令和元年度	地方税共同機構の設立 [H31.4]			
2年度	大法人に係る電子申告義務化 [R2.4.1以降の事業年度に係る申告]	地方税共通納税システムの運用開始 [R元.10] ※対象は主として法人向けの税目		固定資産税等に係る登記所との情報連携開始[R2.1]
3年度	個人住民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)の申告・納入手続の電子化 [R3.10]			法人の開廃業等に係る申請手続の一元化、共通入力事務の重複排除[R2.3]
4年度	法制上、全ての申告・申請等の手続へ対象拡大[R4改正] ※実務的な準備が整ったものから順次、eLTAX利用を開始			財務諸表提出の一元化 [R2.4]
5年度	地方たばこ税等の電子申告開始[R5.10]	地方税統一QRコードを用いた納付開始 [R5.4] ※固定資産税等全税目へ対象拡大 ※納付手段も拡大(クレジットカード、スマホ決済アプリ等)	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化開始[R6.1]	軽自動車OSS、軽JNKSの運用開始[R5.1]
6年度以降	軽油引取税の電子申告[R6.10]、個人住民税の電子申告[R7年末] ※全ての税目の申告手続を令和7年末までに順次、電子化対応			基幹税務システムの標準化 [R7年度までの移行を目指す]

<令和4年度税制改正>

○ eLTAX を通じた電子納付の対象税目の拡大

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、eLTAX を通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる

※令和5年4月1日以後の納付について適用

○ eLTAX を通じた電子納付に係る納付手段の拡大

eLTAX を通じた電子納付について、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とするため、納税者が、地方税共同機構が指定する者（機構指定納付受託者）に納付の委託を行うことができるよう所用の措置を講ずる 等

※令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用

<eL-QRに係る各種通知・事務連絡>

【地方税統一QRコードの活用に係る検討会の開催】

（令和6年3月時点）

〔令和3年〕9月6日、10月14日、11月17日

〔令和4年〕1月7日、3月14日、8月22日、10月13日、11月21日

〔令和5年〕2月3日、3月17日、8月17日、3月18日

○必須としている4税目（固定資産税等）に加えて、確定税額の納付が可能である各種税目の納付書にも原則eL-QRの印字を依頼。

・「地方税統一QRコード（eL-QR）の活用について（依頼）」令和5年10月10日電子化推進室事務連絡 等

○基幹システムの開発事業者とも調整の上、eL-QRの格納値は適切な設定・確認を徹底を依頼。

・「令和6年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」令和6年1月18日事務連絡

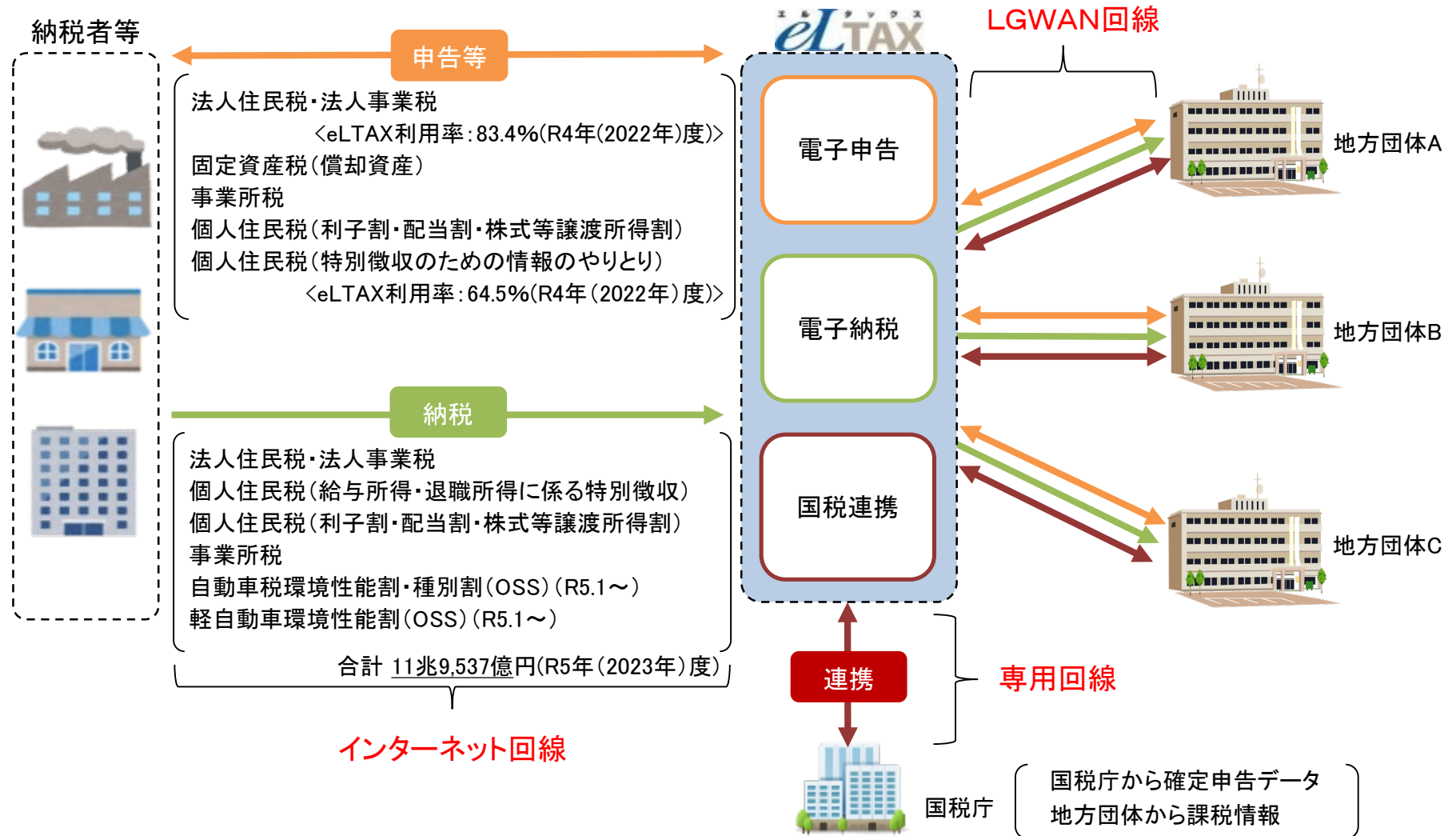
○関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分からeL-QRの活用を開始できるよう必要なシステム改修等の準備を進めることを依頼。

・「地方税統一QRコードの活用について（通知）」令和3年6月30日電子化推進室長通知

他

5. eLTAX(エルタックス)について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。
- 地方共同法人である地方税共同機構が管理・運営。



6. 地方税共通納税システムについて

- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、eLTAXを通じた電子納税が可能。
- 令和5年4月から、対象税目を全税目に制度拡大。あわせて納付手段についても従来の金融機関経由のインターネットバンキング及びダイレクト納付(口座引落とし)に加え、クレジットカードや地方税統一QRコード(eL-QR)を活用したスマートフォン決済アプリ等による納付も可能となった。

<主なメリット>

納税者

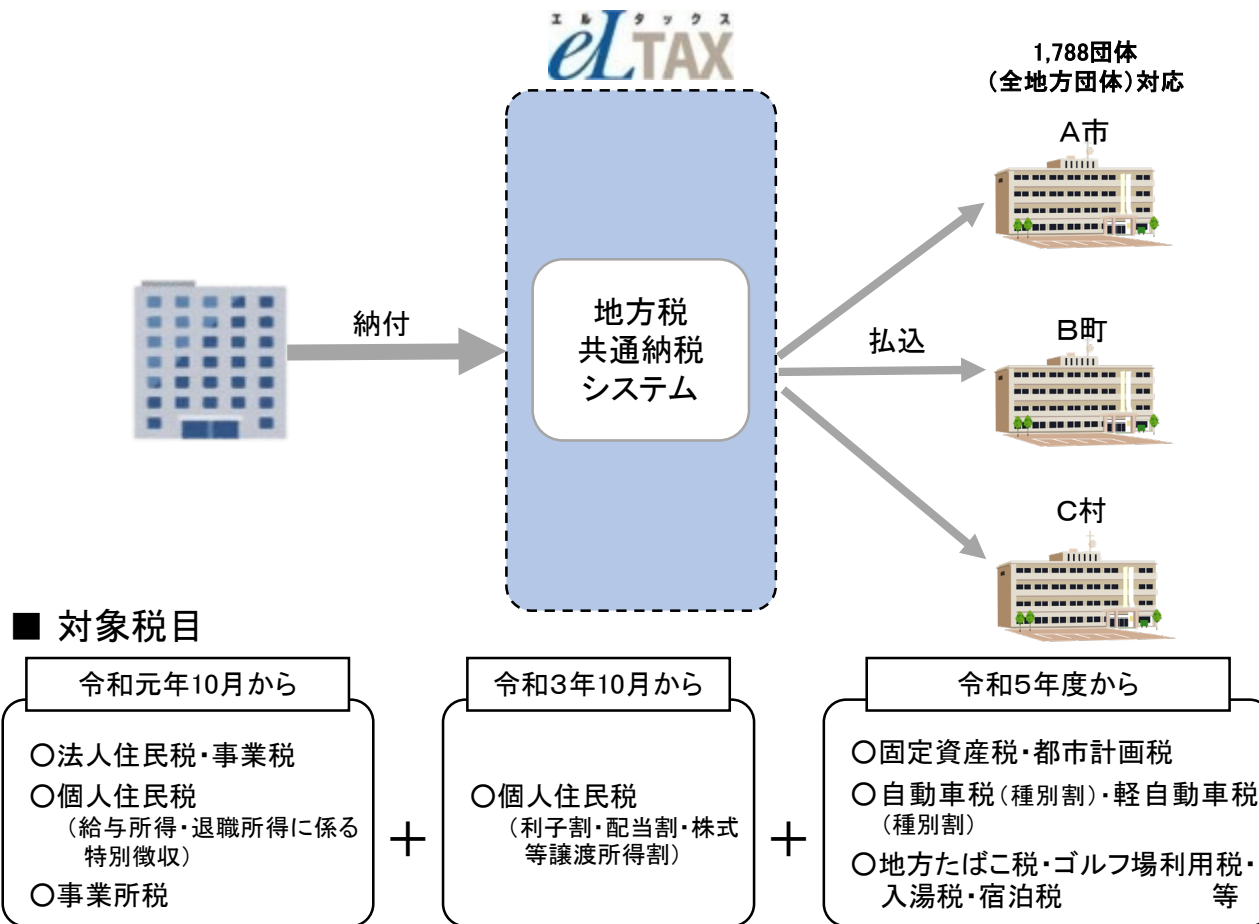
- 対象税目について、全ての地方団体に対して、様々な納付手段による電子納税が可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減
- eL-QR対応金融機関であれば、全地方団体のeL-QR付納付書の取扱いが可能

地方団体

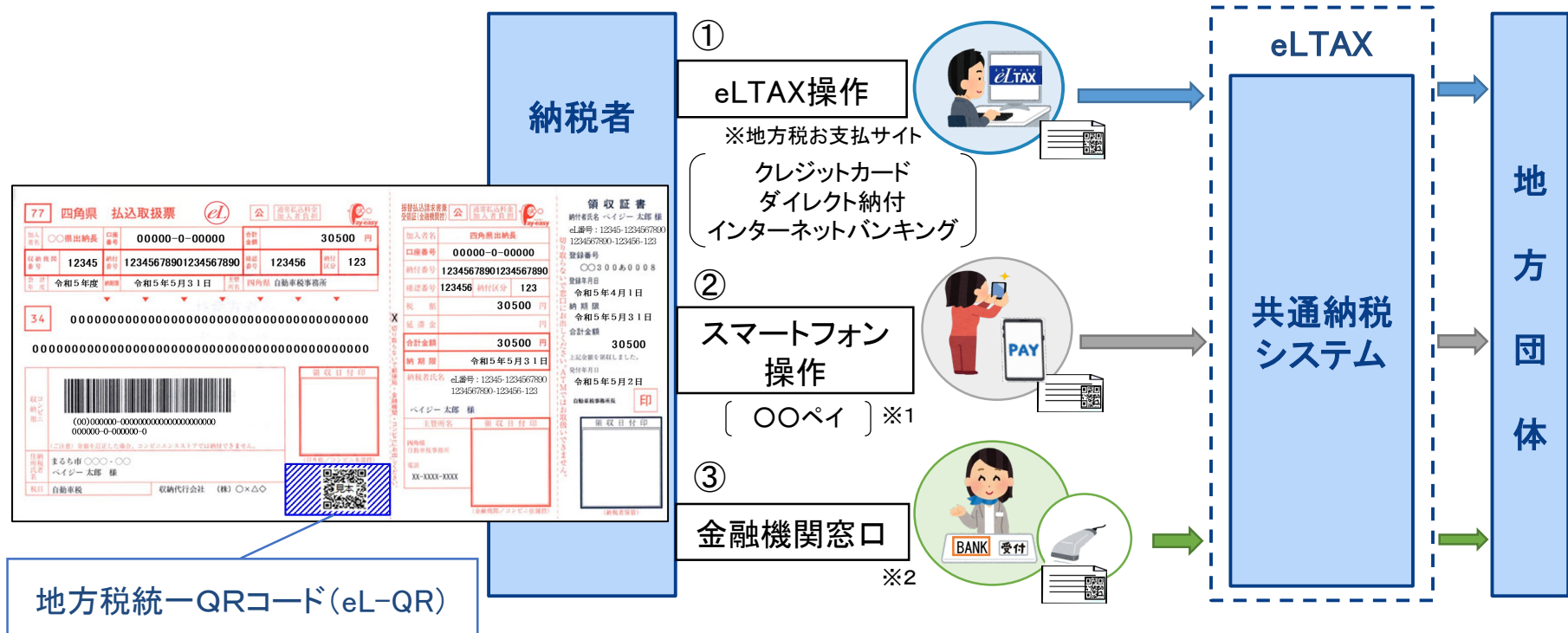
- 納付・入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため消込作業の効率が向上
- 個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納可能



※令和4年度税制改正において、地方税法令上、全ての税目に拡大

7. 地方税統一QRコード(eL-QR)の活用による地方税の電子納付について

- 令和5年4月から、個人の納税者に馴染みの深い賦課課税税目(固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割※)の納付に「地方税統一QRコード(eL-QR)」を用いた仕組みを導入。
※ 不動産取得税、個人事業税、個人住民税(普通徴収)など他の税目についても、可能な限り活用
- 納付手段についても、金融機関経由のダイレクト納付(口座引き落とし)やインターネットバンキングに加え、「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」による納付が可能。
- 従来の金融機関等の窓口における収納においても、eL-QRによる事務処理ができるようになり、事務が簡素化・効率化。



※1: 利用可能なスマートフォン決済アプリ: R5.12月時点で、23のアプリが対応

※2: eL-QR対応可能金融機関: 都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・労働金庫等485機関(R6.4月時点)

※3: eL-QR活用地方団体: 1,779団体(47都道府県、1,732市区町村)(R6.1.1時点)

8. 令和6年度以降の地方団体のeL-QR対応状況

- 固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割について、概ね全ての地方団体が対応済
- 上記4税目に加えて、確定税額の格納が可能である税目の納付書には、原則eL-QRの印字を依頼
 - 上記4税目以外の賦課税目(不動産取得税、個人事業税、個人住民税(普通徴収)、国民健康保険税)においては、多くの地方団体で対応が進んでいるが、未対応の団体に対して引き続き対応を依頼
 - 現在、未対応の団体が多い個人住民税(特別徴収)・申告税目の督促分等についても、積極的な対応を依頼

※ 確定税額の格納が困難な税目(個人住民税(特別徴収)や申告税目)は、eL-QRではなく、eLTAXダイレクト納付等による納付を促進

税目		R6年度 対応予定団体数 (点線はR7・R8年度の対応予定団体)				〈参考〉R4納付件数
賦課税目	自動車税種別割	47団体 (100%)				4,514万件
	軽自動車税種別割	1,734団体 (99.6%)				4,092万件
	固定資産税	1,734団体 (99.6%)				19,593万件
	都市計画税	642団体 (99.8%)				(固定資産税と合わせて納付)
	不動産取得税	44団体 (93.6%)				163万件
	個人事業税	44団体 (93.6%)				241万件
	個人住民税(普通徴収)	1,300団体 (74.7%)				6,792万件
	国民健康保険税	1,073団体 (71.4%)				—
	個人住民税(特別徴収)の督促分等	170団体 (9.8%)	R7 280団体	R8 172団体		—
申告税目	法人二税の督促分等	40団体 (85.1%)				—
	法人市町村民税の督促分等	144団体 (8.3%)	R7 238団体	R8 172団体		—
	事業所税の督促分等	25団体 (32.5%)	R7 27団体	R8 18団体		—

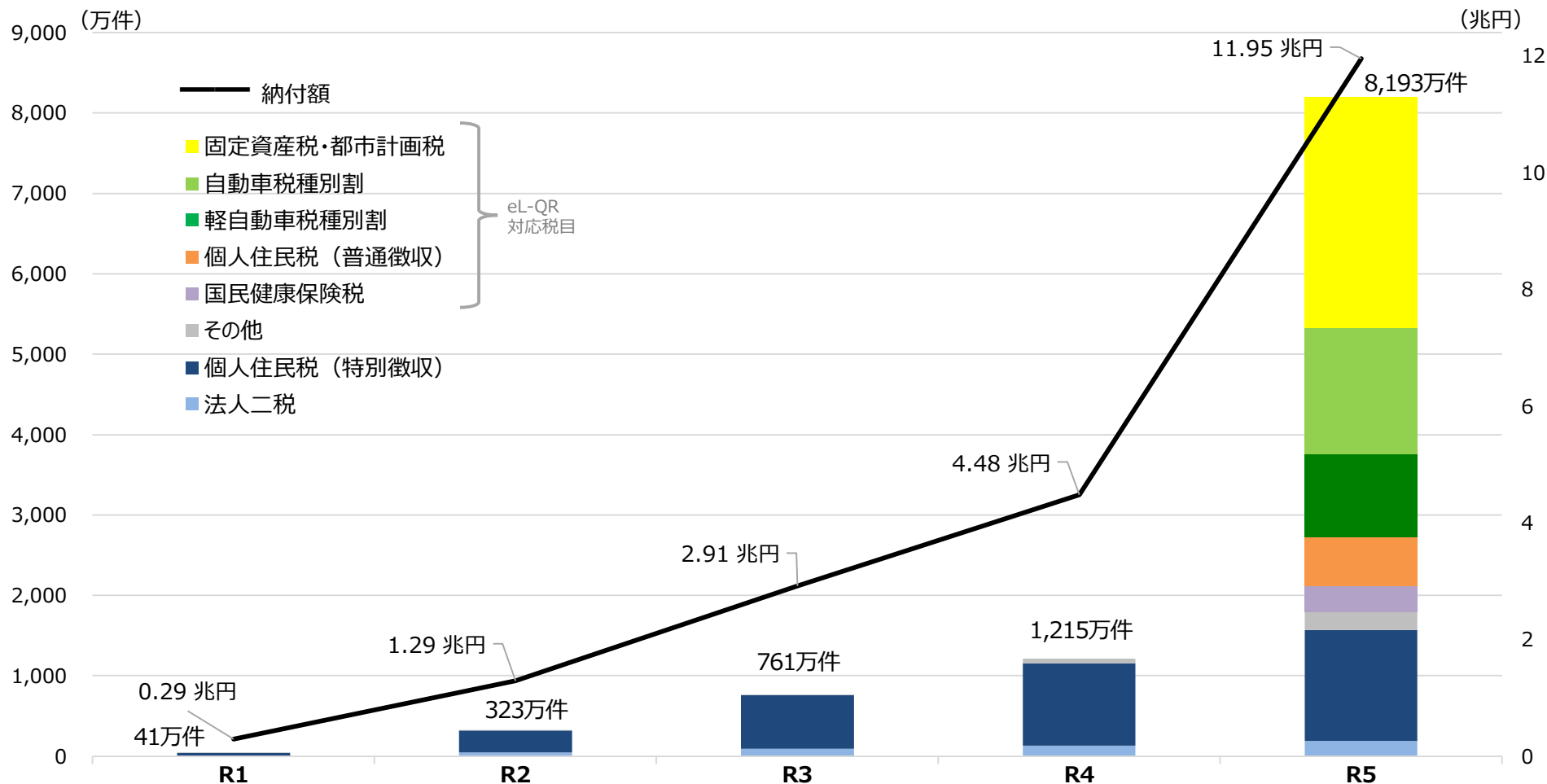
(出典) 地方税統一QRコードの活用に係る検討会事務局調査(令和5年10月)に基づく集計

※ 「督促分等」とは、督促、更生決定、再発行等によって、税額を通知するもの。

※ R4納付件数は、総務省「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」によるもの。

9. 地方税共通納税システムを通じた電子納付の件数・納付額

○ 地方税統一QRコード(eL-QR)導入により、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割等の対応が可能になり、令和5年度の利用件数が増加している



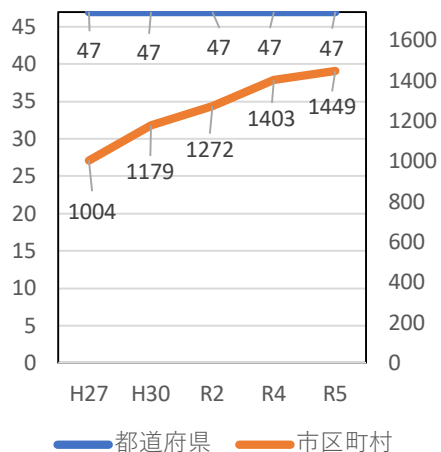
- 令和元年10月から、「地方税共通納税システム」(対象税目は法人二税、個人住民税(特別徴収)、事業所税)が稼働
- 令和3年10月から、個人住民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割(金融三割)に対応
- 令和5年1月から、自動車税種別割・環境性能割(OSS)、軽自動車税環境性能割(OSS)に対応
- 令和5年4月から、eL-QR導入により、固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割に対応
(これら四税目以外にも、確定税額の格納が可能である税目はeL-QRでの納付に対応)
- 令和5年10月から、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税・宿泊税に対応

10. 地方税に係る収納手段の多様化

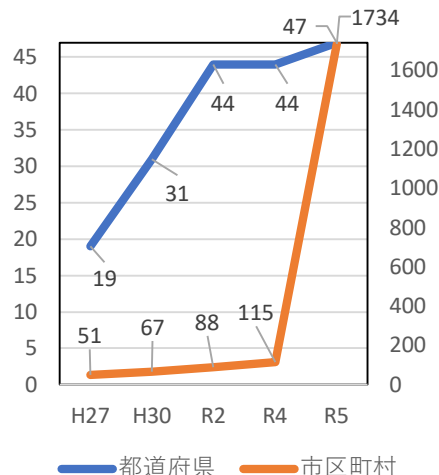
- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税(平成15年度)、クレジットカード納付(平成18年度)など累次の制度改革により、収納手段は多様化。
- 令和5年4月からの地方税統一QRコード(eL-QR)導入に伴い、概ね全ての地方団体において、電子納付環境が整備された。

収納手段別の導入団体数の推移(各年7月1日時点)

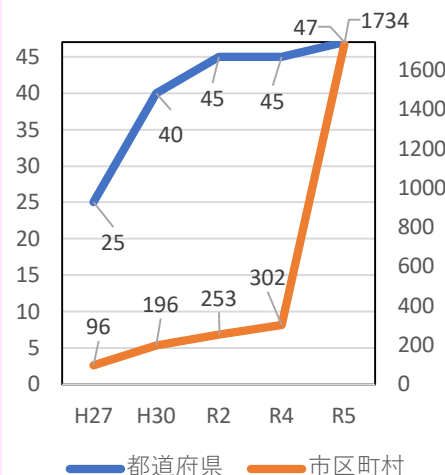
コンビニ収納導入団体数



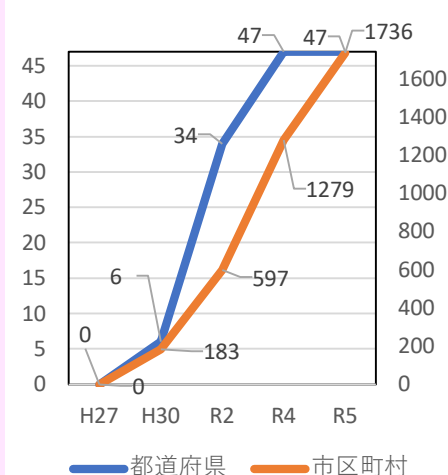
ペイジー導入団体数



クレジットカード納付導入団体数



スマートフォン決済アプリ導入団体数



※ 令和5年度のペイジー、クレジットカード及びスマートフォン決済アプリ導入団体数は、地方税統一QRコードの活用に係る検討会事務局調査(令和5年10月)に基づく、eL-QR対応団体数を加味したもの。

※ 独自のキャッシュレス納付手段を導入している団体数は、eL-QR導入に伴い、令和5年度はペイジーが27都県・110市町村、クレジットカードが12道府県・239市町村、スマートフォン決済アプリが32都道府県・1294市町村となり、減少傾向となっている。

11. eL-QR導入に対する経済団体の評価

令和6年度税制改正に関する提言—持続的な成長と分配の実現に向けて— 抄
(2023年9月 日本経済団体連合会税制委員会)

5. 納税環境整備・その他

(2) 地方税に関するデジタル化 ④公金(納付)の電子化

地方税共通納税システムの対象が令和4年度税制改正で全税目に拡大され、また令和5年4月より固定資産税等一部の地方税の税目において地方税統一QRコードが導入される等、eLTAXを活用した納税業務の電子化は進展しており、歓迎する。

地方税の電子納付の推進等について(要望) 抄

(2023年10月 全国銀行協会、全国地方銀行協会等)

さて、金融界は、かねて、税・公金の収納の効率化・電子化に向けた取組みを行っております。

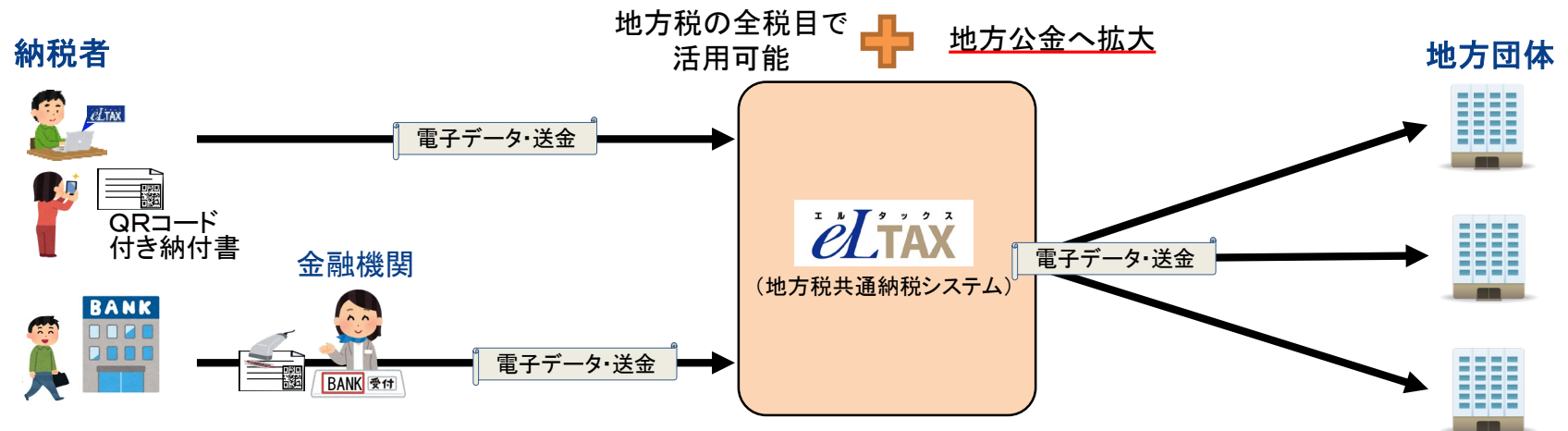
税・公金の電子納付は、納付者にとっては、場所や時間を気にせず行うことができる利便性の高い手段であるほか、金融機関および行政機関にとっても、窓口における納付書・現金の授受や、バックオフィスにおける納付済通知書の仕分け・引渡しを不要とできる効率的な手段です。この点、国民の生産性向上にも資するものと考えております。

12. (参考) 地方公金に係るeLTAX経由での納付

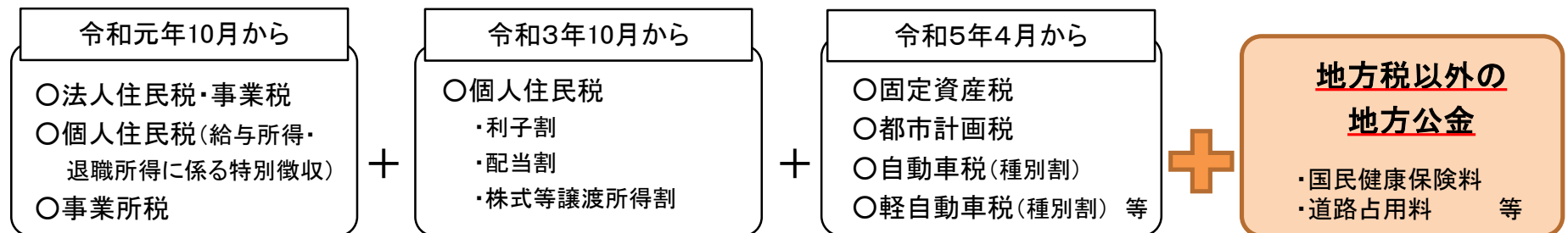
- eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方自治法の改正に併せて、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する措置を講ずる。

※ 地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から適用。

■ eLTAXを通じた電子納付(イメージ)



■ eLTAXを通じた電子納付の対象税目



※地方税法令上、全ての税目に拡大

これまでの取組

- 令和元年にeLTAXにおいて地方税共通納税システムが稼働し、主として法人向けの税目（法人住民税・事業税、個人住民税（特別徴収分）、事業所税）を対象に、eLTAXを通じた電子納付が可能となった。
- さらに、令和4年度税制改正において、地方税法令上、電子納付の対象を全ての税目に拡大。
- 令和5年4月からは、地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した電子納付の仕組みが稼働（個人の納税者に馴染みの深い固定資産税等を必須4税目として開始）。
- あわせて、eLTAXを通じた電子納付に係る納付手段を拡大し、従来の口座振替やインターネットバンキングに加え、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付が可能になった。



- eL-QRの令和6年度対応予定団体数は、1,781 団体（99.6%、47 都道府県＋ 1,734 市区町村）
- 令和5年度のeLTAXを通じた電子納付の実績は、eL-QRの導入により大きく伸び、件数は約8,193万件（前年度比約6.7倍）、納付額は約11兆9,500億円（同約2.7倍）。
- eL-QRの導入に伴い、概ね全ての地方団体において、電子納付環境が整備された（99.7%、47都道府県、1,736 市区町村）。

今後の方向性

- eL-QRについては、必須4項目は、概ね全ての地方団体で対応済だが、eL-QRの利便性に鑑み、より多くの納税者がeL-QRを活用できるよう、eL-QR未対応の地方団体が多い税目等を中心に地方団体に対して積極的な対応を働きかけるとともに、税以外の地方公金のeLTAX経由での納付を実現する。
- 引き続き、納税手続のデジタル化を進め、納付手段の多様化等による納税者等の利便性向上、課税当局における業務効率化・省力化を図っていく。

参考資料

Ⅱ 各分野における規制改革の推進

3. 投資等ワーキング・グループ

(3)金融分野における規制改革

ア 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

【a:(第1弾)令和3年10月措置、(第2弾)令和5年度以後の課税分措置、

b:(前段)令和3年上期措置、(後段)令和4年度措置、c,d:引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

＜基本的考え方＞

指定金融機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条により、地方公共団体の公金の収納又は支払の事務を取り扱うこととされているが、現状、書面・対面ベースの非効率・高コストな仕組みとなっており、指定金融機関等に多大な負担がかかっている。

例えば金融機関窓口を持ち込まれた納付書は、地方公共団体ごとに様式が異なり、手作業での事務処理が必要となっている。また、指定金融機関から地方公共団体への納税済み情報の受渡しの多くは紙で行われているため、地方公共団体においても同様に手作業の業務が発生している。

しかしながら、一部の地方公共団体が窓口収納事務に関する経費を負担していないことが、地方税等の収納効率化・電子化に向けた阻害要因となっているとの指摘もあり、速やかな見直しなどが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

a 総務省は、地方税の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する。第1弾として、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、第2弾として、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加する。さらに拡大可能な税目の有無について継続的に検証する。

b 総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和3年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する。

c 総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。

d 金融庁は、業界団体の要望を踏まえ、地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にし、規制所管府省と調整を行う。

地方税統一QRコード(eL-QR)印刷イメージ(MPN標準帳票の例)

[illegible]

- eLTAXを通じた納付を行うために地方団体において納付書に印字する必要があるもの

①地方税統一QRコード：納付情報等を格納したもの。

②eL-QR(えるきゅーあーる)：印字したQRコードが、地方税統一QRコードであることを明示的に示すための文言。

③eL番号(えるばんごう)：地方団体が発付する納付書を一意に特定するための情報で、地方税統一QRコードに格納される情報の一部を記載するもの。

④eLマーク(えるまーく)：共通納税システムに対応する納付書であることを、利用者や金融機関窓口職員が確認するためのマークとして、地方税共同機構が制定したマーク。

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策12：情報通信技術利用環境の整備
担当部局・課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課
作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 飯村 博之
政策評価実施時期	令和 6 年 8 月

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

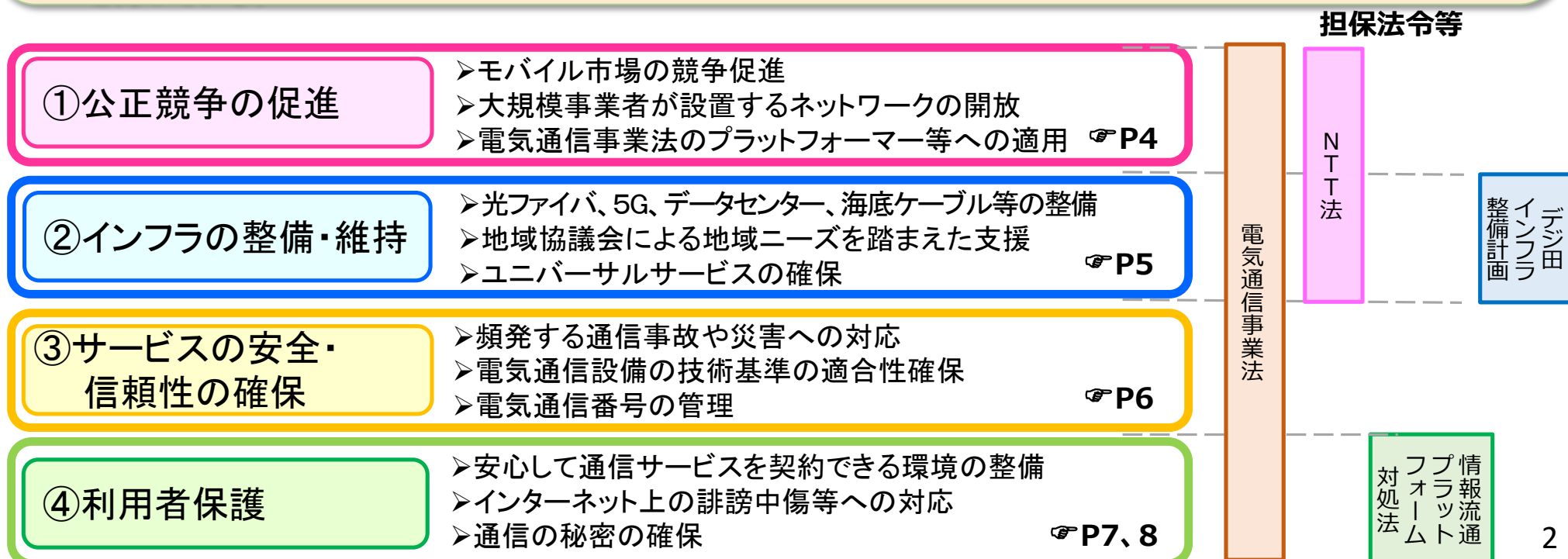
政策12 情報通信技術利用環境の整備

第 1 部 政策の全体像と取組状況

情報通信技術利用環境の整備（政策目的・主な取組）

電話やネット等の通信サービスは、国民生活や社会経済活動に必要不可欠であり、公益事業としての高い公共性を有するとともに規模の経済等により自然独占性が高いことを踏まえ、「①公正競争の促進」を図りつつ「②インフラの整備・維持」を確保した上で、「③サービスの安全・信頼性の確保」や「④利用者保護」を徹底することが重要。

- 通信分野の基本法は、電気通信事業を規律する「電気通信事業法」とNTT持株・東西を規律する「NTT法」であり、これらを両輪として「①公正競争の促進」等を図っている。
- また、これらに加えて「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき「②インフラの整備・維持」に係る取組を行うとともに、「電気通信事業法」に基づく「③サービスの安全・信頼性の確保」、「電気通信事業法」「情報流通プラットフォーム対処法」に基づく「④利用者保護」（ネット上の誹謗中傷対策を含む）を行っている。



主な取組の内容及び進捗

①公正競争の促進（通信料金の低廉化に向けた取組）

事業者間の活発な競争を通じて低廉で多様なサービスの実現を図るべく、令和元年に、通信料金と端末代金の分離や行き過ぎた囲い込みの禁止などを目的とした電気通信事業法の改正を行ったほか、携帯電話番号持運び(MNP)無料化、違約金の撤廃、SIMロックの原則禁止、キャリアメール持ち運びの実現等により乗換え障壁の除去等を行った。

これにより、各社が多様で低廉な新料金プランの提供を開始し、その契約数は3年で約6,960万に到達した。また、日本の携帯電話料金は諸外国と比べ、中位又は低位の水準になった。

②インフラの整備・維持（光ファイバ、5G、データセンター、海底ケーブル等の整備）

デジタルインフラは社会生活や経済活動を支えるものとして今後一層重要なものになることから、総務省では、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、光ファイバや5G、データセンター、海底ケーブル等のデジタルインフラの整備を進めているところである。このうち、データセンターについては、経済産業省と連携しながら分散立地や東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備に向けた民間事業者によるデータセンターの整備を支援している。また、海底ケーブルについては、日本海側の国内海底ケーブルの整備を支援するとともに、データセンターの分散立地に向けた取組と連動し、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けて、国際海底ケーブルの多ルート化を支援していくこととしている。

③サービスの安全・信頼性の確保（通信事故や災害への対応）

大規模な通信事故・災害の発生を踏まえ、通信事故の抑止に向けた事業者の取組の定期的な検証や、災害時に備えた停電対策の義務付け等の施策を推進している。通信事故については、近年増加傾向にあることから、新たな取組として、安全・信頼性確保に向けた事業者の取組を総務省が定期的に検証するモニタリング制度を開始したほか、利用者の利益保護の観点から事故発生時に事業者が実施すべき利用者への周知広報等についてガイドラインを策定した。更に非常時における通信手段の確保に向けて、携帯電話の事業者間ローミングの導入について具体的な検討を引き続き進めていくこととしている。

④利用者保護（安心して通信サービスを契約できる環境の整備、インターネット上の誹謗中傷等への対応）

- 電気通信サービスの高度化・多様化により、多くの利用者に利便性の向上や選択肢の増加がもたらされる一方で、利用者と事業者の間の情報格差や事業者の不適切な勧誘などにより、トラブルも発生している。そのため、消費者からの苦情・相談への対応や消費者トラブルの防止のための消費者保護ルールを策定を行ったほか、その後累次にわたり規律を強化するとともに、事業者の取組状況についてモニタリングを実施してきた。令和4年には電話勧誘時の説明義務の厳格化、禁止行為規制の拡充を実施した。
- インターネット上における誹謗中傷等の被害者の救済をより円滑にする等の対応を図るため、令和3年にプロバイダ責任制限法を改正し、発信者情報開示手続の簡易・迅速化等を実施した。また、大規模プラットフォーム事業者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る具体的措置を義務付ける改正プロバイダ責任制限法(情報流通プラットフォーム対処法)が本年5月10日に成立した。

令和元年の電気通信事業法改正

- 通信料金と端末代金の完全分離
- 行き過ぎた囲い込みの禁止

+

アクション・プラン（令和2年10月）を踏まえた主な取組

- 携帯電話番号持運び（MNP）無料化
- SIMロック原則禁止の導入
- キャリアメール持運び実現 等

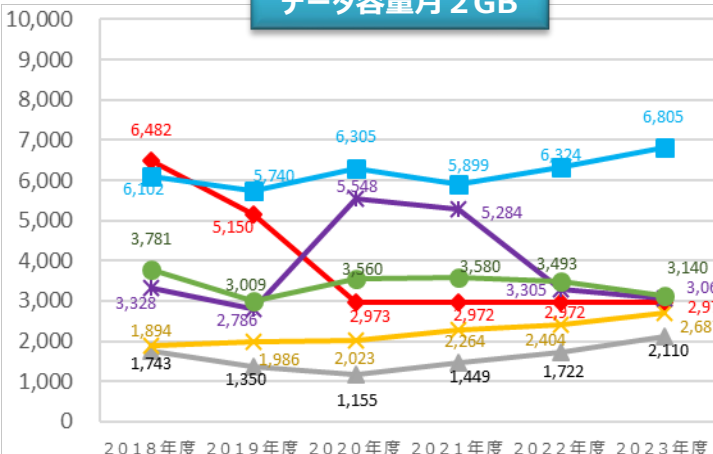
乗換え障壁の除去等により
競争が促進

- 令和3年春以降、各社が多様で**低廉な新料金プランの提供を開始**。
⇒**利用者の選択肢が拡大**するとともに、日本の携帯電話料金は諸外国と比べ**中位又は低位の水準**に。
- 利用者の**乗換えや料金プラン変更の動きは活発化**。
⇒**新料金プランの契約数は3年で約4.4倍（約6,960万）に増加**。料金低廉化という形で**恩恵が拡大**。
- 令和5年11月7日に「**モバイル市場競争促進プラン**」を発表。
⇒更なる**競争促進策の検討**を開始し、その**検討結果を取りまとめる予定**。

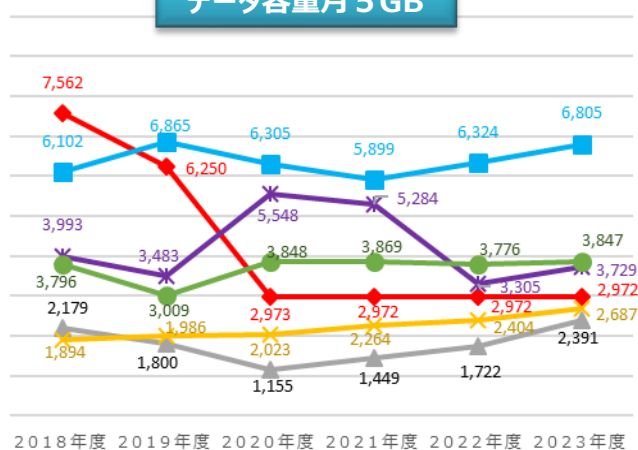
<携帯電話料金の国際比較の推移>

(税込 円)

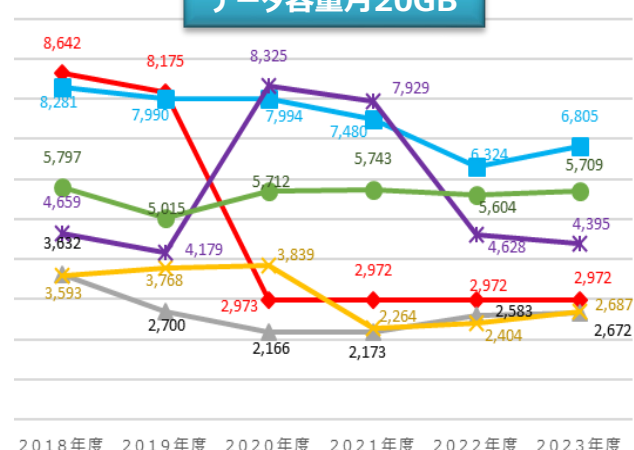
データ容量月2GB



データ容量月5GB



データ容量月20GB



- 「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」を策定（R4.3、R5.4改訂）し、①光ファイバ等、②5G等、③データセンター・海底ケーブル、④非地上系（NTN）、⑤Beyond 5Gを重点的に整備・開発。

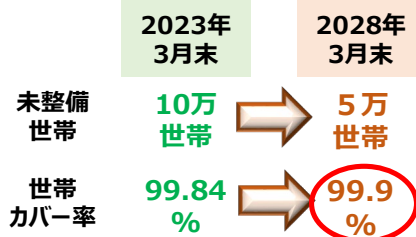
デジタル田園都市国家インフラ整備計画全体の予算額 R6当初：321.8億円、R5補正：393.0億円

光ファイバの世帯カバー率：99.84%（2023年3月末）

5Gの人口カバー率：96.6%（2023年3月末）

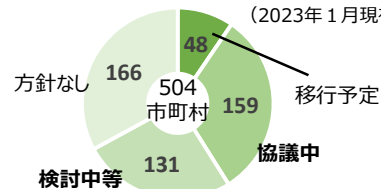
① 固定ブロードバンド（光ファイバ等）

2028年3月末までに、
世帯カバー率99.9%を目指す



地方自治体の要望を踏まえ、
公設設備の民設移行を
早期かつ円滑に進める

条件不利地域自治体の民設移行方針の状況
（2023年1月現在）



② ワイヤレス・IoTインフラ（5G等）

国民の利便性向上及び安全・安心の確保の観点から
道路カバー率を非居住地域の整備目標として設定

自動運転やドローン
を活用したプロジェクトとも
連動する形で地域の
デジタル基盤の整備を推進

自動運転（遠隔監視）



ドローン（点検・モニタリング）



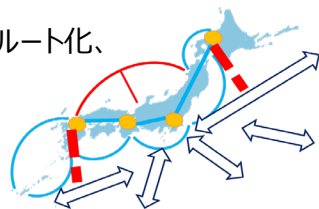
政策12

③ データセンター／海底ケーブル等整備

東京・大阪を補完・代替する第3・第4のデータセンターの
中核拠点の整備を促進

日本海ケーブルの整備、国際海底ケーブルの多ルート化、
陸揚局を含めた防護、敷設・保守体制を強化

省エネ・再エネやオール光技術等の
動向を注視しつつ、エネルギーと
データの地産地消に向けた分散立地
の在り方を検討

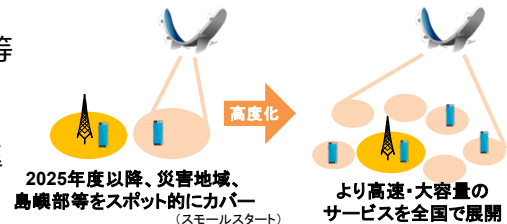


R5補正予算額：100.0億円

④ 非地上系ネットワーク（NTN）

＜HAPSのサービス展開イメージ＞

2025年の大阪・関西万博等
でのHAPSの実証・
デモンストレーション等の
実施による海外展開の推進



我が国独自の通信衛星コンステレーションの構築の促進

⑤ 次世代インフラBeyond 5Gの開発等

新基金事業等により、社会実装・海外展開を強く意識したプロジェクトを
重点的に支援し、今後5年程度で関連技術を確立

国際標準化の推進や国際的なコンセンサス作り・ルール作りなど、
グローバル市場で競争する我が国企業を後押しする環境整備に努める

- 昨今の大規模な通信事故・災害の発生を踏まえ、通信事故の抑止に向けた事業者の取組の定期的な検証や、災害時に備えた停電対策の義務付け等の施策を推進。

通信事故の発生状況



通信事故多発を受けた総務省の新たな取組

1. 構造問題検証

構造的問題に踏み込んだ検証

電気通信役務の安全・信頼性確保に向けた事業者の取組を総務省が定期的に検証するモニタリング制度を開始。

2. 利用者利益保護

利用者に対する周知広報の強化

事故発生時に事業者が実施すべき利用者への周知広報、関係機関への連絡等についてガイドラインを策定。

3. 代替手段確保

非常時における事業者間ローミング等の実現

令和7年度末の導入を目指し、利用者周知の在り方や緊急地震速報等に関する技術的事項等の検討を推進。

災害時に備えた総務省及び事業者の取組

- ✓ 総務省は、災害時にも通信サービスが安定的に提供されるよう、主要な設備の停電対策を実施すること、主要な回線に予備を設けること等の災害対策を事業者に義務付け。

※市町村役場等をカバーする携帯電話基地局等における24時間以上の停電対策を義務化 等

- ✓ 事業者においてネットワーク強靱化、早期復旧のための取組を推進。

※予備バッテリーの24時間化の対応は、東日本大震災時約1,000局から令和5年3月現在で約11,440局に増加

災害時における総務省の取組

- ✓「総務省・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）」を令和2年に立ち上げ。
- ✓移動電源車の配備や移動通信機器等の貸与、関係行政機関・事業者等との連絡調整等を実施。



移動電源車の配備例

- 電気通信サービスの料金の事前規制の原則廃止に伴い、2003年に消費者保護ルールを整備。
- サービスの多様化・複雑化を背景にして増加した苦情相談への対応や、消費者トラブルの防止のため、2015年以降累次にわたり消費者保護ルールを強化するとともに、事業者の取組状況についてモニタリングを実施。
- 2022年には、電話勧誘時の説明義務の厳格化、禁止行為規制の拡充（遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止、解約時に請求できる金額の制限）を実施。

契 約 時

* 提供条件の説明義務

電話で意思表示をする場合は、利用者が求めない限り書面交付が必要

* 契約書面の交付義務

・名称
・料金
・内容
・...

不実告知等の禁止

* 勧誘継続行為の禁止

× ウソ
× 事実を告げない

自己の名称等を告げない勧誘の禁止

× 冒頭に会社名や勧誘目的であることを告げない勧誘

× 断ったにも関わらず、執拗な勧誘

事前届出
定期報告

販売代理店に対する指導等の措置義務

契 約 後

* 初期契約解除制度

契約書面受領後
8日以内

事業者の合意なしに
解約可能

苦情等の処理義務



苦情・相談

トラブル

解 約 時

* 遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止

<「適切な措置」の例>

ウェブ解約、電話オペレータの十分な配置、解約予約

* 解約時に請求できる金額の制限

- × 月額利用料を超える違約金の請求
- × 契約期間満了後の工事費残債・撤去費の請求
- × 契約解除手数料の請求 など

※ 「*」記載のルールについて、法人契約（法人その他の団体である利用者とその営業（事業）のために又はその営業（事業）として締結する契約等）は、適用除外。

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、

①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務付ける。

改正事項

大規模プラットフォーム事業者※¹に対して、以下の措置を義務付ける。

※¹ 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少なくない一定規模以上等の者。

① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律※²の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※² 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(参考)該当する予算事業名・行政事業レビューシートのURLリンク

< 予算事業名及び行政事業レビューシートURL >

予算事業名	行政事業レビューシートURL
電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究	https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyous5/kizon/kizon_r5_5-4.html
電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費	
電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費	
電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)	
データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業	
電気通信事故に関する原因究明機能等の強化事業	https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyous5/shinki/shinki_r5.html
適切な携帯料金プランの選択等に資する携帯電話サービスの更なる競争の促進	
自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備の促進	「V-4 情報通信技術利用環境の整備」

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策12 情報通信技術利用環境の整備

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

電気通信サービス分野における消費者保護に係る周知広報

【①取組の背景・理由】

- 総務省では、電気通信市場における公正な競争環境の整備に向けた各種の取組を継続して実施。競争の活性化により、料金プランは多様化・複雑化。
- 利用者の利便性が向上し、選択の幅が広がった一方で、利用者と事業者の間の情報格差や事業者の不適切な勧誘等により、電気通信サービスの契約・利用を巡るトラブルも発生。利用者が安心安全に電気通信サービスを利用するため、消費者保護を図る必要。
- 総務省では、電気通信サービスの消費者保護規律について、不断の見直しを実施。令和4年には、電話勧誘時の説明義務の厳格化、解除時の引止めや高額な違約金請求の禁止と行った禁止行為規制の拡充を図った。直近では、電気通信事業者に課している販売代理店に対する指導等措置義務に関し、販売代理店に求められる必要な能力や体制の明確化等を図ったところ。(☞P12「電気通信事業法における消費者保護ルール」,P13「これまでの消費者保護ルール強化の経緯」)
- このほか、総務省では、市場のモニタリングを継続して行い、電気通信事業者等による不適切な業務が見られた場合にはこれを是正させるなど執行にも努めている。令和5年度では、電気通信事業法の利用者保護規律への違反等に係る行政指導を3件（5者）※行ったほか、随時、電気通信事業者等への働きかけ、改善に努めている（121件（令和4年10月～令和5年3月））。

※公表事案のみ。

- これらの取組もあり、直近、電気通信サービスに関する消費者からの苦情相談件数は、66,971件（令和4年度、前年度比▲10.8%）と減少傾向にあるものの、引き続き高止まりしている状況。また、苦情相談の内訳は、MNOサービスが26.3%（同▲7.0%）、FTTHサービスが24.7%（同▲4.7%）と両サービスが過半数を占めている。

(☞P14「電気通信サービスに係る苦情相談件数等」)

- 今後更に消費者トラブルを防止し、安心安全に電気通信サービスを利用できる環境を整備していくためには、事業者に対する規律の強化等だけではなく、消費者側のリテラシー向上を促し、社会全体としてトラブルを防止するための取組を図っていくことが必要。

電気通信事業法における消費者保護ルール

- 電気通信サービスの料金の事前規制の原則廃止に伴い、2003年に消費者保護ルールを整備。
- サービスの多様化・複雑化を背景にして増加した苦情相談への対応や、消費者トラブルの防止のため、2015年以降累次にわたり消費者保護ルールを強化するとともに、事業者の取組状況についてモニタリングを実施。
- 2022年には、電話勧誘時の説明義務の厳格化、禁止行為規制の拡充（遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止、解約時に請求できる金額の制限）を実施。

契 約 時

* 提供条件の説明義務

電話で意思表示をする場合は、利用者が求めない限り書面交付が必要

* 契約書面の交付義務

・名称
・料金
・内容
・…

不実告知等の禁止

* 勧誘継続行為の禁止

× ウソ
× 事実を告げない

自己の名称等を告げない勧誘の禁止

× 冒頭に会社名や勧誘目的であることを告げない勧誘

× 断ったにも関わらず、執拗な勧誘

事前届出
定期報告

販売代理店に対する指導等の措置義務

契 約 後

* 初期契約解除制度

契約書面受領後
8日以内

事業者の合意なしに
解約可能

苦情等の処理義務



苦情・相談

トラブル

解 約 時

* 遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止

<「適切な措置」の例>

ウェブ解約、電話オペレータの十分な配置、解約予約

* 解約時に請求できる金額の制限

- × 月額利用料を超える違約金の請求
- × 契約期間満了後の工事費残債・撤去費の請求
- × 契約解除手数料の請求 など

※ 「*」記載のルールについて、法人契約（法人その他の団体である利用者とその営業（事業）のために又はその営業（事業）として締結する契約等）は、適用除外。

これまでの消費者保護ルール強化の経緯

- 電気通信事業の利用者を保護するための規律（利用者保護規律）としては、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の平成15年改正において、事業の休廃止に係る周知、提供条件の説明及び苦情等の処理の義務を電気通信事業者に課す規定が設けられた。
- その後、社会情勢の変化等を踏まえて、順次規定の充実が図られてきた。

平成15年
(2003年)

提供条件の説明義務

苦情等の処理義務

事業の休廃止に関する周知義務

平成27年
(2015年)

契約書面の交付義務

初期契約解除制度

代理店への指導等措置義務

不実告知等の禁止

勧誘継続行為の禁止

提供条件の説明義務の強化

平成30年
(2018年)

業務の休廃止に関する事前届出制導入・周知義務の強化

令和元年
(2019年)

自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止

利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止(省令委任)

代理店届出制度の導入

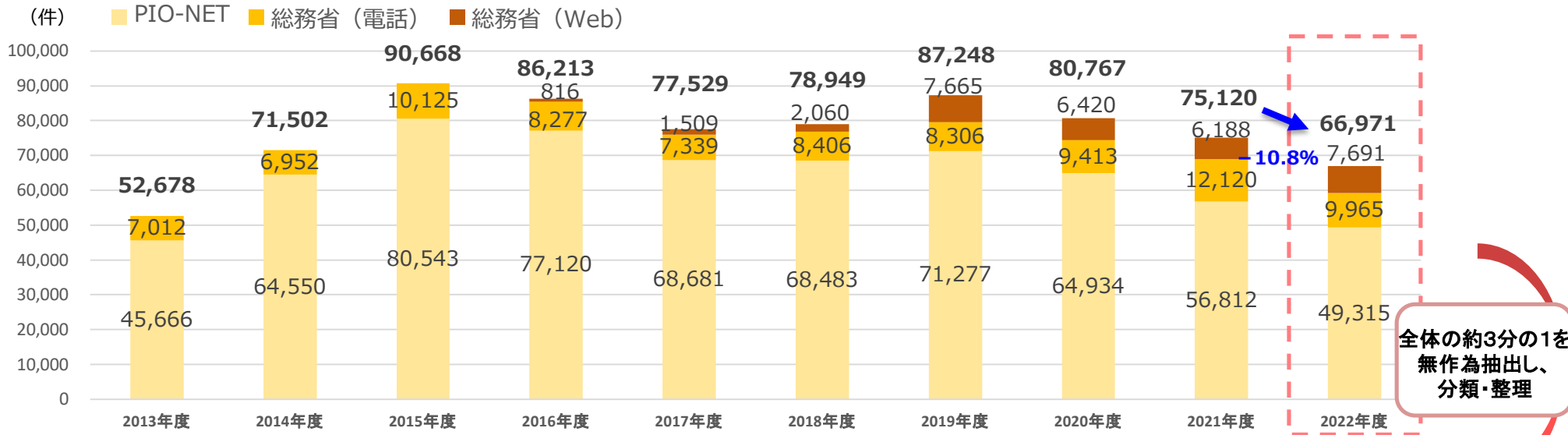
令和4年
(2022年)

利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講じないことの禁止(省令)

解約時に請求できる金額の制限(省令)

電気通信サービスに係る苦情相談件数等

全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に寄せられた件数※1※2と総務省における総受付件数※3



※1 PIO-NET受付分については、各年度とも翌年度4月30日までに登録された件数。(受付と登録には時間差があるため、件数は今後増減する可能性あり)

※2 PIO-NETにおける「電気通信サービスに係る苦情相談」とは、PIO-NET用の商品別分類「R81 電報・固定電話」、「R82 移動通信サービス」、「R84 インターネット通信サービス」のいずれかが登録されたデータを指す。ただし、2021年度から分類体系の一部が変更され、「R84 インターネット通信サービス」の一部が集計の対象外となっている。また、2022年度からは、「T55 娯楽等情報配信サービス」が登録されたデータのうち事務局で集計した携帯電話事業者が提供するサービスに係るデータも集計対象としている。

※3 総務省受付分については速報値となる。また、2016年度以降の件数にはホームページでの受付分(2016年7月受付開始)を含む。

<参考>
契約数(2023.3末時点)

MNOサービス

前年度件数比
(▲7.0%)

26.3%

1億8,068万
(前年同期:1億7,687万)

FTTHサービス

(▲4.7%)

24.7%

3,807万
(同:3,691万)

MVNOサービス

(28.7%)

データ専用
4.6%

音声付等
3.0%

7.6%

3,016万
(同:2,654万)

プロバイダサービス

(▲17.5%)

2.6%

—

ケーブルテレビイン
ターネットサービス

(44.2%)

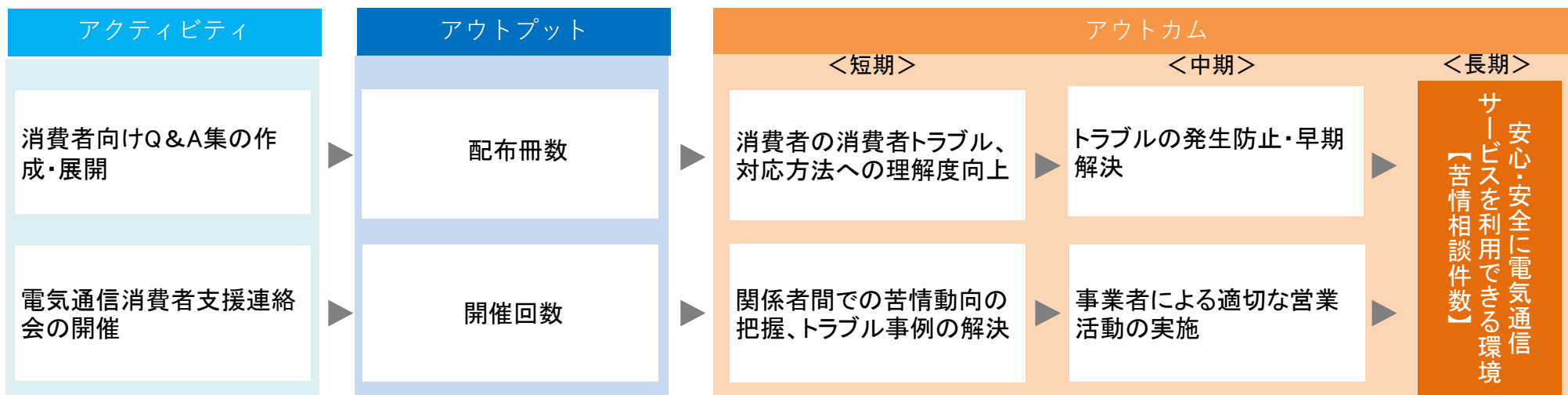
0.9%

457万
(同:454万)

電気通信サービス分野における消費者保護に係る周知広報

【②取組の概要・効果発現経路】

総務省では、事業者に対する規律の強化等以外の取組として、消費者からの苦情相談を受け付ける電気通信消費者相談センターの運用のほか、電気通信サービスQ&Aの作成・展開による消費者に向けた周知活動や消費者団体、電気通信事業者等、総務省の連携体制強化のための電気通信消費者支援連絡会の開催を実施している。



電気通信サービスQ&A

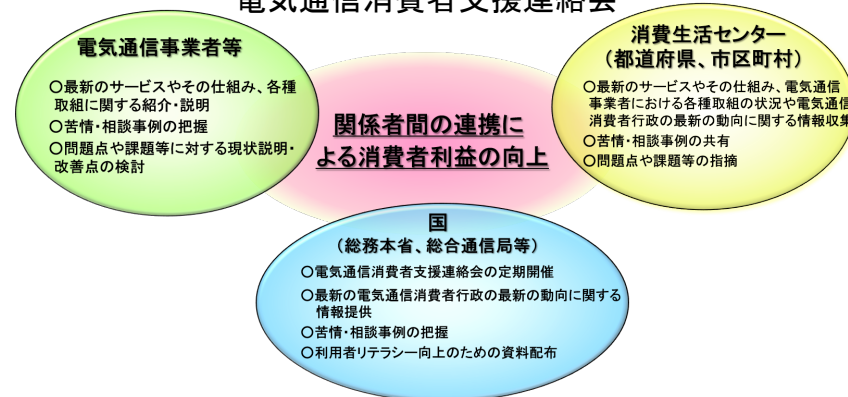
過去3年間の消費者向けQ & A集の配布冊数

	配布冊数
令和3年度	107,000
令和4年度	107,000
令和5年度	97,170



※1 総務省ホームページ及び各地方局、消費生活センター等へ配布
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_faq/index.html

電気通信消費者支援連絡会



※ 全国の総務省総合通信局等（11局所）ごとに年1、2回程度開催し、消費生活センターに寄せられた個別相談事案について消費者団体・事業者等、総務省で防止に向けた意見交換を定期的実施。

※ 開催状況：各22回／年度、開催。

（参考）連絡会の開催実績（開催報告・資料等）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/renrakukai.html

電気通信サービス分野における消費者保護に係る周知広報

【③現状と課題】

- 総務省が作成している消費者向けQ&A集は、総務省HP及び各地方局、全国の消費生活センター等を通じて活用されてきた。また、電気通信消費者支援連絡会においては、各総合通信局等（11局所）において各年度22回程度開催され、消費者団体、電気通信事業者等、総務省の連携体制強化に寄与してきた。
- 一方、総務省に寄せられる苦情内容を分析した結果、MNOサービスやFTTHサービスにおける勧誘や料金に関する特定のトラブル類型に集中しており、苦情相談件数が高止まりする現状においては、特定のトラブルに着目した取組が求められる。
（☞P17「苦情相談の内容（2022年度の分析結果）（概要）」）
- これに対して、消費者向けQ&A集は、電気通信サービスにおける一般的な契約の知識等を示す内容にとどまっており、具体的なトラブル事例や対処方法等についての記載は限定的。
- よって、トラブル事例や制度活用を含めた適切な対応方法への理解を醸成し、トラブルの発生予防、早期解決を促すための取組の更なる充実が必要であると考えられる。

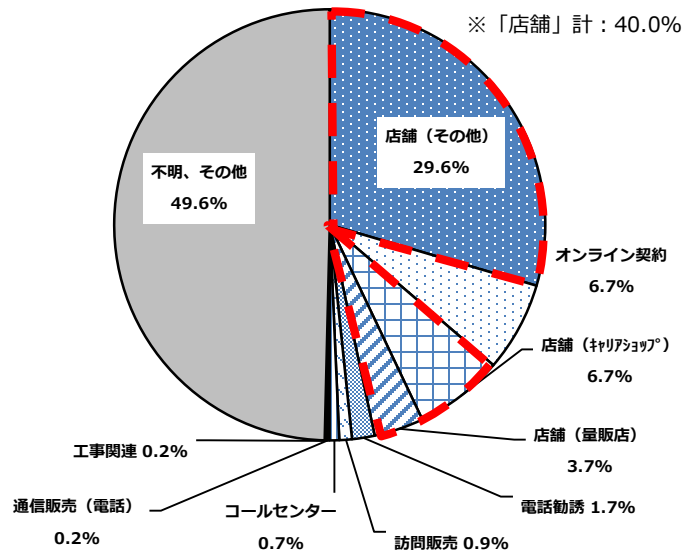
苦情相談の内容（2022年度の分析結果）（概要）

（1）苦情相談の要因となったチャネル又は対応場所等について

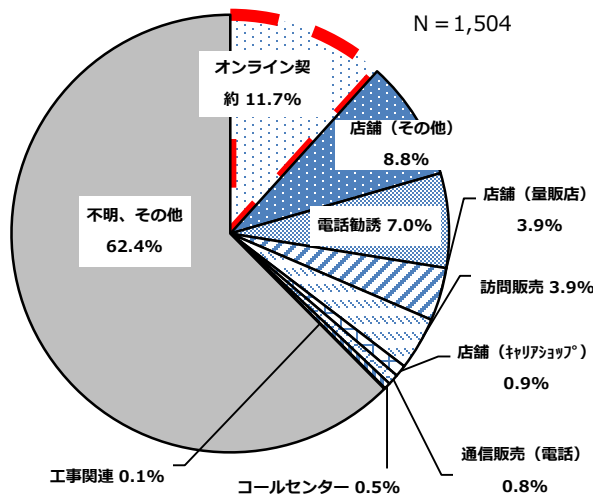
（注）「その他」には苦情相談の要因となった具体的なチャネルに分類できないもの（チャネルに関する言及がないもの等）が含まれている

（MNOサービス） N = 5,187

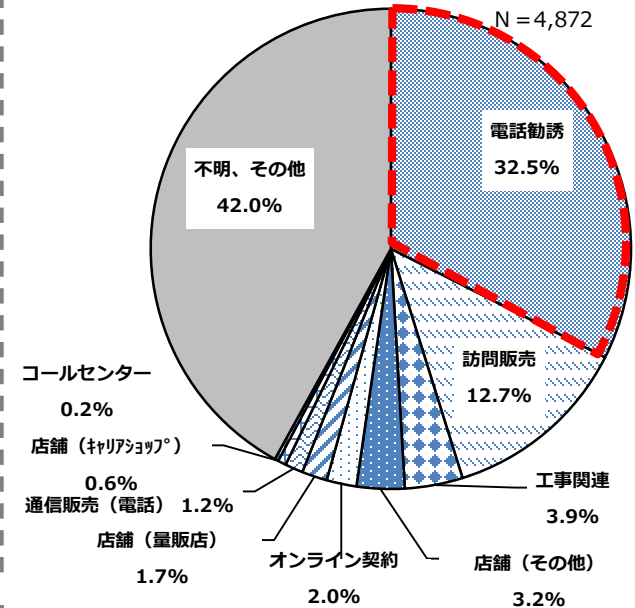
※「店舗」計：40.0%



（MVNOサービス） N = 1,504



（FTTHサービス） N = 4,872



（2）苦情相談の例（主な「苦情相談の項目・観点」（上位3つ）と内容）

- 1. 勧められて事業者等乗換え/新規契約 27.5%**
例) 出張販売で料金が今より安くなると試算され携帯電話会社を乗り換えしたが、販売員の強引な勧誘があり納得できない。
・母と一緒に携帯ショップに出向き母のスマホを契約した。2台持ちをすると安くなるといわれたが安くない。説明不足だ。
- 2. 通信料金の支払(心当たりのない請求等) 24.5%**
例) スマホの請求金額が高額で愕然。携帯会社に問い合わせしたら、海外に発信していることが判明したが心当たりのない。
・4ヶ月前に携帯の契約を別会社へ変更したが、変更前の会社から心当たりの無い請求が来ている。どうしたらよいか。
- 3. 事業者等の相談窓口の対応 14.7%**
例) 携帯電話ショップにずっと電話をかけているがつかまらない。来店予約をしたいのに困っている。
・7ヶ月前に解約したスマホに関する代金請求がまだ続いており困っている。通信会社に電話をかけてもたらい回しにされるばかりだ。

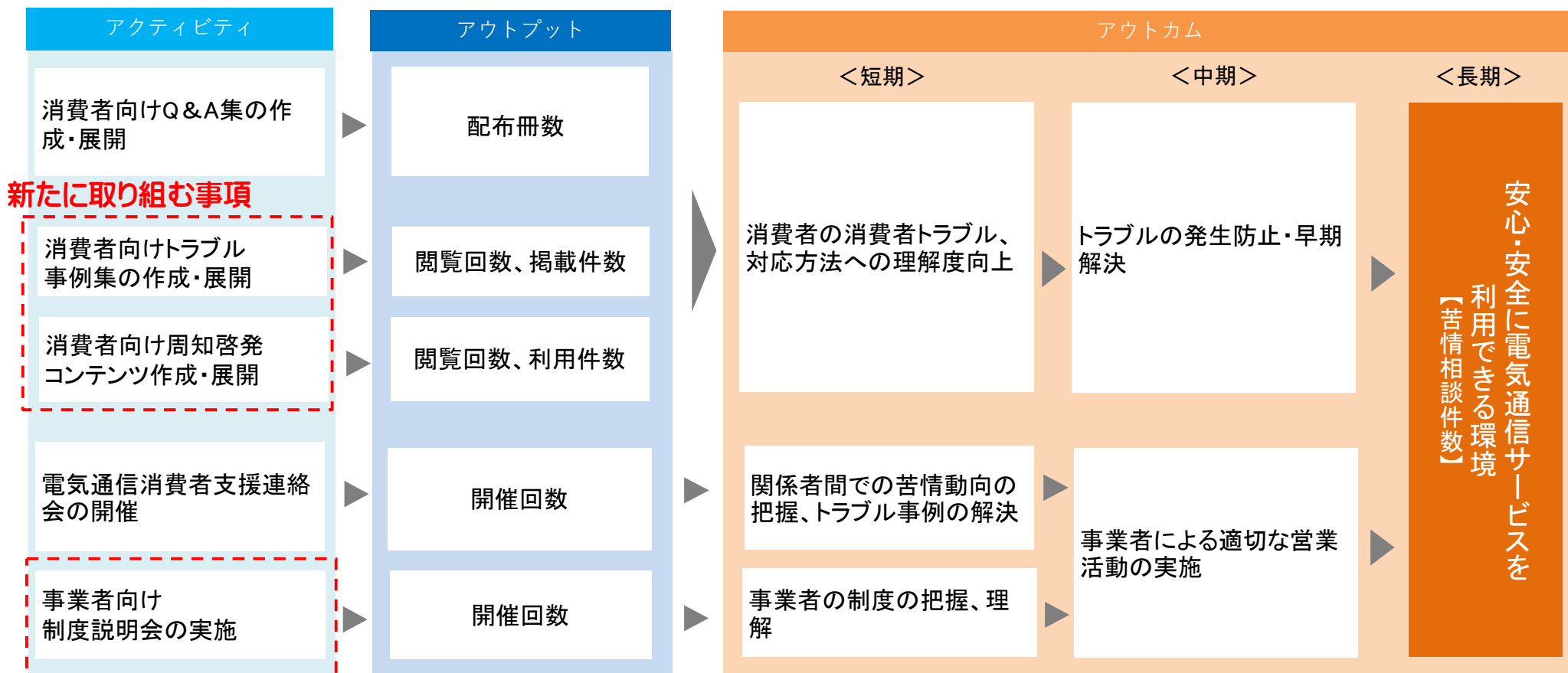
- 1. 解約の条件・方法 38.7%**
例) 解約するために連絡しようとしたところ、電話がつかならず連絡が取れない。(データ通信専用)
・乗換えのため解約を申し出たところ、高額な違約金を請求された。明細を希望したところ、高額な発行手数料を請求された。(音声通話付)
- 2. 勧められて事業者等乗換え/新規契約 30.4%**
例) 契約時に説明書面を交付されなかった。(データ通信専用)
・他社から乗り換えると安くなると言われ契約したが、説明と異なる金額を請求された。(音声通話付)
- 3. 通信料金の支払(心当たりのない請求等) 21.6%**
例) 申し込んでいないサービスの利用料まで請求された。(データ通信専用)
・月額約2千円程度という説明を受けて、格安スマホを契約したが、4千円近い金額の請求が来ている。(音声通話付)

- 1. 勧められて事業者等乗換え 51.4%**
例) 5月に電話後、訪問されネット回線契約を乗り換え先月開通。説明額より高額で業者は消費税の差と言う。最初の説明額にしてほしい。
・2年前に料金が安くなるので光回線乗り換えなかったと電話勧誘され契約。最近料金が安くなっていないことに気が付いた。不満。
- 2. 解約の条件・方法(解約料等) 30.7%**
例) 光回線の解約を申し出た。事前に電話で確認した以上の費用を請求され納得できない。
・先月中旬に光回線の解約を申し出て受理してもらったのにも関わらず、解約をしてもらえなかったことが不満。
- 3. ネットワークの品質 16.0%**
例) ゴールデンタイムにインターネット回線速度が著しく落ちるのが半年ほど続いている。
・毎日決まった時刻から急激な速度低下が発生する。

電気通信サービス分野における消費者保護に係る周知広報

【④今後の方向性・工夫点】

- 消費者向けトラブル事例集や周知啓発コンテンツの作成・展開を通じて、トラブル事例・類型、制度活用能力を含む対応方法への理解度向上を促す。
- また、随時見直しを行っている消費者保護ルールの実効性を更に確保するため、事業者向けの制度説明会を定期的実施し、事業者における制度理解・遵守を図っていく。



令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策16：一般戦災死没者追悼等の事業の推進
担当部局・課室名	大臣官房 総務課管理室
作成責任者名	管理室長 嶋 孝次
政策評価実施時期	令和 6 年 8 月

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進

第 1 部 政策の全体像と取組状況

政策16：一般戦災死没者追悼等の事業の推進 政策の全体像

〔政策目的〕

○ 他の行政機関の所掌に属しない先の大戦に係る事務に関して適切な対応を行うこと。

○ 政策目的を達成するため、以下の事務を実施。

1. 一般戦災死没者に対する追悼事務

2. 平和祈念展示資料館の運営

3. 埋没不発弾等を対象とした不発弾等処理交付金の交付

4. 旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給

1. 一般戦災死没者に対する追悼事務

一般戦災死没者（先の大戦による本邦における空襲等のため死亡した者）に対して追悼の意を表す（※）ため、遺族代表が全国戦没者追悼式等に参列するための旅費支給等を実施。

※厚生労働省の所掌に属するもの（原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事務）を除く。

○一般戦災死没者遺族代表への旅費の支給

- ・都道府県から推薦された全国戦没者追悼式等に参列する一般戦災死没者遺族代表に対して旅費を支給
- ・令和5年度の一般戦災死没者遺族代表の国費参列者数：97名
※新型コロナウイルス感染症の影響により全国戦没者追悼式が縮小開催となった影響で減少（参考：令和元年度179名）

○太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式の開催経費等への補助

- ・（一財）太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会が行う太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔を通じた一般戦災死没者に対する追悼に関する事業に要する経費を補助
- ・令和5年度執行額：1,508万円

○総務省ホームページによる一般戦災に関する情報の提供（全国の追悼式・追悼施設等の情報）



全国戦没者追悼式
（政府主催／8月15日）



太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式
（（一財）太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会主催／10月26日）



2. 平和祈念展示資料館の運営

総務省が旧(独)平和祈念事業特別基金(平成25年4月1日解散)から引き継いだ関係者(兵士、戦後強制抑留者及び引揚者をいう。)の労苦に関する資料の展示を行うことにより、当該労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくとともに、幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供するため、民間委託により平和祈念展示資料館を運営。

平和祈念展示資料館について(新宿住友ビル33階に常設)

○館内展示

- ・ 常設展示に加え、館内イベントとして企画展や語り部話し会を実施

展示資料	: 400点
所蔵実物資料	: 2万6千点
所蔵図書	: 1万5千冊



○館外活動

- ・ 地方における展示会を開催
※令和5年度は熊本県、山口県、滋賀県及び宮城県(厚生労働省所管の昭和館・しょうけい館との3館連携)で開催
- ・ オンライン平和学習支援プログラムの実施
※学校等への資料貸出しと資料館スタッフによるオンライン授業を組み合わせたコンテンツを提供し、学校等と資料館を直接結んで平和学習を行うことにより、若年層の理解促進を図る活動
- ・ シンポジウムの開催(令和5年度テーマ:「難民問題の過去と現在」)
- ・ 全国の関連施設との連携強化(戦後80年に向けた取組の検討など)

※ 市場化テストの枠組みによる一般競争入札で決定した民間事業者に運営を委託

※ 適切かつ効果的・効率的な運営を行うため、「平和祈念展示資料館の運営に関するアドバイザリーボード」が点検・助言

3. 埋没不発弾等を対象とした不発弾等処理交付金の交付

- 先の大戦に際して生じた不発弾等の処理は自衛隊、地方公共団体等の関係機関が協力して実施しているが、このうち、陸地にある埋没不発弾等について、その処理を行う地方公共団体の財政負担を軽減し、処理を促進することにより、不発弾等による災害を未然に防止することを目的として、昭和48年度から不発弾等処理交付金を交付。

(交付対象は埋没弾の処理に限る。また、沖縄県については内閣府の所管。)

- 本交付金の対象事案について、直近では令和3年度に1件対応。

4. 旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給

- 先の大戦において戦地・事変地に派遣されて戦時衛生勤務に従事した旧日本赤十字社救護看護婦等に対し、その労苦に報いるため、日本赤十字社を通じて慰労給付金を支給。

(昭和53年8月の6党(自民・社会・公明・民社・共産・新自由ク)合意を踏まえ、昭和54年度から支給開始。

同様の勤務状況にあった旧陸海軍従軍看護婦に対しても、昭和56年度から支給開始。)

- 令和5年度は112人に対し、合計約2,453万円を支給。

(参考) 該当する予算事業名・行政事業レビューシートのURLリンク

< 予算事業名及び行政事業レビューシートURL >

予算事業名	行政事業レビューシートURL
一般戦災死没者の慰霊事業経費	https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou5/kizon/kizon_r5_7-1.html
平和祈念展示等経費	
不発弾等処理交付金	
旧日本赤十字社救護看護婦処遇等経費	

< 参考資料URL >

参考資料名	掲載ページURL
平和祈念展示資料館の運営に関する アドバイザーリーボード	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/heiwakinenjigyoku/index.html

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

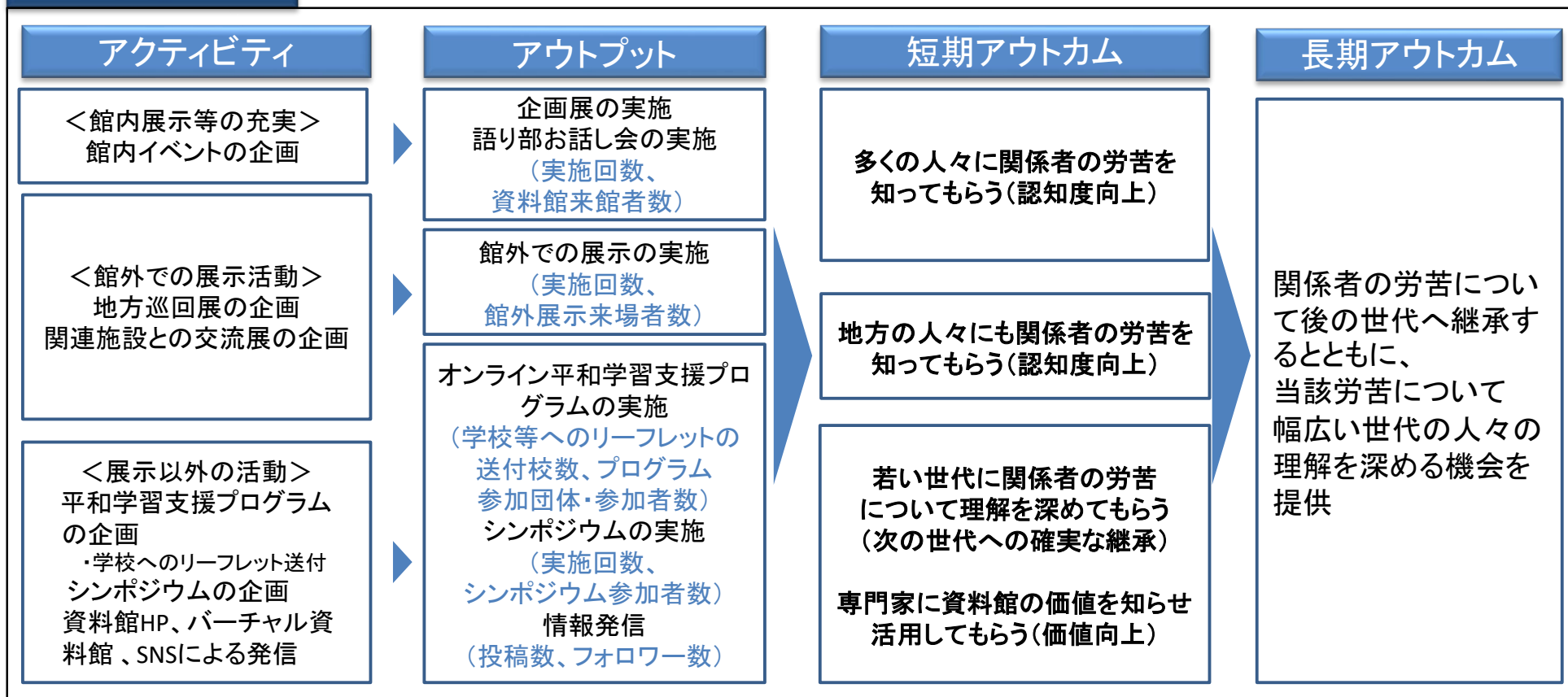
テーマ：平和祈念展示資料館の運営（将来に向けた労苦の継承）

概要・目的

- 平和祈念展示資料館は、関係者（兵士、戦後強制抑留者及び引揚者をいう。）の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくとともに、当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供することを目的としている。

※ 適切かつ効果的・効率的な運営を行うため、「平和祈念展示資料館の運営に関するアドバイザリーボード」から点検・助言を受け、逐次改善を図っている。

効果発現経路 ※（ ）内は指標



アクティビティ：館内展示等の充実

	企画展	語り部お話し会
令和5年度	3回	29回
令和4年度	3回	30回
平成30年度	3回	60回



※新型コロナウイルス感染症拡大以前との比較のため、平成30年度の実績を記載しているもの

- 戦後79年が経過し、語り部の方々の高齢化が進む中で、コロナ禍以前の水準で活動いただくことが困難となり、令和4年度以降の実施回数が減少したものであり、今後の語り部活動の在り方について現在検討中。



＜企画展例＞

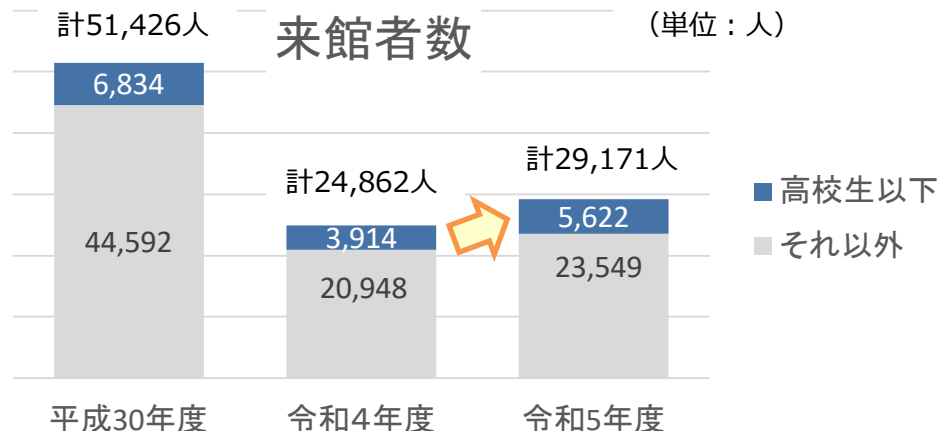
「ある従軍カメラマンの追憶 義烈空挺隊員と家族の片影」

○展示期間：

2023年10月3日(火)～2024年1月14日(日)

○企画展関連イベント：

- ・ギャラリートーク(学芸員による展示解説)
- ・語り部お話し会
(特攻訓練に従事した元兵士が自身の戦争体験を語るもの)



	資料館来館者数	うち 高校生以下
令和5年度	29,171人	5,622人(19.3%)
令和4年度	24,862人	3,914人(15.7%)
平成30年度	51,426人	6,834人(13.3%)

現状・課題

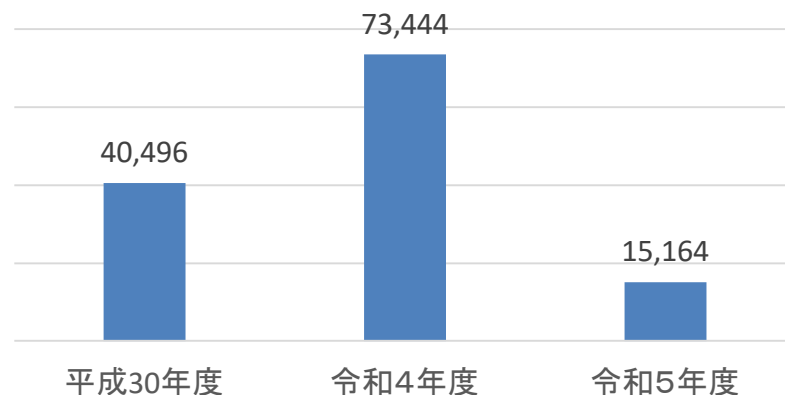
- ・ コロナ禍により、平成30年度と比較して来館者数が減少したものの、回復傾向にあり。
- ・ 学校教育において歴史総合が導入されたことを契機に、学校で指導されグループ学習で来館する生徒が増えたこと等により、令和5年度の高校生以下の来館者数は、前年度比約1,700人増となった。
- ・ 他方で、来館者に占める高校生以下の割合は2割未満。
- 戦後79年が経過し、関係者が高齢化していく中、将来に向けて労苦の継承を効果的に実施していくには、戦争体験のない世代、とりわけ将来を担う若年層の理解を深めるための取組が必要。

アクティビティ：館外での展示活動

	館外での展示活動
令和5年度	4回
令和4年度	5回
平成30年度	4回

※ 新型コロナウイルス感染症拡大以前との比較のため、平成30年度の実績を記載しているもの

館外展示来場者数 (単位：人)



＜館外での展示活動(令和5年度実施)＞

テーマ	開催地	開催期間
「シベリア抑留 終わらなかった戦争」	宮城県仙台市 (厚生労働省所管の昭和館・しょうけい館との3館連携)※	2023年12月9日～19日
「マンガでひもとく引揚げ展」	山口県長門市	2023年9月1日～12月10日
「平和祈念展in 滋賀」	滋賀県大津市	2023年9月12日～18日
「シベリア抑留ものがたりある漫画家のラゲリでの体験」	熊本県球磨郡錦町	2023年7月1日～8月31日

現状・課題

- 館外での展示活動は、幅広く関係者の労苦を伝えるため、過去に開催実績のない都道府県で開催するといった観点で開催地を決定し、毎年地方の協力を得ながら開催。
- 令和5年度については、上記観点の下で開催地を決定する中で、開催施設の年間来館者数の多寡の影響により、令和4年度と比較して来場者数が減少したが、資料館への来館機会が少ない地方在住者にも裾野を広げる活動として意義のある取組。
- 各地の関連施設との協力・連携により、地方の専門家・関係者にも資料館の価値を知ってもらい、活用してもらうきっかけとなる。
- 資料館は都内にあるため、全国に幅広く関係者の労苦を伝えるためには、地方での展示会の開催や他の関連施設との連携など館外の活動が今後も必要。

※ 戦中・戦後の国民生活上の労苦に関する資料を展示する昭和館、戦傷病者の労苦に関する資料を展示するしょうけい館と連携し、地方巡回展等の取組を毎年度実施しているもの

アクティビティ：展示以外の活動

	オンライン平和学習 支援プログラム 学校等への リーフレット送付	シンポジウムの開催
令和5年度	17,495校	1回
令和4年度	15,993校	1回
令和3年度	263校	—



	オンライン平和学習支援 プログラム		シンポジウム 参加者数 (定員130人)
	参加団体数	参加者数	
令和5年度	20団体	2,344人	130人
令和4年度	18団体	3,319人	130人
令和3年度	3団体	113人	—

※オンライン平和学習支援プログラムを令和4年2月から開始したことに伴い、令和3年度末からリーフレット送付を開始
※送付対象は、小学校、中学校、高等学校等

＜オンライン平和学習支援プログラム＞

- オンラインで学校と平和祈念展示資料館をつなぎ、教室のモニターを通じて資料館スタッフが授業を行う。
- 事前に学校へ貸出資料を送付し、当日は教室で生徒が資料を見ながら戦争と平和について考え、学ぶオンライン授業。
- 授業の内容は3つのテーマ(兵士、戦後強制抑留、海外からの引揚げ)から選択可能。

↓ 貸出を行っている資料の例



赤紙 (臨時召集令状)



黒パンとふくろ



おむつで作った
子ども用ワンピース

＜シンポジウムテーマ＞

- 令和5年度:「難民問題の過去と現在」
- 令和4年度:「戦争の先にあるもの 過去から現在・未来へ」

現状

- オンライン平和学習支援プログラムは、令和4年2月から開始。(リーフレット送付も同時期から開始)
- 本プログラムの実施又は周知活動を通じて、高校生以下の資料館来館者数又は館外展示来場者数の増加につながることも期待されるところであり、今後も取り組んでいく。
- シンポジウムは、開催した2回のいずれも参加者数が定員に達している状況。
- 参加者に資料館を知り、訪れるきっかけを作る取組であるとともに、基調講演・座談会等の登壇者を含む専門家に資料館の価値を知ってもらい、活用してもらうきっかけとなる。

アクティビティ：展示以外の活動

＜バーチャル資料館による発信＞

～目的～

- ・ 来館できない方に、継続的に平和祈念展示資料館を公開していく。
- ・ 平和祈念展示資料館を疑似体験していただく。
- ・ 平和祈念展示資料館及び当資料館の展示物について知っていただく。
- ・ オンラインとリアルとの展示による相乗的な体験向上にも繋げていく。

～概要～

- ・ 高解像度パノラマ撮影によるウォーク・スルー型疑似体験空間を構築。
- ・ 視聴者の操作により館内を自由に(疑似的に)観覧できるプログラム。
- ・ 資料館内のパノラマ画面と、ポップアップされる展示情報等を表示。
- ・ 展示品や展示空間内の必要な個所にボタン(アイコン)を配置し、クリックすることで解説が表示。
- ・ それぞれのコーナーにおいて、当資料館の代表的な展示物を「特に強調する展示」とし、デジタルならではの工夫・手法や、強調した演出を付加。
- ・ 「ポップアップする展示情報」と「特に強調する展示」以外のパネル及び展示物については、画像をピンチすることで閲覧可能。

※閲覧数：12,830件



＜SNSによる発信＞

資料館における広報活動の一環として、以下のSNSを活用。

令和5年度からは、YouTubeにおいてショート動画を活用した発信も開始。

<https://www.vr.heiwakinen.go.jp/intro-movie/>

		(令和6年8月13日現在)		
媒体名	アカウント名	アカウントID	フォロワー数	投稿数
X(旧Twitter)	帰還者たちの記憶ミュージアム(平和祈念展示資料館)【公式】	@heiwakinen	4,488人	1.7万件
Facebook	帰還者たちの記憶ミュージアム(平和祈念展示資料館)	heiwakinen.shinjyuku	351人	107件
YouTube	平和祈念展示資料館【公式】※	@heiwakinen	1,230人	53本
Instagram	帰還者たちの記憶ミュージアム(平和祈念展示資料館)【公式】	@heiwakinen	844人	817件

※「帰還者たちの記憶ミュージアム(平和祈念展示資料館)【公式】」でアカウント名の変更を申請中。

本テーマに係る今後の方向性

若年層及び資料館への来館機会が少ない地方在住者の関心を喚起するため、学校等における平和学習支援や地方での展示会開催といった能動的なアプローチを一層推進していくことにより、関係者の労苦について後の世代に確実に継承するとともに、理解を深める機会を幅広く提供していく。

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策18：公的統計の体系的な整備・提供
担当部局・課室名	統計局 総務課、統計情報システム管理官 他 政策統括官（統計制度担当） 統計企画管理官、同 参事官
作成責任者名	統計局 総務課長 上田 聖 政策統括官（統計制度担当） 統計企画管理官 重里 佳宏
政策評価実施時期	令和 6 年 8 月

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策18 公的統計の体系的な整備・提供

第 1 部 政策の全体像と取組状況

政策18:公的統計の体系的な整備・提供

政策目標: better official statistics, delivered

＝我が国の中央統計機構※として、より質の高い公的統計の効率的・体系的な整備及びその有用な提供の確保を図る。

(＝中立性及び信頼性が確保された統計を適切かつ合理的な方法(集められた情報の保護を含む)により体系的に作成・整備＋広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供)

(※総務省統計局、政策統括官(統計制度担当)、統計研究研修所及び独立行政法人統計センターをいう。)

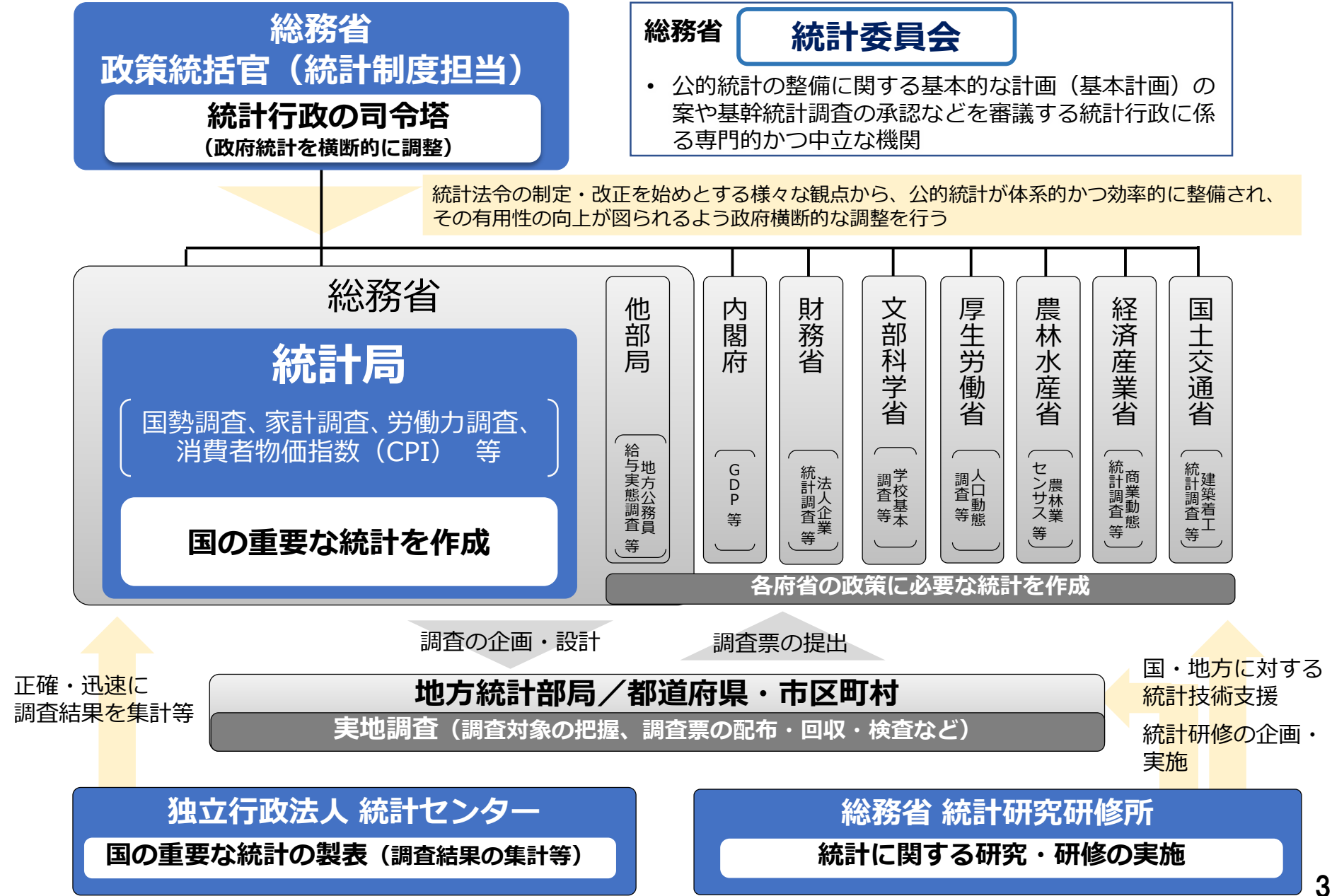
公的統計全般に係る作成・提供・利用の基盤整備

- ①統計作成プロセスの標準化・効率化・不断の改善 (⇒P 4 ～P 7 参照)
- ② 統計情報の提供の充実・高度化 (⇒P 8 ～P 9 参照)
- ③ 統計人材の確保・育成 (⇒P10参照)
- ④公的統計の整備に関する施策の総合的・計画的な推進 (⇒P11参照)
- ⑤国際統計事務の統括 (⇒P12参照)

個別の統計の効率的・体系的な整備

- ⑥中央統計機構としての国勢の基本に関する統計の作成 (⇒P13～P15参照)
- ⑦個別の公的統計の改善 (⇒P 6 参照)

政策18: 公的統計の体系的な整備・提供
～統計局・政策統括官(統計制度担当)の機能と役割～



①統計作成プロセスの標準化・効率化・不断の改善： 統計法の全体像

- より質の高い公的統計の整備及びその有用な提供の確保を図る観点から、その作成・提供・利用に関する基本的事項を定める統計法を所管

目的 (第1条) 公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること

基本理念 (第3条) 公的統計は、

- 体系的に整備
- 適切・合理的な方法で、中立性・信頼性が確保されるよう作成
- 広く国民が容易に入手、効果的に利用できるものとして提供
- 統計作成に用いられた秘密は保護

基本計画 (第4条)

- 公的統計の整備に関する施策の総合的・計画的な推進を目的
- 閣議決定
- おおむね5年ごとに改定

公的統計の作成 (第5条～第31条)

- 基幹統計（特に重要な統計）の指定
- 統計調査作成のための統計調査の承認
- 統計調査結果の適切な公表
- 統計基準の設定

等

調査票情報等の利用・提供・保護 (第32条～第43条)

- 調査票情報の二次利用
- 学術研究のためのオーダーメイド集計
- 学術研究のためのデータの匿名化
- 個人情報の保護

等

統計委員会 (第44条～第51条)

- 13人以内の委員で構成、総務省に設置
- 総務大臣等の諮問に応じ、基本計画や基幹統計調査などについて調査審議
- 諮問によらない建議や勧告を行う機能

①統計作成プロセスの標準化・効率化・不断の改善:統計基準の設定

- 公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を設定
- 総務大臣が、あらかじめ統計委員会の意見を聴いて定める

分類に関する統計基準

- 統計を利用する際に、例えば、作成者が異なり、作成の時期が異なっている統計間であっても、同一の分類体系が使用されていれば比較が可能
- 標準統計分類は、各種公的統計相互の比較可能性を高め、統計利用向上を図るとともに、統計調査の重複排除等国民負担の軽減を図るため、公的統計で共通に用いられることを目的として作成された分類

名 称	説 明	設定 (最終改定)
日本標準産業分類	事業所において行われる財及びサービスの生産又は提供に係る全ての経済活動を分類したもの	昭和24年10月 (令和5年7月)
疾病、傷害及び死因の統計分類	ICD（疾病及び関連保健問題に関する国際統計分類）に基づき、統計を疾病、傷害又は死因別に表示するもの	昭和26年4月 (令和6年5月)
日本標準職業分類	個人が従事している仕事の類似性に着目して区分し、それを体系的に分類しているもの	昭和35年3月 (平成21年12月)

- また、統計法上の統計基準ではないが、公的統計の整備に関する基本的な計画等を踏まえ、GDP統計の精度向上を図るための産業連関表の供給・使用表(SUT)体系への移行の基盤となる生産物分類について、令和6年(2024年)3月18日に決定(総務省政策統括官(統計制度担当)決定)し、公表した。
- 上記のほか、経済指標に関する統計基準として、以下が定められている。
 - ・ 指数の基準時に関する統計基準
 - ・ 季節調整法の適用に当たっての統計基準

①統計作成プロセスの標準化・効率化・不断の改善： 公的統計の品質確保・向上に関する主な取組

政府では、統計委員会建議「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（令和4年8月10日）、
「公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅳ期）」（令和5年3月28日閣議決定）等を踏まえ、
「総合的品質管理」（TQM）の考え方に沿って、統計作成プロセスの中でのPDCAサイクルによる
品質改善を中心に、公的統計の総合的な品質向上に向けた取組を推進

① P D C Aの確立、統計作成プロセスの水準向上

● 各府省における調査実施後の点検・評価（事後検証）の計画的な実施

- ✓ 政府共通のガイドラインに基づき、各府省において実施計画を策定し、全ての統計調査を対象に、点検・評価（自己評価）の取組（調査実施後の検証、検証結果を踏まえた改善、点検結果の公表等）を計画的に実施

● 各府省の統計調査を対象として統計作成プロセス診断を実施

- ✓ 総務省が任用する外部の専門家（統計監理官）が、各府省の統計調査を対象に、個々の統計作成プロセスにおけるマネジメント、方法、手順等に関し、「要求事項」に沿って確認し、助言等を行う。全ての基幹統計調査を対象に計画的に実施

● 統計調査ごとの業務マニュアルの整備・改定

- ✓ 総務省が作成した「統計作成ガイドブック」を踏まえ、各府省において、統計調査ごとの業務マニュアルを整備・改定

● 統計作成プロセスのデジタル化の検討

- ✓ 点検・評価の結果等を踏まえて統計作成プロセスの改善等を進める際に、デジタル化を検討

② 公表数値等の誤り発見時の対応

- ✓ 公表数値等の誤り発見時の対応について、政府共通のひな形を踏まえて、府省ごとに対応ルールを策定し、ルールに沿って迅速・的確に対応（統計幹事及び統計品質管理官への報告・相談、事案の内容や影響の確認、発生原因の分析、再発防止策の検討、訂正情報の公表等）。対応結果は総務省に報告され、府省横断的に情報共有

③ 統計の品質向上のための技術的支援（中央統計機構による支援）

- ✓ 統計研究研修所に統計作成支援センターを設けるとともに、統計技術アドバイザー、統計品質アドバイザー（非常勤の専門家）を配置するなど、各府省からの相談等に対応できる体制を整備

④ その他、統計の品質管理に関連する取組

- ✓ 調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策、統計調査のデジタル化、D X化の推進 など

①統計作成プロセスの標準化・効率化・不断の改善： ビッグデータの利活用の推進

● 公的統計の作成効率化・報告者負担の軽減のため、ビッグデータの利活用を推進

■ ビッグデータ利活用に係る実証事業 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/big_data/02toukatsu01_04000472.html)

人流データを活用して、都道府県の日本人宿泊者数について公的統計の公表に先行する形で試算

■ 「ビッグデータ連携会議」の開催 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/big_data/index.html)

各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進するため、ビッグデータ等の利活用方法や課題解決等について、産官学で協議

■ 「ビッグデータ・ポータル」の運用 (<https://www.e-stat.go.jp/bigdataportal/>)

様々なビッグデータやその利活用に関する情報を提供するポータルサイトとして、試行運用中
令和6年3月から一部サンプルデータの提供を開始しており、今後も提供コンテンツの拡充を予定



提供中の機能概要



ビッグデータ情報

民間企業等が保有する人流データ、POSデータ、キャッシュレスデータ等の様々なデータ情報を提供<23件>



データ利活用事例

各府省・地方公共団体・民間企業等におけるビッグデータの利活用事例を紹介<45件>



学習コンテンツ

データの利活用に関する学習サイトやコンテンツを紹介<6件>

※ <> 内は令和6年4月1日現在の掲載件数

②統計情報の提供の充実・高度化

- 各府省がそれぞれ整備していた統計関係のシステムを集約し、政府全体で共用するためのシステムとして「政府統計共同利用システム」を整備し、業務の効率化を実現。

※「政府統計共同利用システム」は平成20年度から運用を開始しており、現在は「第Ⅳ期システム」として運用中。

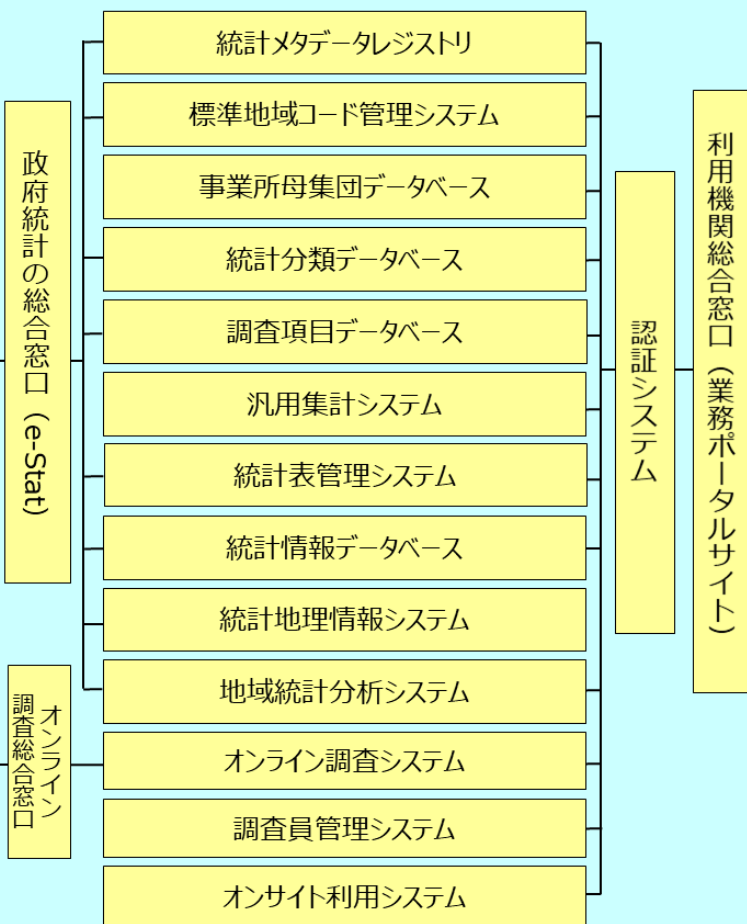
一般国民（統計利用者等）

一つのサイトで、各府省が公表する統計データをまとめて閲覧・活用可能に

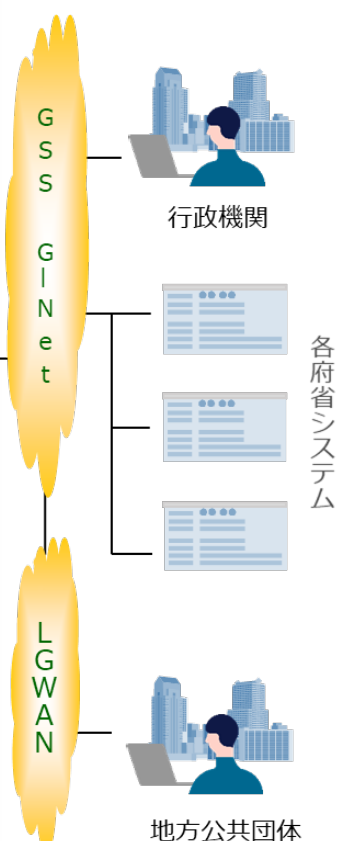
オンライン調査を推進し、調査の回答負担を軽減



政府統計共同利用システム



調査実施機関



統計作成プロセスにおける各業務について、調査実施機関は、政府統計共同利用システムを用いて調査業務の「デジタル化」等を推進

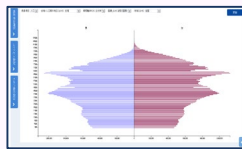
②統計情報の提供の充実・高度化

- 各府省が公表する統計データを一つにまとめ、統計データの検索や地図上への表示など統計を利用する上で、必要な機能を備えた政府統計のポータルサイト(e-Stat)を整備
※政府統計721統計約157万表を収録(令和6年3月末現在)。年間アクセス数は約1億3,000万件(令和5年度)



【統計データを探す】

e-Statの基本機能であり、目的とする統計データを探し、表・グラフの表示、ダウンロードが可能。



【統計データを活用する】

統計データをより便利に使えるよう、グラフ、地図、地域に特化した機能を提供。



【統計データの高度利用等】

統計データをより高度に利用するため、統計ミクロデータ利用案内、開発者向けの機能・情報を掲載



API 機能
統計 LOD

③統計人材の確保・育成

- 統計データの適切な利用を推進するため、統計の有用性を理解し、統計データを活用していく能力の向上のための取組を実施

①国家公務員・地方公務員における統計人材の育成

- オンライン研修(eラーニング形式)を活用した研修プログラムの充実を図り、幅広く受講可能な仕組みを整備。
- 双方向の演習を中心とした集合研修及びライブ配信と組み合わせることにより、効果的な統計研修を提供。

公務員向け

○いつでも、どこでも、何度でも
受講可能な研修の提供
(eラーニング形式のオンライン研修)



○演習を中心とした双方向かつ
実践的な研修の提供



○提供講座数: 令和3年度: 24講座 令和4年度: 29講座 令和5年度: 31講座
○修了者: 令和3年度: 11,390人 令和4年度: 13,542人 令和5年度: 12,041人

②データサイエンス・オンライン講座

- データサイエンス・オンライン講座の提供・充実を通じて、統計リテラシーを有した“データサイエンス力”の高い人材の育成や、統計調査に対する協力意識の醸成を図る。

一般向け

データサイエンス・オンライン講座



<入門編>

統計学の基礎や統計データ分析の基本的な知識を学ぶ

<演習編>

ビジネス上での分析事例を中心に実務的なデータ分析の手法を学ぶ

<活用編>

統計オープンデータを活用したデータ分析の基本的な知識を習得

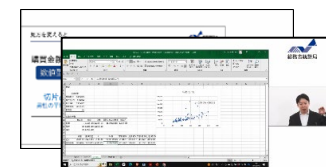
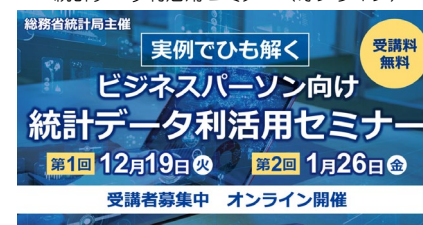
・入門編 令和3年度: 15,212人 令和4年度: 24,677人 令和5年度: 23,964人
・演習編 令和3年度: 8,041人 令和4年度: 18,933人 令和5年度: 10,944人
・活用編 令和3年度: 8,952人 令和4年度: 8,518人 令和5年度: 8,438人

③統計リテラシー向上セミナーの実施

- 企業におけるデータサイエンススキルの裾野拡大及び政府統計データへの理解増進を図り、統計リテラシーの向上を促し、企業における統計データの有効活用を推進。

民間企業向け

実例でひも解くビジネスパーソン向け
統計データ活用セミナー (オンライン)



○セミナー動画・教材を公開
(いつでも誰でも視聴が可能)

令和3年度(1回開催): 247人 令和4年度(3回開催): 542人
令和5年度(2回開催): 844人

④公的統計の整備に関する施策の総合的・計画的な推進： 第Ⅳ期公的統計基本計画(令和5年3月28日閣議決定)

- 公的統計の整備に関する施策の総合的・計画的な推進を目的として公的統計基本計画を策定(閣議決定)

1 公的統計基本計画とは

- 根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- 目的：政府全体として公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進

2 第Ⅳ期基本計画の策定・推進

- 第Ⅲ期基本計画は、令和4年度までの計画期間。公的統計をめぐる社会情勢の変化や、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、令和4年8月10日の統計委員会の建議も盛り込んだ第Ⅳ期基本計画（令和5年度からの5年間）を策定（令和5年3月28日閣議決定）

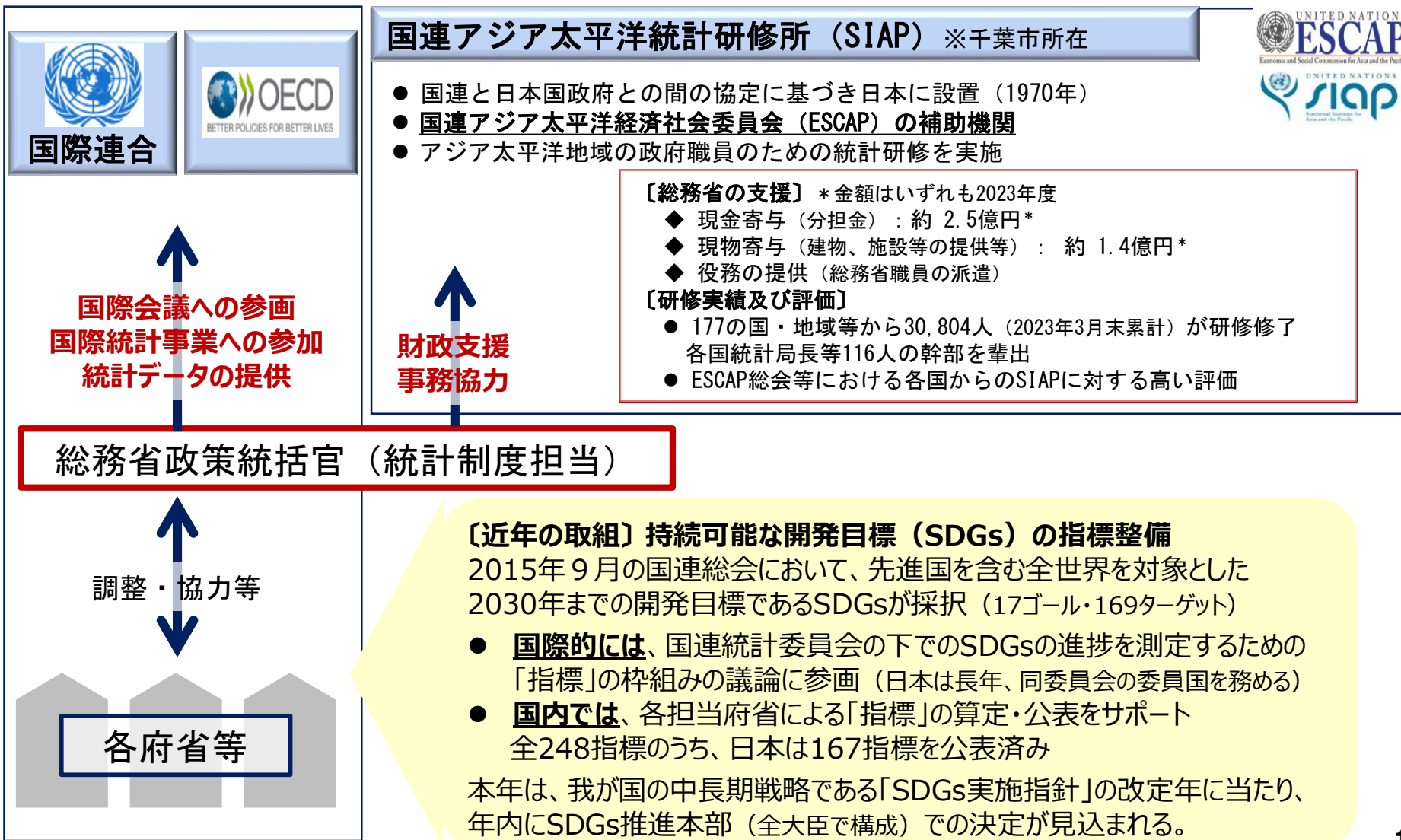
【第Ⅳ期計画の基本方針】

◎総合的な品質の高い公的統計の適時かつ確実な提供

- ・ PDCAサイクルの確立などによる統計の総合的な品質管理、専門性の高い人材の確保・育成など統計作成基盤の整備
- ・ デジタル技術を活用した集計プロセスの改善やオンライン調査の推進、多様な情報源の活用など、デジタル化の推進を通じた正確かつ効率的な統計の作成
- ・ 時代の変化やユーザーのニーズに対応した有用な統計の整備
- ・ 統計の国際比較可能性向上、国際基準策定プロセスへの関与
- ・ ユーザー視点に立った統計データの利活用促進

⑤国際統計事務の統括

- 日本における国際統計事務を統括し、国連、OECDを始めとする国際機関等での統計に関する国際的な議論への参画、統計に関する国際協力を実施



⑥中央統計機構としての国勢の基本に関する統計の作成

- 公的統計は、全ての国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報
- 統計局では、国勢の基本に関する世帯統計や産業横断的な企業統計を作成（各府省では、所管行政に関する統計を作成）
- それぞれの統計について、社会経済情勢をよりの確に捉えたものとなるよう不断の改善をしつつ、確実な提供を実施

人口

◎ 国勢調査

日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするもの

【地方交付税の算定、都市計画の策定、衆議院選挙区割り等に活用】

◎ 人口動態調査（厚生労働省） など

労働

◎ 労働力調査

就業・不就業の状態を明らかにするもの

【景気判断、雇用政策等に活用】

◎ 毎月勤労統計調査（厚生労働省）

○ 職業安定業務統計（厚生労働省） など

事業活動

◎ 経済センサス-活動調査

全ての事業所及び企業を対象に、事業所・企業の基本的構造や経済活動の状況を明らかにするもの

【中小企業振興のための補助金分配、地方消費税の精算等に活用】

◎ 法人企業統計調査（財務省） など

（建設）

◎ 建築着工統計調査（国土交通省） など

（運輸）

◎ 港湾調査（国土交通省）

◎ 自動車輸送統計調査（国土交通省） など

（農林水産）

◎ 農林業センサス（農林水産省）

◎ 漁業センサス（農林水産省） など

物価・家計

◎ 消費者物価指数(CPI)

物価動向を明らかにするもの

【金融政策、景気判断、公的年金額の改定等に活用】

◎ 家計調査

家計収支の実態を明らかにするもの

【景気判断、社会保障政策、民間企業の企業戦略等に活用】

⑥中央統計機構としての国勢の基本に関する統計の作成

所管統計(調査)一覧

毎月実施する経常調査

- ◎小売物価統計調査
→(消費者物価指数(CPI))
- ◎労働力調査
- ◎家計調査
- 家計消費状況調査
- 家計消費単身モニター調査
- ◎サービス産業動態統計調査

経常3調査
(総務大臣から
閣議に報告)

5年ごとに実施する大規模調査

- ◎国勢調査(令和2年)
- ◎経済センサス-基礎調査(令和6年6月実施)
- ◎ " " -活動調査^(注1)(令和3年)
- ◎就業構造基本調査(令和4年)
- ◎住宅・土地統計調査(令和5年)
- ◎社会生活基本調査(令和3年)
- ◎全国家計構造調査(令和6年10,11月実施予定)

毎年実施する調査

- ◎経済構造実態調査^(注1、2)
- ◎個人企業経済調査
- ◎科学技術研究調査

調査によらない統計

- 人口推計(毎月)(基幹統計)
- 住民基本台帳人口移動報告(毎月)
- 消費動向指数(毎月)

(注1) 経済産業省と共管実施

(注2) 経済センサス-活動調査実施年は実施しない

◎:基幹統計調査(統計法に基づく重要統計。報告義務あり) ○:基幹統計調査以外のもの

⑥中央統計機構としての国勢の基本に関する統計の作成

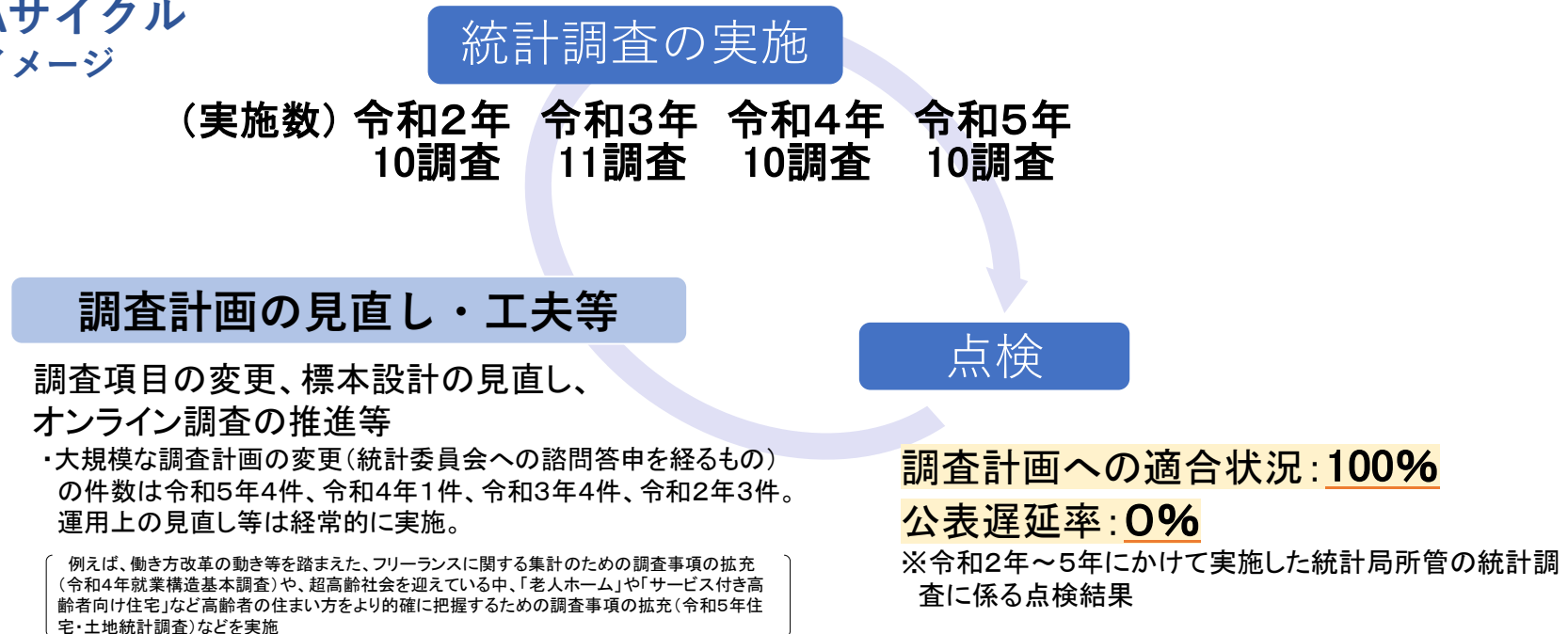
MISSION

- ・社会の重要な情報基盤として、社会経済情勢の変化に的確に対応した統計の作成
- ・個人情報保護意識の高まりや、統計調査に対する理解や協力意識の希薄化などによる調査環境の悪化への対応



調査計画の見直し・調査の運用の工夫等を随時行いつつ、
当該調査計画等に基づき確実に調査を実施・公表

PDCAサイクル イメージ



行政事業レビューシートの事業名・URL

事業名		行政事業レビューシートURL
公的統計の体系的な整備・提供		https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku5/kizon/kizon_r5_7-3.html
統計局		
169	統計調査の実施等事業（経常調査等）	
170	統計情報提供事業	
171	統計人材確保・育成事業	
172	統計調査の実施等事業（周期調査）	
政策統括官（統計制度担当）		
173	産業連関表作成事業	
174	国際比較プログラム参加事業	
175	統計調査員対策事業	
176	統計調査の環境改善のための普及啓発活動事業	
177	公的統計基本計画推進事業	
178	国際機関等拠出金	
179	統計専任職員配置事業	
180	国連アジア太平洋統計研修所運営事業	

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策18 公的統計の体系的な整備・提供

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

①ビッグデータ等の新たなデータソースの利活用推進

テーマ:ビッグデータ等の新たなデータソースの利活用推進(目的・課題)

事業の目的

ビッグデータ等の利活用により、公的統計の作成効率化・報告者負担の軽減、統計調査では困難な早期の統計作成・公表や経済社会の実態把握を推進するとともに、これらを通じ、効果的かつ効率的な行政の推進を図ること

背景

- 国民の意思決定やEBPMを支える基礎である公的統計は、統計調査によって作成されるもの（調査統計）が中心であるが、統計調査は報告者に回答負担を課すものであるとともに、調査票回収・集計作業を経て統計が利用可能となるまで一定の時間を要するといった制約がある。
- 他方、近年のデジタル技術の進展に伴い、民間企業が保有する各種のビッグデータ等の有用性が高まっており、これらを公的統計に有効に活用することにより、以下の効果が期待されている。
 - ✓ 調査業務・集計業務の一部をビッグデータ等で代替することによる、**公的統計の作成効率化・精度向上 及び 統計調査の報告者負担軽減**
 - ✓ **調査統計より早期の統計作成・公表**、統計調査では取得できない大量のデータ利用による**経済社会の詳細な実態把握**

目的の達成に向けた課題

- 既存の公的統計（の一部）をビッグデータで代替するためには、ビッグデータ特性（偏りやノイズ、公的統計との整合性など）の十分な把握、安定的・継続的な入手方法の確立、処理を行うためのシステム面・体制面の整備など、多くの困難の解決が必要
- そのため、各府省における取組をサポートする観点から様々な試行的な取組を積み重ね、各府省におけるビッグデータの活用の裾野を広げていくことが必要
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。令和5年3月28日最終改正）を受け、事業開始からおおむね5年が経過。これまでの取組を振り返り、必要な見直しを図りながら、引き続き取組を推進・強化していくことが必要【テーマ選定理由】

テーマ:ビッグデータ等の新たなデータソースの利活用推進(具体的取組)

具体的取組と効果

※【 】内は、指標/各年度実績（*については令和5年度までの累積）

アクティビティ

ビッグデータ利活用に係る実証研究等の実施

- ビッグデータ等の特性を踏まえた統計業務への利活用可能性を総務省（政策統括官室）で把握・検証
 - ✓ 人流データの特性の分析、宿泊者数に関する先行指標開発の研究（H30年度～）
 - ✓ これまで未作成のSDGグローバル指標を人工衛星データを用いて作成し、その精度や有効性について検証（R2～3年度）等
- その成果を「ビッグデータ連携会議」等を通じ各府省に共有（H30年度～）

ビッグデータ・ポータル運営

- データ保有者と潜在的な利用者等をマッチングするため、ポータルサイトの試行運用を開始（R5.1.31～）
- 各府省や地方公共団体、民間企業等におけるビッグデータ等の利活用に関する情報を各府省等に共有

アウトプット

- ビッグデータの活用の検討
【活用件数/2件*】

- ビッグデータ利活用に係る実証研究
【研究件数/1件*】

- 連携会議の開催
【会議開催件数/R3:5回、R4:2回、R5:2回】

- ビッグデータ情報の掲載
【新規掲載件数/R4:15件、R5:12件】

- ビッグデータの活用事例の掲載
【新規掲載件数/R4:28件、R5:21件】

短期アウトカム

- 利活用上の課題の解決に向けた情報等の共有を通じ、各府省でビッグデータを活用した試行的な取組を実施

【各府省での活用件数/R3:5件、R4:6件、R5:6件】

【各府省での検討件数/R5:5件】

- 所在情報や活用事例等の提供を通じ、各府省等でビッグデータの活用を検討

【アクセス件数/R4:3,009件、R5:30,249件】

中期アウトカム

- 公的統計の作成におけるビッグデータ等の利活用の推進
- 公的統計の作成効率化・報告者負担の軽減の推進
- 公的統計の活用やビッグデータ等を活用した統計的分析などを通じたEBPMの推進

<目標>

ビッグデータ等の活用を検討又は経常的に活用している公的統計等の数の増加

長期アウトカム

- 早期の統計作成・公表や経済社会の実態把握の充実など公的統計の質向上
- 効果的・効率的な行政の推進
- 社会における合理的な意思決定の推進

テーマ:ビッグデータ等の新たなデータソースの利活用推進(効果検証・課題認識)

事業の効果検証と課題認識

- これまで、実証研究における知見の蓄積や、連携会議やポータル等を通じた各府省等への情報提供を推進・展開
- こうした中、ポータルのアクセス件数が増える一方で、【中長期アウトカム】につながっていく「各府省等におけるビッグデータの利活用の試行・検討」【短期アウトカム】が全体的になかなか進んでいない現状
これには、ビッグデータの利活用には一定の知識・能力や体制面の整備等を要するものであるところ、その前提となる各府省・各部局等における統計の作成・利用状況やビッグデータの利活用可能性に関する認識、業務体制等の事情がまちまちであることも踏まえると、以下の要因が考えられるのではないかと

① 現状のアクティビティが、「ビッグデータ利活用による統計作成やEBPM推進」【中長期アウトカム】につながる（と各府省が感じられる）ものとなっていないのではないか

アクティビティの課題

ビッグデータ利活用に係る実証研究等の実施

- ビッグデータを活用した新指標を総務省が自ら作成することが中心
 - 成果を会議で一様に共有
- ↓
- 各府省において応用が利くような実践的な研究になっていないのではないかと
 - 各府省の個別の実情に応じた情報提供になっていないのではないかと

ビッグデータ・ポータルの運営

- これまで、ビッグデータ情報のひとまずの数集めに注力
 - ポータルサイトへの掲載のみでそれ以上の個別の情報提供は行っていない
- ↓
- 各府省に参考となるコンテンツが少ないのではないかと
 - 必要な府省・部局に情報が届いていないのではないかと

② 「ビッグデータを活用した検討・試行」【短期アウトカム】の現状を的確に把握できていないのではないか

指標の課題

- 各府省での活用・検討件数【短期アウトカム指標】は、各府省の統計担当部局への照会を元に把握
- ↓
- いわゆる政策部局における政策分析等の試行については、必ずしも十分に把握できていないのではないかと

テーマ:ビッグデータ等の新たなデータソースの利活用推進(今後の方向性)

今後の取組の方向性

- ビッグデータを活用した指標の開発や分析を始め、各府省等における具体的な統計や政策立案の改善につながるよう、個別ニーズにより即した施策を効果的に展開する観点から、以下の取組にチャレンジしていく。

役立つ情報へ

ビッグデータ利活用に係る実証研究等の実施

- ✓ 各府省の現状・要望を踏まえ、共同で研究を行うなどにより、データの入手から活用までのノウハウを含めた、より実践的な研究を行う。



プッシュ型へ

- ✓ 総務省（政策統括官室）の通常業務を通じて得られた公的統計に係る情報も有効に活用し、潜在的な利活用ニーズを掘り起こす。
- ✓ 各府省のEBPM推進を支援している総務省行政評価局等の協力も得て、該当府省・部局の政策立案に生かせるようなデータの取り方の工夫も含め、ビッグデータの利活用を能動的に提案する。

ビッグデータ・ポータル運営

- ✓ 各府省等における利活用事例、特に政策立案の改善や行政コストの低減等の効果を上げた事例を掲載・充実するなど、掲載コンテンツの編成を見直す。



- ✓ コンテンツ掲載企業から、自社データの公的統計やEBPMへの利活用に係る提案・情報を把握し、当該統計や政策の所管府省へと橋渡しすることにより、データ保有者と潜在的利用者のマッチング率を高める。

- 上記取組の推進と併せて、政策部局も含めた各府省でのビッグデータ利活用の取組の現状をよりの確に把握し、効果の波及状況をウオッチしていく。

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策18 公的統計の体系的な整備・提供

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

②統計情報の提供の充実・高度化

テーマ:統計情報の提供の充実・高度化

事業の目的

統計調査等業務における中核システムである「政府統計共同利用システム」を整備・運用することにより、便利で使いやすい統計情報の利用環境を国民等に提供することを目的とする。

取組の背景・テーマ選定理由

- 近年、限られた資源を有効に活用し、国民に信頼される行政を展開するため、政策部門が統計データ等を活用して、証拠に基づく政策立案(EBPM)を推進することが求められており、データの価値は官民間問わず非常に重要なものとなってきた。
- 「政府統計共同利用システム」は、統計調査の企画から公表・提供に至るまでの各工程で使用する複数のサブシステムを有する公的統計の作成・提供を支える基盤であり、各府省のデータを整備。
- デジタル化が急速に進展する中、公的統計の品質改善等を図る観点からも、「政府統計共同利用システム」を通じて、統計作成プロセスのデジタル化を推進することが求められている。
- 同システム内の、各府省の統計データをワンストップで提供するポータルサイトである「政府統計の総合窓口」(e-Stat)は、利用者から使い勝手の向上を求められているほか、データベース形式での統計データの提供の拡充や新たなデータの可視化(統計データのビジュアライゼーション)の実現等、より多くのユーザーによる効果的な統計利活用の推進を図っていく必要がある。

令和10年1月の次期システムの運用開始を見据え、この間、システム更改・機能拡充を通じて更なる統計情報の提供の充実・高度化を図ることで、社会全体における統計データの利活用を推進する。

テーマ:統計情報の提供の充実・高度化

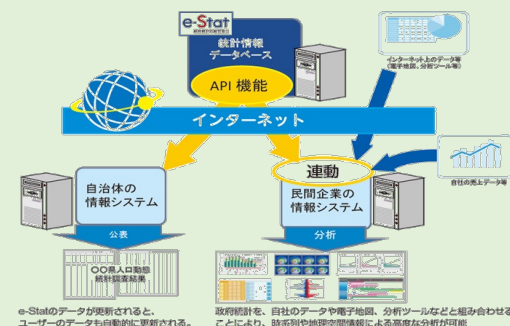
これまでの取組

①ユーザー意見を踏まえたシステム改修(UI/UXの改善)

- 欲しい情報にたどり着くのに時間がかかる(直感的に検索ができない)との指摘を踏まえ、検索性を向上(キーワード検索の改善)させるためのシステム改修を実施
- 有識者(大学教授等)から、検索結果データのURLを第三者へ提供するために、URLを短く分かりやすくしてほしいとの要望を受け、統計表掲載ページの参照URLの取得機能の追加

②API機能の実装

- e-Statにおいて、API機能を追加し、機械判読に適した形式でデータベース化された統計データを利用した高度な利用環境の構築を実現
- 統計ユーザーは、API機能を利用し、自身が開発したプログラム等から、インターネットを通じて直接データを取得することができ、ユーザーの持つ他のデータや分析ツール等と組み合わせた高度な分析が可能となる。



<機械判読に適した形式のイメージ>

機械判読が不可能 印刷や目視が前提

年次	東京都	出荷本数 括弧は前年度
平成 30 年	1,000	256 (118)
31	2,000	330 (301)
令和 2 年	3,000	13 (33)
3	4,000	409 (398)

例 2・3 例 4

例 1: 文字間のスペース挿入
→「東京都」では検索不可能

例 2: 記載の省略
→検索や並べ替え不可能

例 3: 和暦のみの表示
→元号をまたいだ連続性が
なくなり、並べ替え不可能

例 4: 1セルに複数値
→文字列として認識、計算不能

機械判読が可能 プログラムの利用が前提

年次 (西暦)	年次	東京都	出荷本数	出荷本数 前年度
2018	平成 30 年	1000	256	118
2019	平成 31 年	2000	330	301
2020	令和 2 年	3000	13	33
2021	令和 3 年	4000	409	398

更なる「統計情報の提供の充実・高度化」を進めていくためには、機械判読に適しており、かつ他のデータとの連携・応用的な利用が可能である「データベース形式の統計データ」を増やしていくことが課題

テーマ:統計情報の提供の充実・高度化

効果発現経路

<アクティビティ>

「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の
利便性向上※

<アウトプット>

e-Statの利便性
向上(システム改修)

活動指標:
e-Statの利便性
向上に係るシス
テム改修等の進捗率

<短期アウトカム>

e-Statの統計表及びDB化
した統計表の利用件数の増加
(令和5年度に4,712万件以上)

成果指標:
e-Statから利用可能な統計
表及びDB化した統計表の
利用件数

<中期アウトカム>

e-Statの統計データの
利用件数の増加
(令和9年度までに15,000万件以上)
令和5年度実績:13,446万件

成果指標:
e-Stat統計データの利用件数
(API機能による利用含む)

<長期アウトカム>

便利で使いやすい
統計情報の利用環境
を国民等に提供

※ 検索性向上(キーワード検索改善)の改修や統計表掲載ページの参照URLの取得機能の追加などUI/UXの改善に係る改修を実施

◆ e-Statの利便性向上に係る
システム改修等の進捗率

令和4年度:28.6%
令和5年度:100%

⇒令和5年度末までに目標達成。

◆ e-Statから利用可能な統計表
及びデータベース化した統計表の
利用件数

令和2年度:3,465万件
令和3年度:4,423万件
令和4年度:4,650万件
令和5年度:4,279万件

⇒着実に増加傾向は続いているが、
近年利用件数は伸び悩み傾向が
見られる。

◆ e-Stat統計データの利用件数
(API機能による利用含む)

⇒令和6年度に目標値の見直しを実施。

〔e-StatのAPI機能を活用する外部サイトにおいて、API機能によるデータ取得方法が変更された影響を強く受けた。
そのため、影響を強く受けた外部サイトその他の特徴的なAPIアクティビティについて、利用件数のカウントの仕方を適正化した上で、今後の推移を勘案して目標値を設定。〕

e-Statの統計表等の利用件数は、運用開始以降着実に増加傾向は続いているものの、従来のEXCEL形式等の統計表を中心とした利用件数は近年伸び悩んでいる。更なる利活用の拡大(利用件数の増加)を目指すためには、従来の利用者層にとどまらず、より多くの潜在的なユーザーによる効果的な統計利活用の推進を図っていくことや、API機能による利用等を拡大していく必要があるものと考えられる。

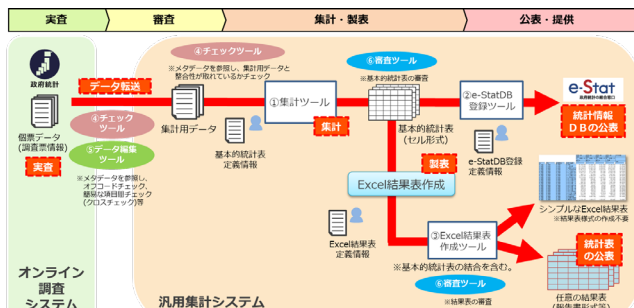
テーマ:統計情報の提供の充実・高度化

今後の方向性・工夫点

汎用集計システムを活用した統計表のデータベース化促進

各府省の限られた業務リソースの中で、ファイル形式の統計表作成が優先されてしまっていることで、最も機械判読に適しているデータベース化された統計データが少ないことが現状課題となっている。

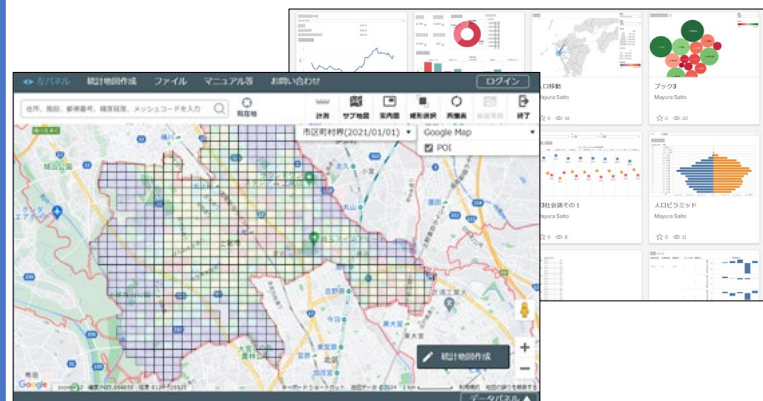
新たに政府統計共同利用システムに構築した汎用集計システムを最大限に活用し、データベース形式の統計データの作成・登録を自動化するなど、中央統計機構による支援の下に、各府省における統計作成プロセスを効率化することで、データベース化を促進し、統計データの提供の高度化を推進する。



統計データのビジュアライゼーション

政府統計は統計表・データベース形式でのデータ提供が中心となっているが、従来の利用者層を超えた統計データの利活用を推進するためには、新たなデータの可視化(ビジュアライゼーション)の実現が強く求められている。

統計が持つ「面白さ」「意味するところ」を分かりやすく伝えることを目的として、政府統計の総合窓口(e-Stat)のデータベース化された統計データを活用し、既存の地図で見る統計(jSTAT MAP)機能拡充も含め、統計データのビジュアライゼーションを推進する。



政府統計共同利用システムの更改

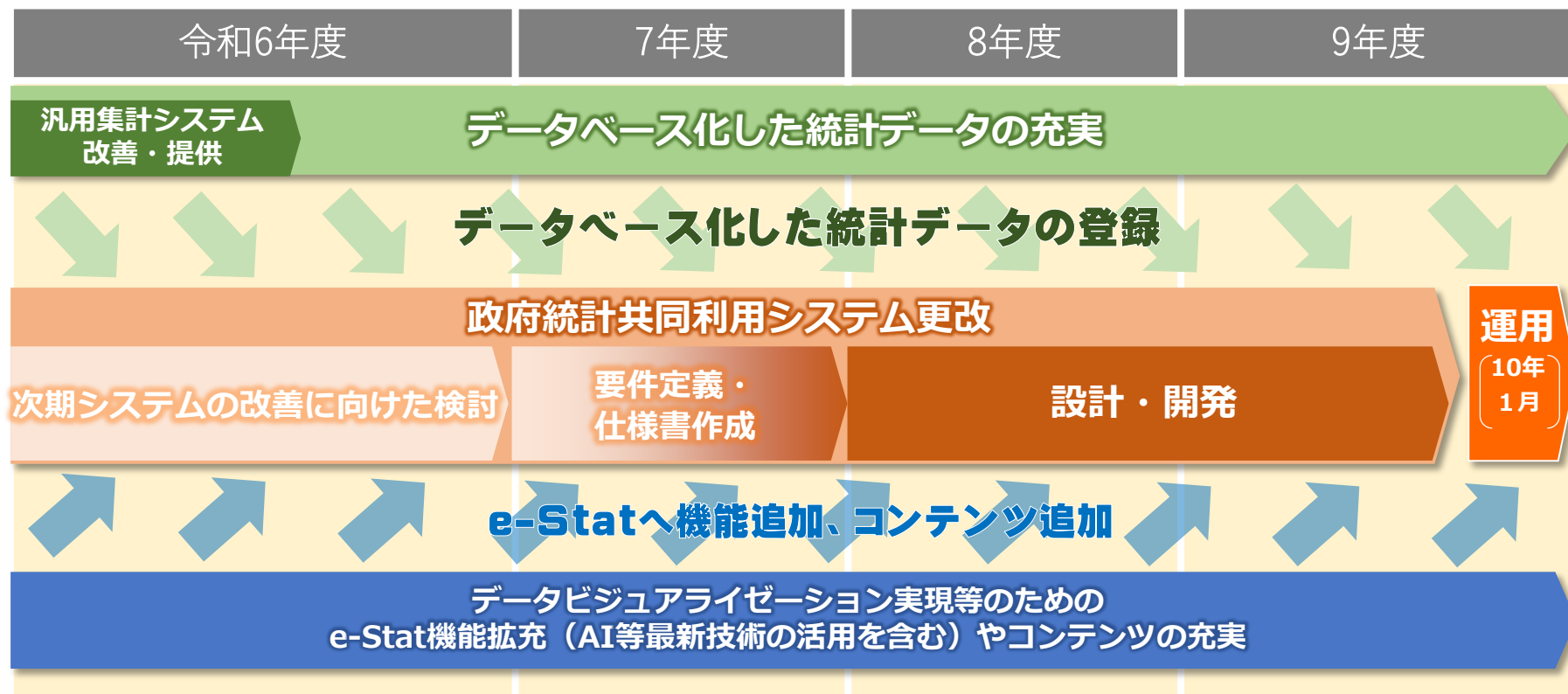
令和10年1月に予定されている次期政府統計共同利用システムの運用開始に向け、様々なユーザーからの意見聴取などにより、現状の課題について適切に整理する。

整理した課題と基本計画で掲げられている統計データの利活用の推進等の課題に対する解決策として、今年度実施するAI技術等の活用に関する調査研究の結果等も踏まえ、最新技術の導入による各サブシステムの機能改善・利便性向上の検討を適切に実施し、円滑な次期システムの整備を実現する。

これらの施策により、更なる統計情報の提供の充実・高度化を図り、社会全体における統計データの利活用を推進することで、データドリブン社会の基盤づくりに寄与

テーマ:統計情報の提供の充実・高度化

スケジュール



今年度から政府統計共同利用システムの更改に向けた作業やe-Statの機能拡充を実施するなど、令和10年1月の次期システムの運用開始に向け、**継続的に統計情報の提供の充実・高度化を推進**

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策19：消防防災体制の充実強化
担当部局・課室名	消防庁 総務課 他14課室
作成責任者名	消防庁 総務課長 笹野 健
政策評価実施時期	令和 6 年 8 月

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策19 消防防災体制の充実強化

第 1 部 政策の全体像と取組状況

はじめに

政策の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施。

消防庁の役割

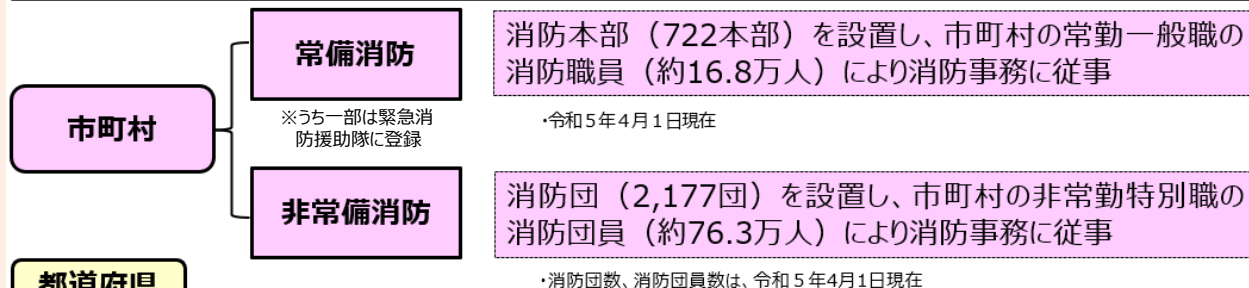
政策目的

- 国民の生命、身体及び財産の火災からの保護
- 災害の防除、災害による被害軽減
- 災害等による傷病者の適切な搬送

消防の組織

■ 市町村消防の原則（消防組織法第6条）

- * 市町村消防費（東京消防庁を含む）の令和4年度決算額は1兆9,873億円
- * スケールメリットを活かした消防力の強化の観点から消防の広域化を推進。



都道府県

- * 消防学校の運営や消防防災ヘリコプターの運航等を実施(都道府県防災費の令和4年度決算額は1,776億円)

消防庁

- 任務
 - ・火災・自然災害・国民保護事案による被害軽減及び傷病者の救急搬送のための消防・防災制度の企画立案
 - ・緊急消防援助隊の運用、特殊な消防車両や資機材、消防防災施設の整備支援
 - ・消防大学校、消防研究センターの運営 等
- 職員数 298名（令和6年4月1日現在）
- 一般会計予算 R5当初 126億円 R5補正 80億円 R6当初 126億円

消防庁の主な施策

住民に身近な消防・防災対策の推進

消防防災行政の礎として必要な法令等の整備やガイドライン策定、全国の消防本部や地方公共団体への補助等、消防・防災対策等を推進

1. 消防の広域化等

P4

- 消防の広域化について
- 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正のポイント

2. 増大する救急需要への対応

P7

- 令和5年中の救急出動件数等（速報値）の状況
- 救急安心センター事業（＃7119）について
- マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化

3. 消防防災DXの推進

P13

- 高度化に対応した消防指令・業務システムの導入
- 情報収集・分析手段の充実等
- 消防団へのドローン配備・講習

4. 消防団の現状と今後の取組

P17

- 消防団の現状
- 消防団員の確保に向けた主な対策
- 総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」について

全国規模の災害等への対応

大規模災害等が発生した際には、災害対応の司令塔として、全国の消防本部や地方公共団体と連携して、被害状況を迅速に把握するとともに、緊急消防援助隊を派遣するなど、被害を抑制

5. 大規模災害への備え （緊急消防援助隊の充実強化）

P25

- 緊急消防援助隊
- 令和6年能登半島地震における消防機関等の対応

6. 国民保護体制の強化

P28

- 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練

1. 消防の広域化等

概要

【消防の広域化について】

- ・ 消防の広域化については、人口減少、大規模災害の激甚化・頻発化等の社会環境の変化に的確に対応するため、平成18年度に消防組織法へ位置付けて以降、推進期間を設けて取組を推進。

→P 5 参照

【「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正のポイント】

- ・ 令和 6 年 3 月 29 日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、推進期限を令和11年 4 月 1 日までとしたほか、財政措置の拡充等により、広域化の推進を継続。

→P 5、P 6 参照

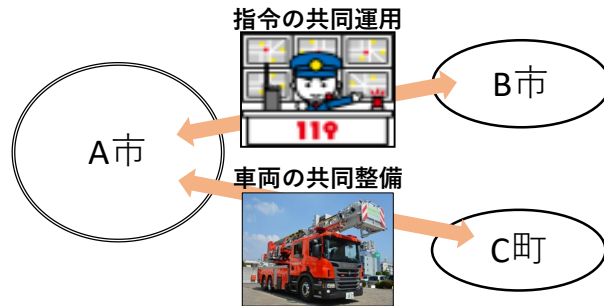


1. 消防の広域化等

- 消防の広域化については、人口減少、大規模災害の激甚化・頻発化等の社会環境の変化に的確に対応するため、消防本部の規模を引き上げること等により、行財政上の様々なスケールメリットを生かし、消防力の維持・強化のための消防体制の構築を図ることを目的に、平成18年度に消防組織法へ位置付けて以降、推進期間を設けて取組を推進
- 令和6年3月29日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、推進期限を令和11年4月1日までとしたほか、財政措置の拡充等により、広域化の推進を継続

連携・協力

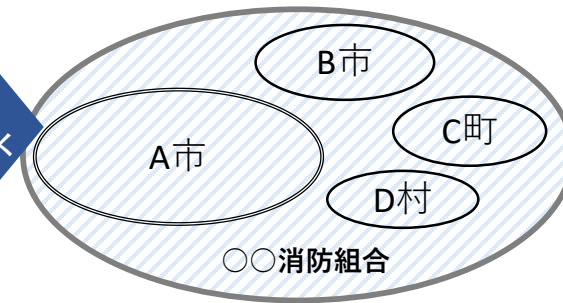
一部の消防事務を共同で行う
(例：指令の共同運用、車両の共同整備)



多様な分野での
連携・協力を通じ
広域化へつなげていく

消防の広域化

全ての消防事務を共同で行う
(主な方式：一部事務組合、事務委託)



＜各主体の策定する計画等＞

消防庁

基本指針の策定

都道府県

推進計画の策定

市町村

広域消防運営計画、
連携・協力実施計画
の策定

＜広域化、連携・協力の進捗状況＞

H18年度
(消防の広域化法制化)

第1期
～H25.3.31

H25年度

第2期
～H30.4.1

H30年度

第3期
～R6.4.1

R6年度

広域化	26地域68団体	26地域81団体	7地域15団体 (うち5地域10団体は 連携・協力からの進展)
連携・協力 (指令の共同運用)	12地域41団体	34地域160団体	9地域28団体

第4期
～R11.4.1

1. 消防の広域化等

消防の広域化等の必要性

発生が見込まれる大規模地震や
激甚化・頻発化する自然災害等

新型コロナウイルス感染症

DXの進展

発災後、応援部隊が到着するまでの初動体制確保や、応援部隊との緊密な連携体制構築のため、一定の職員数が必要

感染拡大時の救急体制への負担の増加や、職員の感染等に対応するため、人員配置等を柔軟に実施できる職員数が必要

高度機器の導入・運用等や専門人材の育成・確保を図っていくことが必要

消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることが必要

※推進期間を令和11年4月1日までとする

広域化の推進方策

○今後の広域化推進の方向性

- ・広域化推進の選択肢として、地域の核となる消防本部を「中心消防本部」として都道府県推進計画に記載可能に
- ・**中心消防本部**は、広域化に向けた論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において主導的な役割
- ・**都道府県**は、消防本部の連携・協力の実施状況や指令システム標準化の状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討
- ・市町村への消防力シミュレーション結果の提示、比較整理などを通じた広域化の機運醸成や、関係者間の協議の場の設置等を主導
- ・**国**は、広域化を実現した消防本部の優良事例等の情報や、広域化の効果等を分析するシステムの提供等

連携・協力の推進方策

○今後の連携・協力の推進の方向性

- ・第3期に広域化した7地域のうち5地域は連携・協力を実施しており、多様かつ複数の連携・協力の取組は、広域化実現につながることから積極的に推進
- ・指令の共同運用を行う地域の半数超が実施していないものの、その効果を最大限に生かすこととなる高度な運用(ゼロ隊運用・直近指令)の実施を推進

○連携・協力の類型

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両等の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理などの予防業務
- ④特殊な救助等専門部隊(水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等)の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥訓練の定期的な共同実施
- ⑦現場活動要領の統一

○地方財政措置

- ・広域化及び連携・協力に係る取組に所要の地方財政措置を講ずる

2. 増大する救急需要への対応

概要

【令和5年中の救急出動件数等（速報値）の状況】

- ・ 令和5年中の救急自動車による救急出動件数（約764万件：対前年比＋5.6％） ・ 救急搬送人員（約664万人：対前年比＋6.8％）（速報値）は、対前年比で増加。

→P8 参照

【救急安心センター事業（＃7119）について】

- ・ 救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、救急安心センター事業（＃7119）の導入（全国29地域、人口カバー率64.9％）を強力に推進。

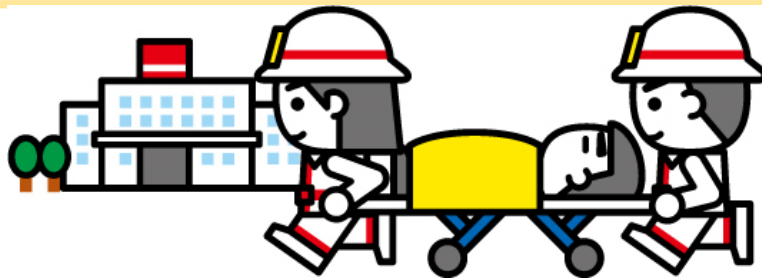
（令和6年5月現在）

→P9 参照

【マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化】

- ・ マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に係る実証事業を、67消防本部660隊を対象に、令和6年5月中旬より、準備が整った消防本部から順次実施。

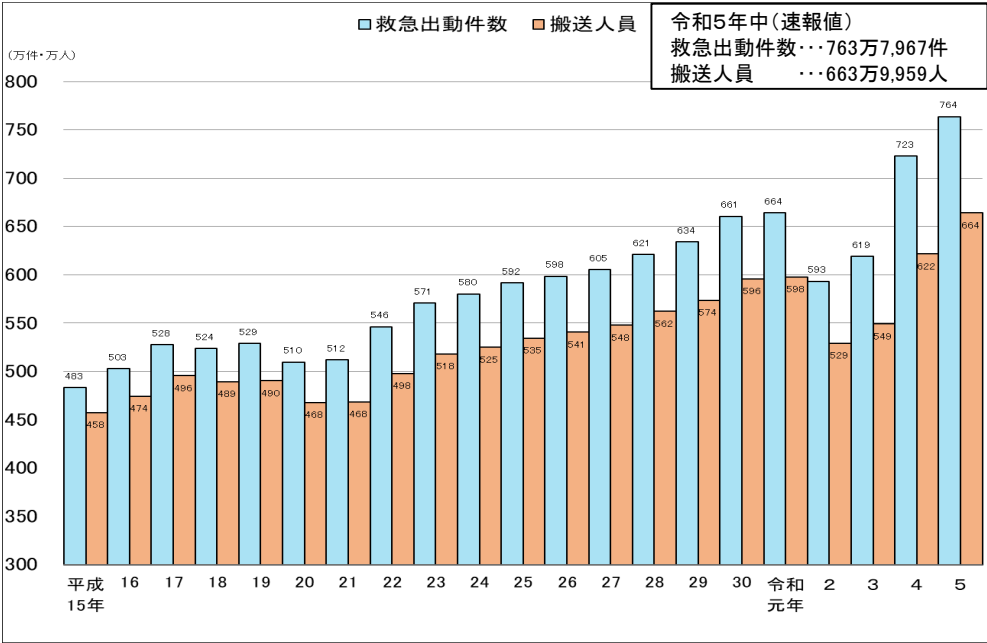
→P10～12参照



2. 増大する救急需要への対応

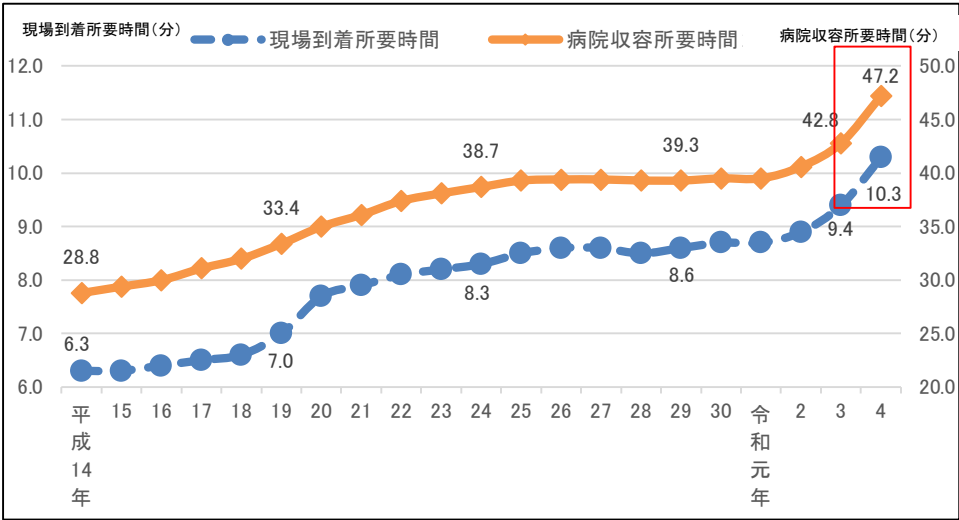
- 令和5年中の救急自動車による救急出動件数・救急搬送人員(速報値)は、対前年比で増加し、集計以来最多となった。
【救急出動件数】約764万件(対前年比+5.6%) 【救急搬送人員】約664万人(対前年比+6.8%)
- また、令和4年中の救急自動車による現場到着所要時間は、全国平均で10.3分(対前年比0.9分増)となっており、病院収容所要時間は全国平均で47.2分(対前年比4.4分増)となっている。今後も高齢化の進展、環境や生活様式等の変化を背景として、より一層の救急需要の増大及び多様化が懸念される。
- 消防庁としては、引き続き、各地域の消防機関が救急搬送を適切に行えるよう、必要な対応を進めてまいりたい。

(1) 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移

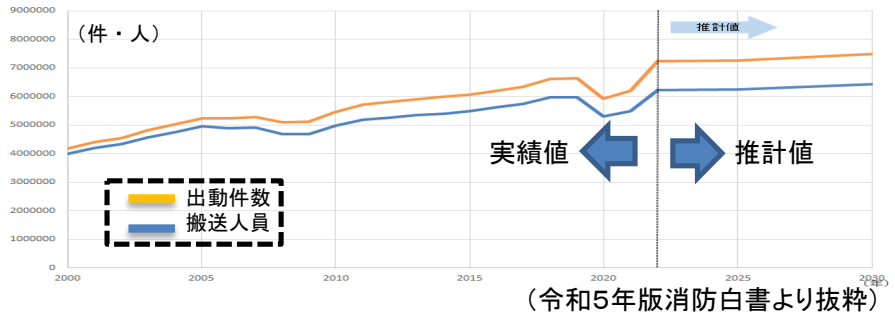


	出動件数	対前年比	搬送人員	対前年比
令和5年(速報値)	約764万件	+5.6%	約664万人	+6.8%
令和4年	約723万件	+16.8%	約622万人	+13.3%
令和3年	約619万件	+4.4%	約549万人	+3.8%
令和2年	約593万件	▲10.7%	約529万人	▲11.5%
令和元年	約664万件	+0.5%	約598万人	+0.3%

(2) 現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



(3) 救急出動件数・救急搬送人員の年次推移とその将来推計 (2000年~2030年)



2. 増大する救急需要への対応

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだ方がいいのか、今すぐ病院に行った方がいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることのできる救急安心センター事業（＃7119）の導入を強力に推進

#7119とは？

居民

- 病院に行った方がいいの？
- 救急車を呼んだ方がいいの？
- 応急手当はどうしたらいいの？

**専用回線
(#7119)**

#7119(救急安心センター事業)

- 医師・看護師・相談員が相談に対応
- ・病気やけがの症状を把握
- ・緊急性、応急手当の方法、受診手段、適切な医療機関などについて助言
- 相談内容に緊急性があった場合、直ちに救急車を出動させる体制を構築
- 原則、24時間365日体制

緊急性の高い症状

緊急性の低い症状

迅速な救急車の出動

潜在的な重症者を発見

適切な医療機関の案内

不急の救急出動の抑制

実施エリア

全国29地域で実施

エリア人口:全国 8,189万人

人口カバー率:64.9% (令和5年度末:58.9%、令和4年度末:47.5%)

※令和6年5月現在

○都道府県内全域:25地域

宮城県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・東京都※1・新潟県
富山県・山梨県・長野県・岐阜県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県※2・
山口県※3・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・熊本県

○都道府県内一部:4地域

札幌市周辺※4、横浜市、神戸市周辺※5、田辺市周辺※6

○開始時期 ※令和6年度開始予定：青森県・神奈川県・福井県・

静岡県・名古屋市・長崎県・大分市・沖縄県（人口カバー率78.1%）

年度	H19	H21	H24	H25	H27	H28	H29	H30	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6		
開始地域数	1	2	1	1	1	1	4	3	2	1	1	1	6	6		
累計	1	3	4	5	6	7	11	14	16	17	18	19	24	29		
〔参考〕 開始地域	東京都	大阪府 奈良県	田辺市等	札幌市等	横浜市	福岡県	宮城県 埼玉県 新潟県 神戸市等	茨城県 鳥取県 広島市等	山口県 徳島県	京都府	岐阜市等	高知県	福島県 山梨県 岐阜県	千葉県 長野県 愛媛県	山形県 富山県 香川県	栃木県 広島県 熊本県

○財政措置

都道府県又は市町村の財政負担に対して「特別交付税」措置を講じている。

※1 島しょ部を除く

※2 【広島県】庄原市・大崎上島町を除く県内市町

※3 萩市・阿武町を除く

※4 札幌市・石狩市・当別町・新篠津村・島牧村・南幌町・

栗山町・岩見沢市・京極町

※5 神戸市・姫路市・芦屋市

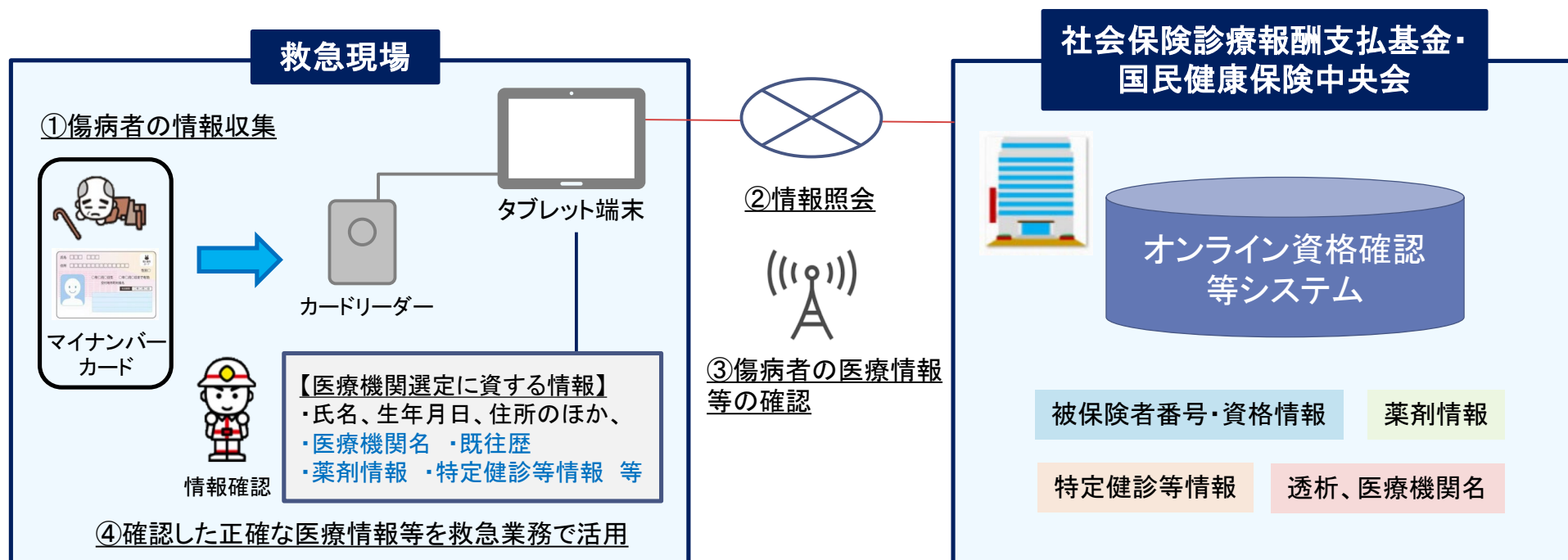
※6 田辺市・上富田町

2. 増大する救急需要への対応

事業スキーム

- 救急隊が、口頭聴取のみならず、マイナンバーカードを活用して、オンライン資格確認等システムから傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動の迅速化・円滑化を図る取組。

オンライン資格確認等システムを基盤とした救急業務での医療情報等を閲覧する仕組み

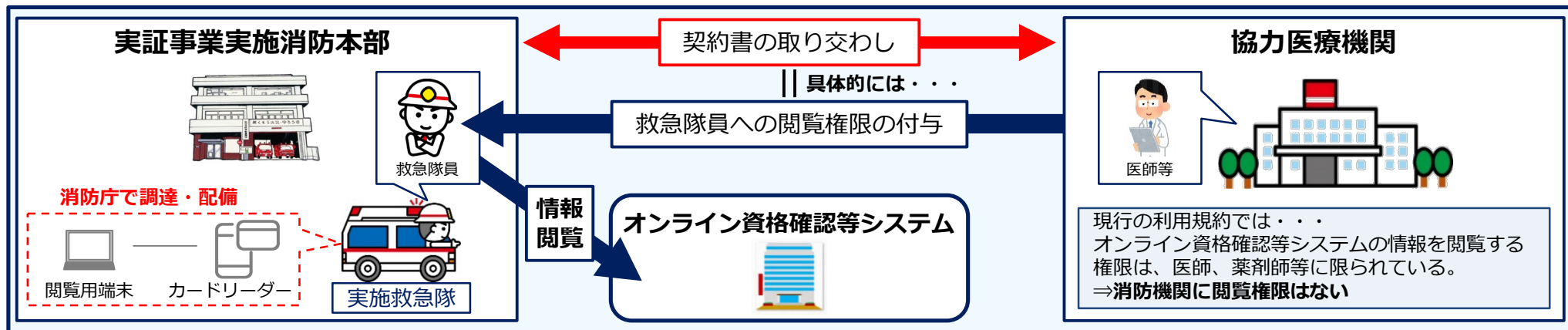


※マイナ保険証 72,073,159枚(令和6年3月31日現在)

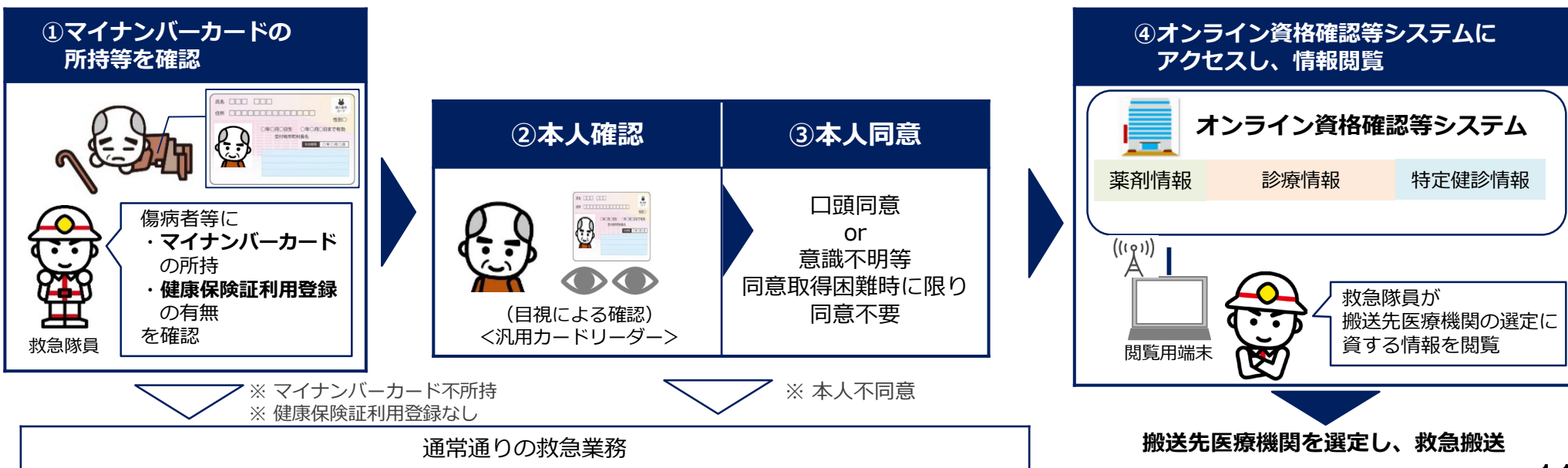
2. 増大する救急需要への対応

令和6年度 実証事業の実施

1. 実証事業開始前の準備



2. 実証事業の活動イメージ



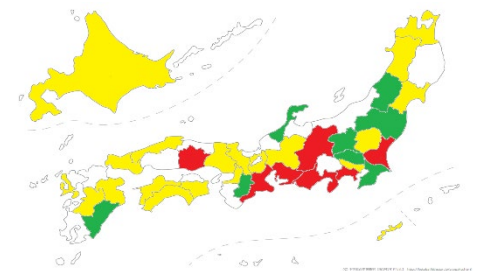
2. 増大する救急需要への対応

実証事業参加団体一覧

北海道	札幌市消防局
青森県	三沢市消防本部
宮城県	仙台市消防局
秋田県	能代山本広域市町村圏組合消防本部
山形県	山形市消防本部 最上広域市町村圏事務組合消防本部
福島県	福島市消防本部 会津若松地方広域市町村圏 整備組合消防本部
茨城県	笠間市消防本部 かすみがうら市消防本部 大洗町消防本部 筑西広域市町村圏事務組合消防本部 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部
栃木県	小山市消防本部
群馬県	前橋市消防本部 高崎市等広域消防局
埼玉県	さいたま市消防局 埼玉東部消防組合消防局
千葉県	松戸市消防局
東京都	成田市消防本部 東京消防庁
神奈川県	川崎市消防局 横須賀市消防局 平塚市消防本部 茅ヶ崎市消防本部 逗子市消防本部 秦野市消防本部 厚木市消防本部 伊勢原市消防本部 葉山町消防本部

石川県	加賀市消防本部 能美市消防本部
長野県	長野市消防局 飯田広域消防本部 木曽広域消防本部
岐阜県	岐阜市消防本部
静岡県	静岡市消防局 浜松市消防局 磐田市消防本部 名古屋市消防局 豊橋市消防本部
愛知県	大府市消防本部 尾張旭市消防本部 衣浦東部広域連合消防局
三重県	津市消防本部 四日市市消防本部
滋賀県	鈴鹿市消防本部 彦根市消防本部
京都府	京都市消防局
大阪府	大阪市消防局
兵庫県	姫路市消防局
奈良県	奈良市消防局 奈良県広域消防組合消防本部

島根県	浜田市消防本部
岡山県	岡山市消防局 総社市消防本部 東備消防組合消防本部
山口県	防府市消防本部
徳島県	海部消防組合消防本部
愛媛県	八幡浜地区施設事務組合消防本部
高知県	土佐清水市消防本部
長崎県	長崎市消防局
熊本県	熊本市消防局
大分県	別府市消防本部
宮崎県	宮崎市消防局 都城市消防局
沖縄県	那覇市消防局
35都道府県	67消防本部



計35都道府県



3. 消防防災DXの推進

概要

【高度化に対応した消防指令・業務システムの導入】

- ・ 全国の要望を受け、消防指令システムの標準仕様書を令和6年3月に策定。

→P14参照

【情報収集・分析手段の充実等】

- ・ 緊急消防援助隊のより迅速・的確な活動に向け、リアルタイムで災害情報を収集・分析できるようDX資機材（デジタル作戦卓など）を整備。また、災害時における国・自治体間の映像共有手段の充実を図るため、「消防庁映像共有システム」の構築に向けて取り組むとともに、技術的課題など必要な調査検討を実施。

→P15参照

【消防団へのドローン配備・講習】

- ・ 消防団の災害対応能力の高度化を図るため、消防学校において消防団員に対するドローン講習を実施。

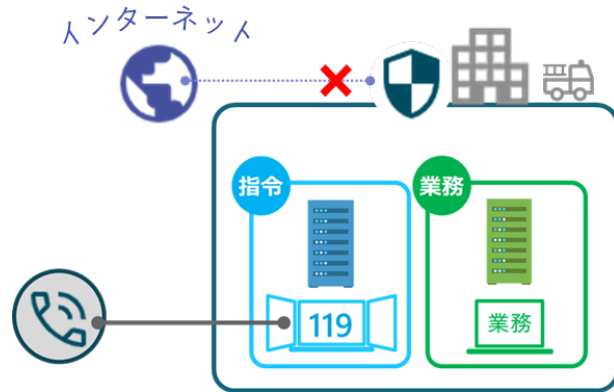
→P16参照



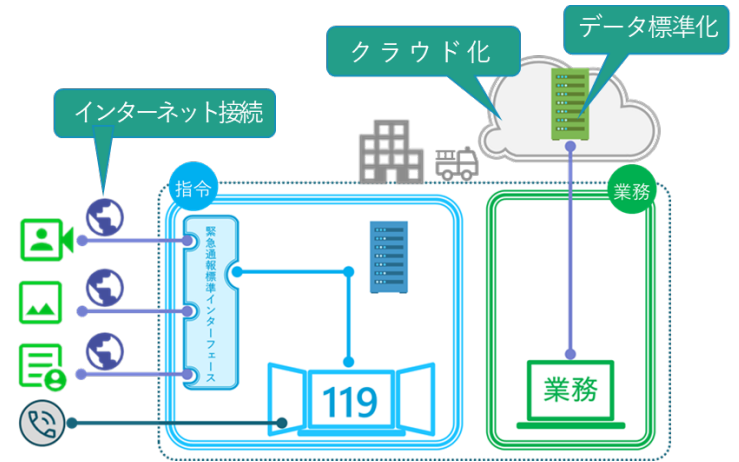
3. 消防防災DXの推進

- 消防庁では、全国の消防本部からの要望も取入れ、①IT技術を取入れたシステムの構築、②運用・導入コストの低減、③システム導入に係る業務支援、の観点から、指令システム・業務システムの標準仕様等を検討中。
- 直近では、令和6年3月に各本部が導入を検討する際に必要となる項目が記載された指令システムの標準仕様書案等を公表済み。今後、有識者検討会の議論を踏まえ、消防業務システムについても標準仕様書を公表し、全国の消防本部に普及していく。

【事業概要】

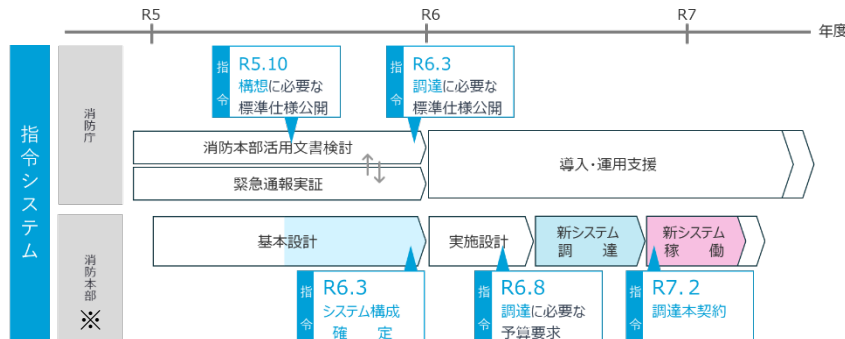


インターネットに接続されていない独立型の消防システム

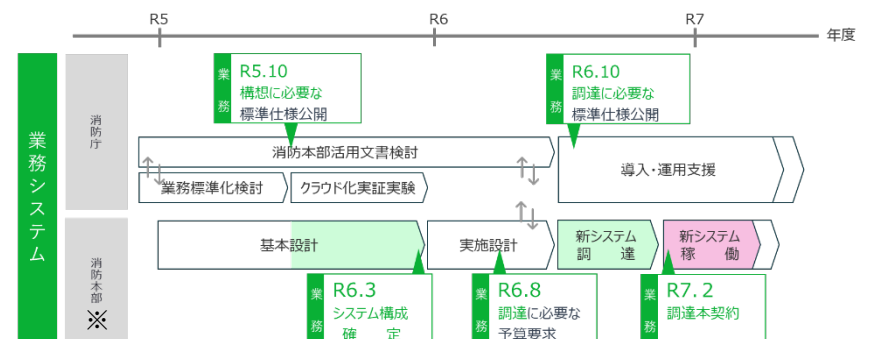


インターネットに接続され、データ連携・新機能を追加しやすい消防システム

【事業スケジュール】 ※各本部が最短で標準仕様を取り入れ可能となる時期を示すもの。



○指令システムは令和6年3月に標準仕様書を策定

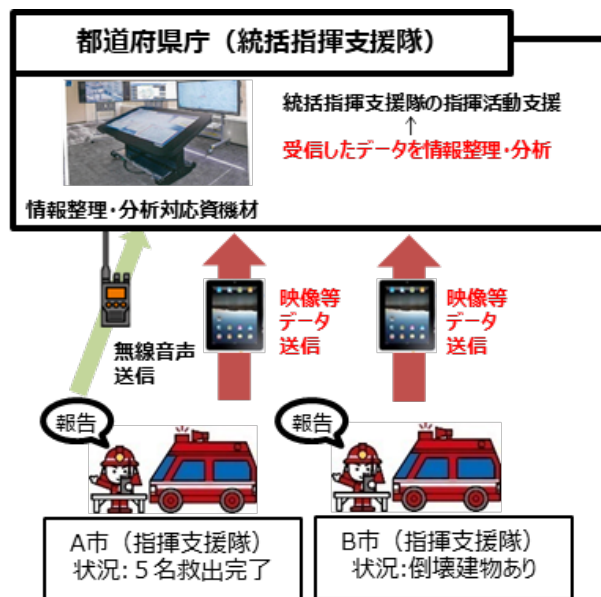


○業務システムは令和6年10月を目途に標準仕様書を取りまとめ

3. 消防防災DXの推進

DX関連資機材等の整備 (デジタル作戦卓等)

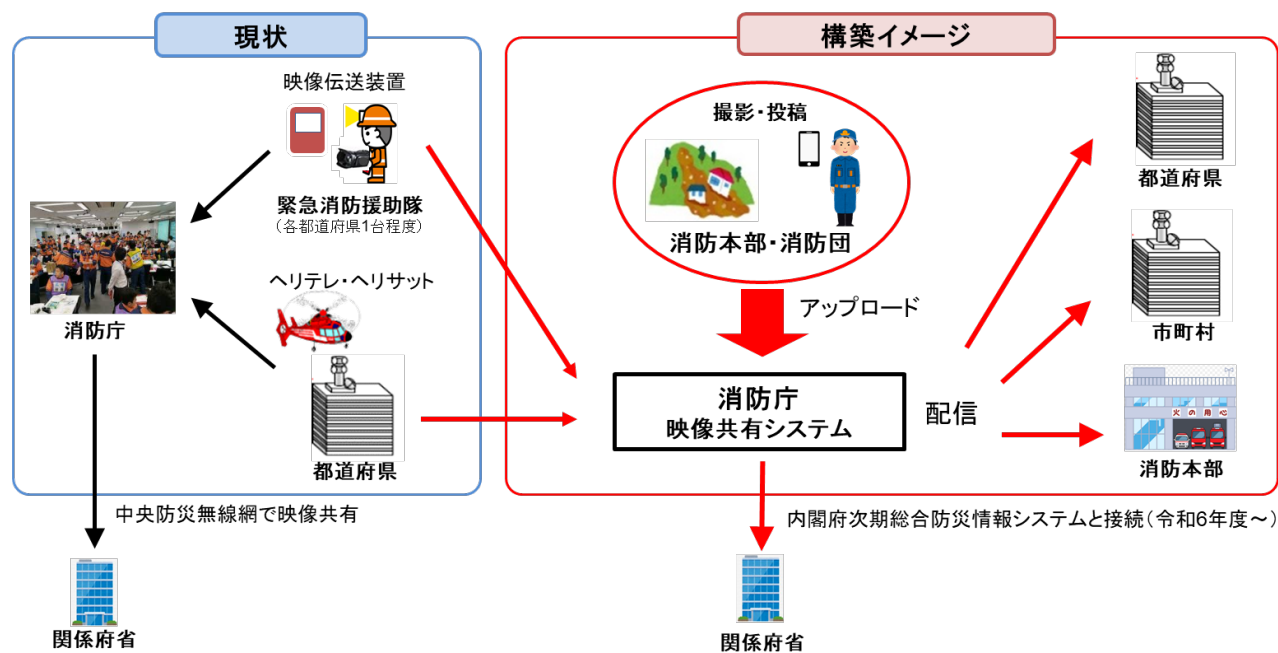
緊急消防援助隊の
より迅速・的確な活動に向け、
無線等のアナログ手法に加え
映像等のデジタル手法によりリアルタイムで
災害情報を収集・分析できるよう
DX資機材（デジタル作戦卓など）を整備



【緊急消防援助隊のDX化による
指揮支援体制強化のイメージ】

消防庁と地方公共団体との間における 映像情報共有手段の充実等

災害時における国・自治体間の映像共有手段の充実を図るため、
令和5年度中に投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」の
構築に向けて取り組むとともに、技術的課題など必要な調査検討を行う。
現在、内閣府（防災）が整備予定の次期総合防災情報システムへの接続を
念頭に、技術要件等を調整中。



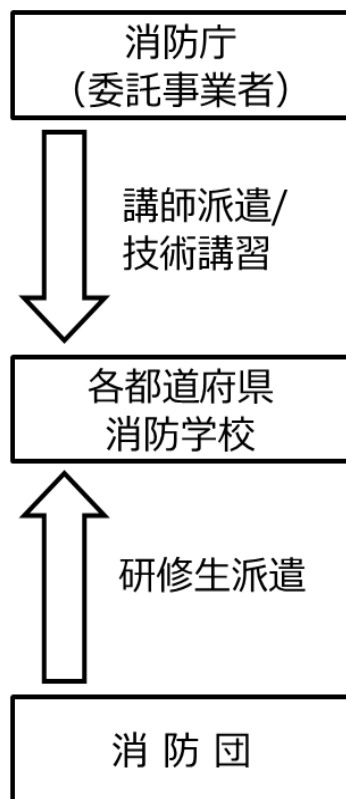
【消防庁映像共有システムのイメージ】

3. 消防防災DXの推進

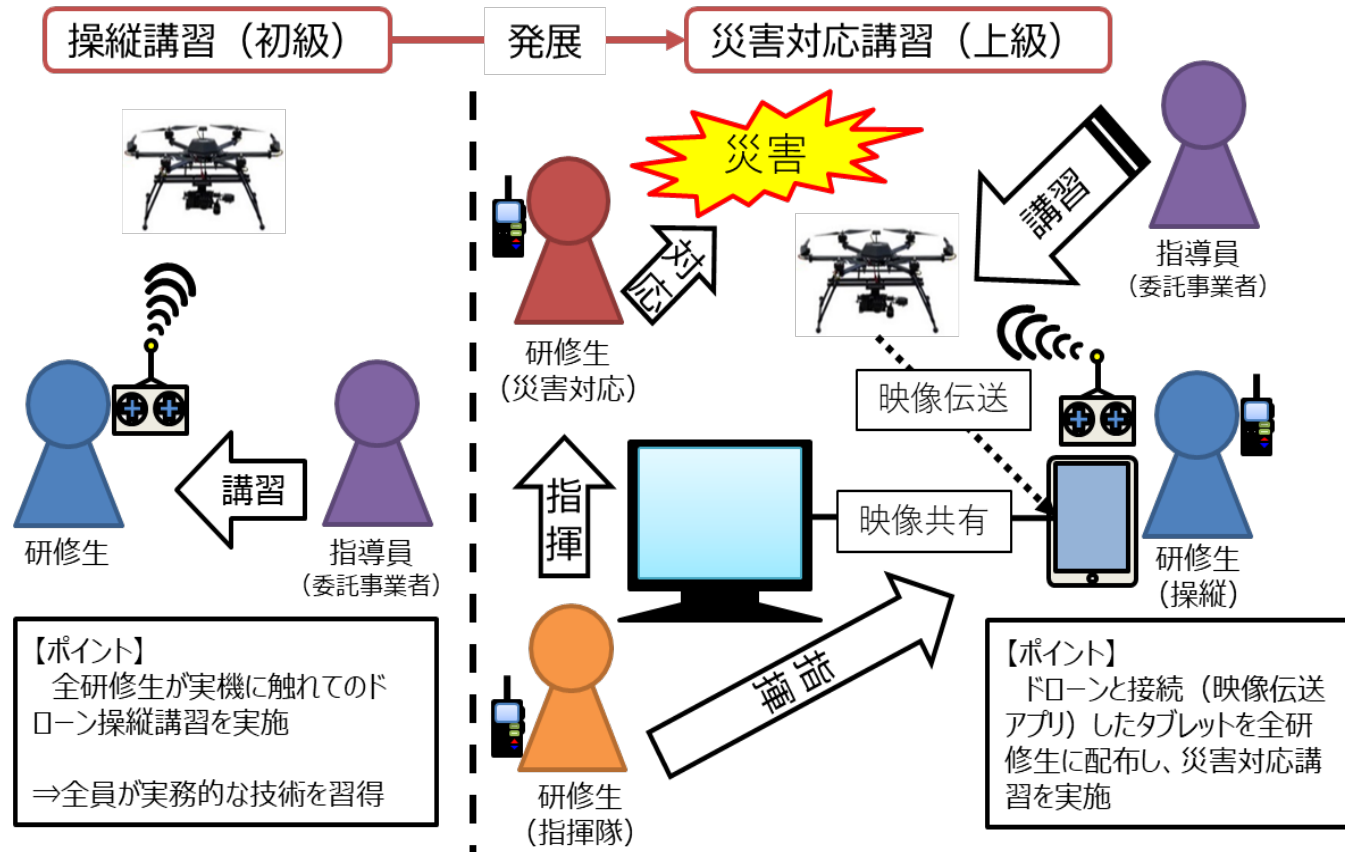
消防団災害対応高度化推進事業

- 消防団の災害対応能力の高度化を図るため、消防学校において、消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施。
- 令和5年度は、12団体でドローン講習を実施。
- 令和6年度においても、12団体でドローン講習を実施予定。

【事業スキーム】



【講習のイメージ】



4. 消防団の現状と今後の取組

概要

【消防団の現状】

- ・ 令和5年4月1日時点の消防団員数は762,670人（前年度比▲20,908人(▲2.7%)）
- ・ 入団者数は8年ぶりに増加し、36,395人（前年度比+2,950人）
- ・ 重点的に取り組んできた女性・学生・機能別団員については増加傾向。

→P18参照

【消防団員の確保に向けた主な対策】

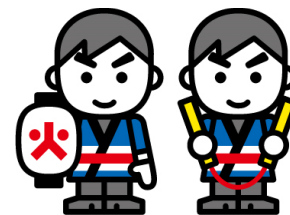
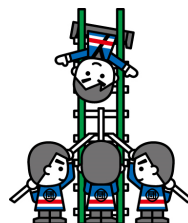
- ・ 消防団員の確保は喫緊の課題であることから、消防団の充実強化に向けて、女性や若者などの幅広い住民の入団促進のための広報の実施、消防団員の報酬等の処遇改善、消防団協力事業所表示制度及び学生消防団活動認証制度の活用、消防団の装備に対する支援など、様々な施策を実施。

→P19、20参照

【総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」について】

- ・ 令和6年2月に総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」を都道府県知事及び市区町村長に対し発出するとともに、企業・大学等との連携による入団促進や、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなどの取組をまとめた優良事例集を作成し、横展開を図っている。

→P21～24参照



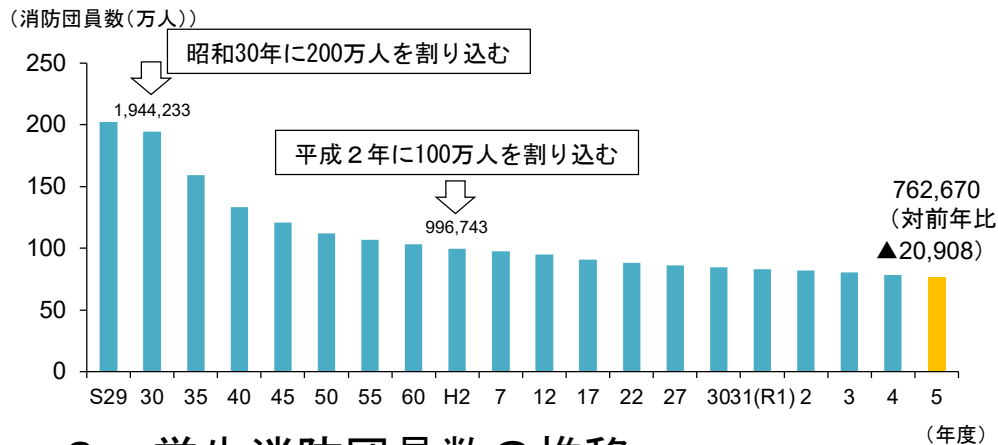
4. 消防団の現状と今後の取組

● R5.4.1時点の消防団員数は762,670人 (対前年比▲20,908人 (▲2.7%)。入団者数：36,395人、退団者数：57,303人)

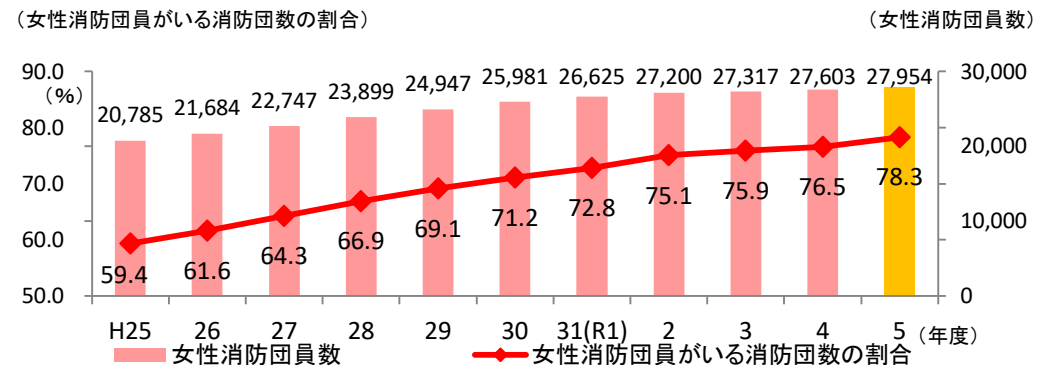
● 重点的に取り組んできた**女性団員、学生団員および機能別団員については増加傾向。**

- ・ 女性団員 **27,954人 (+351人 (+1.3%))** ※ 女性団員がいる消防団数は1,705団 (+24団)
- ・ 学生団員 **6,562人 (+856人 (+15.0%))** ※ 学生団員がいる消防団数は830団 (+135団)
- ・ 機能別団員 **34,690人 (+2,572人 (+8.0%))** ※ 機能別団員制度705市町村で導入済 (+40市町村)

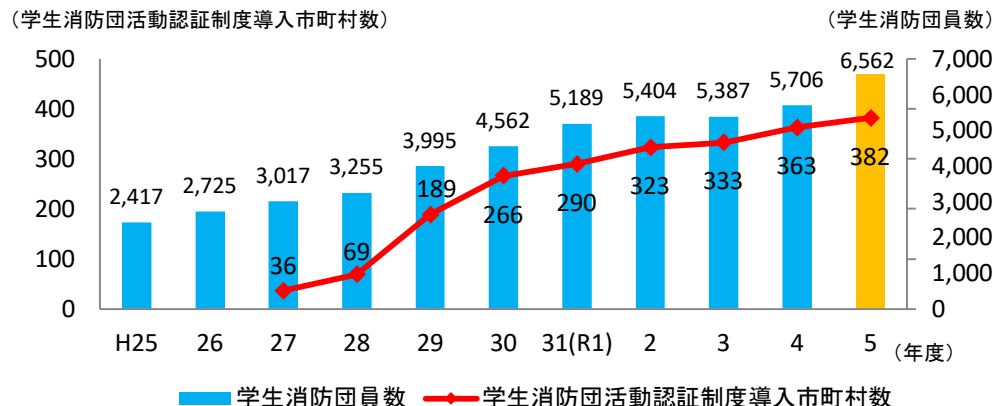
1 消防団員数の推移



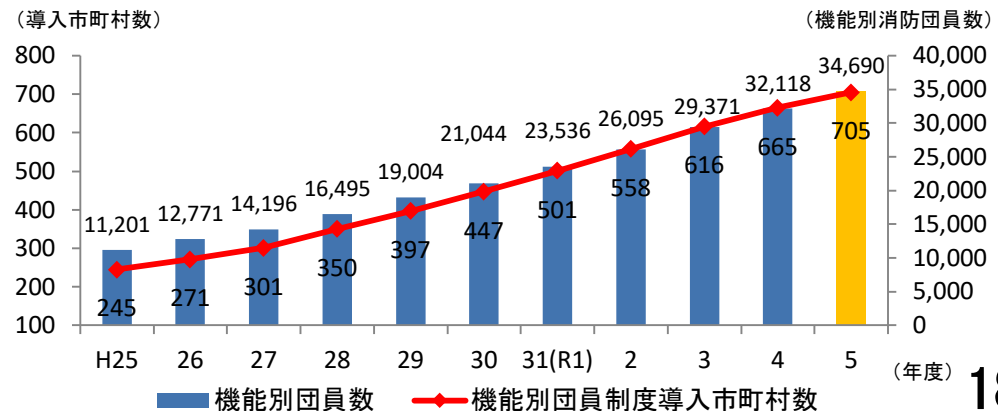
2 女性消防団員数の推移



3 学生消防団員数の推移



4 機能別消防団員数の推移



4. 消防団の現状と今後の取組

消防団員の報酬等の処遇改善

1. 年額報酬

「団員」階級の者については、年額36,500円を標準額とする

2-1. 出勤報酬

災害に関する出勤については、1日あたり8,000円を標準額とする

※上記について地方財政措置を講じており、令和6年度から「班長」階級以上の年額報酬についても特別交付税を措置

2-2. 費用弁償

出勤に伴う実費（ガソリン代等）は別途措置する

3. 支給方法

団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する

＜参考＞全国の処遇改善対応状況

年度	年額報酬	出勤報酬
	標準額以上 団体の割合	標準額以上 団体の割合
R5	86.0%	84.2%

消防団の力向上モデル事業

- 女性や若手が加入するような消防団となるよう、地方公共団体の創意工夫を凝らした先進的な取組を「消防団の力向上モデル事業」により全額国費で支援（1事業上限額：500万円）
- 全国の優良事例を集め、横展開を行うことで、全国の消防団の更なる向上を促していく。

＜想定しているモデル事業の例＞

- ・消防団DXの推進
- ・免許等取得環境の整備
- ・災害現場で役立つ訓練の普及
- ・企業・大学等と連携した消防団加入促進
- ・子供連れでも活動できる消防団の環境づくり



装備の充実

- 消防団の救助用資機材等に対する補助金（消防団設備整備費補助金）や消防団車両の無償貸付事業を実施し、火災以外の災害にも対応できる消防団づくりを推進



救助用資機材等搭載
多機能消防車



排水ポンプ



ボート



チェーンソー



ドローン

4. 消防団の現状と今後の取組

消防団入団促進広報

- 若年層や女性を始めとする幅広い層から知名度の高いタレントを起用して、ポスターやPR動画などの広報媒体を制作
- これらをYouTubeやWEB広告、電車内ビジョン等、若者が触れる機会の多い媒体を活用して情報発信

【R5消防団入団促進ポスター】



【R5消防団入団促進動画(YouTube)】



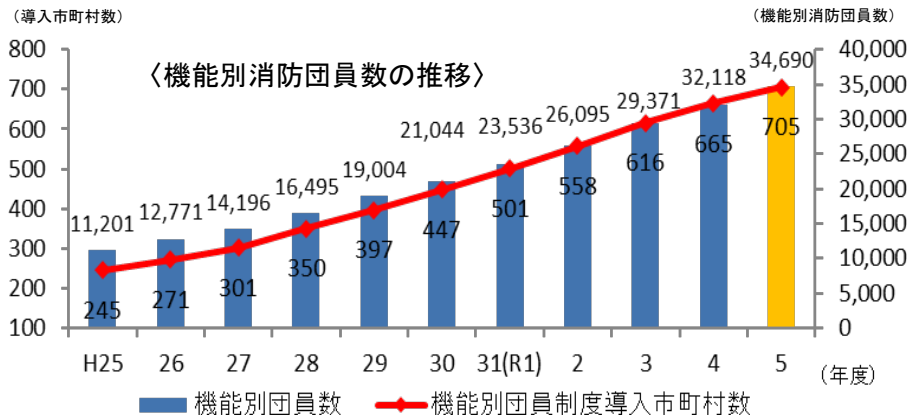
<ショートドラマ>



<メイキング映像>

機能別消防団・分団の充実

- 多様な形で消防団活動に参画できるよう、大規模災害のみの活動や、火災予防・広報活動のみに従事するなどの機能別消防団・分団の創設を要請



企業・大学等への働きかけ

- 被用者や学生等の加入促進に向け、総務省消防庁・都道府県・市町村それぞれが企業・大学等を訪問し、消防団協力事業所への参画や学生消防団認証制度の普及等、消防団活動への理解・協力を要請

<総務省消防庁消防団協力事業所(次の全てを充足)>

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員のおおむね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等



消防庁マーク(ゴールドマーク)

<学生消防団活動認証状>

〇〇市(町村) 学生消防団活動認証状

〇〇 〇〇様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。
(活動内容)

令和〇〇年〇月〇日
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

4. 消防団の現状と今後の取組

総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」について（令和6年2月6日付発出）

消防団の現状・背景

- 令和6年能登半島地震では、関係機関の支援が困難を極める中、地元消防団が懸命に活動を展開。近くにいる地域住民同士の助け合いがいかに重要か改めて痛感。
- 平時から有事を意識し、制定から10年を迎えた「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の理念の実現に努めること、とりわけ、消防団員を確保し、十分な体制を構築していくことが不可欠。
- 今一度原点に立ち返り、消防団員の思いに寄り添った対策を講じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境を構築していくことが重要。

お伝えするポイント

① 消防団員がやりがいを持てる環境づくり

- 消防団の活動そのものを称える大臣表彰として「消防団地域貢献表彰」を創設。
➡ 地域と消防団員の交流を通じた理解促進など、やりがいを持てる環境づくり、負担軽減を依頼。

② 優良事例集を踏まえた取組の推進

- 住民の理解促進や消防団員の負担軽減に係る取組等も含め、優良事例集を作成するとともに、幅広い住民の入団促進に向けたマニュアルを作成予定。
➡ これらを参考に、入団促進やモチベーション向上への取組の推進を依頼。

③ 地方財政措置拡充

- 消防団の中心的な役割を担い、多大なご貢献をいただいている幹部・中堅団員の年額報酬について、令和6年度から地方財政措置を拡充。

結び

- 「充実強化法」の趣旨を踏まえるとともに、今後発生が懸念される大規模災害に備えるため、より一層の取組を行っていただきたい。
- 総務省消防庁としても、全国で活躍されている消防団員のご貢献に報いるべく、全力を挙げて取り組む。

4. 消防団の現状と今後の取組

消防団を中核とした地域防災力の充実強化取組事例集(抜粋)※

■女性の入団促進（徳島県）

※消防団の力向上モデル事業を活用

○経緯

令和4年度に開催された「全国女性消防団員活性化徳島大会」を契機に、女性消防団員の更なる活躍の促進を図り、地域防災力の強化に繋げるため、2022年2月に設立された「徳島ママ防災士の会Switch」と連携したワークショップ等を実施。

○内容

- 「女性消防団員とママさん防災士等とのワークショップ」
消防・防災分野における女性の役割・働き方などについて、班ごとに意見交換を実施
- 「女性消防団員やママさん防災士等によるトークセッション（成果発表会）」
ワークショップの成果を発表するとともに、コーディネーターを交えた意見交換を実施
- 県HPなどで動画を公開することでワークショップ等の様子を発信

○効果

ワークショップや意見交換を通じて、課題の共有や解決策の検討を行うことで、女性消防団員の更なる活躍促進を図るとともに、令和5年度には女性消防団員が28人増加し、団員確保につなげることができた。



【トークセッションの様子】



【ワークショップの様子】

■学園祭での入団促進（和歌山県和歌山市）

※消防団の力向上モデル事業を活用

○経緯

地域住民に消防団をより身近に感じてもらうことで、消防団の必要性や活動内容の周知を図り、特に将来の地域防災を担う若年層等の団員確保につなげることを目的として、地元国立大学と連携した広報活動を実施。

○内容

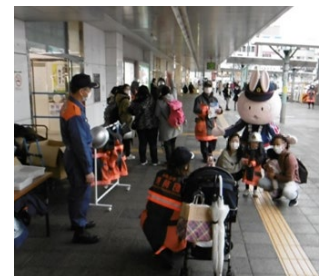
- 総勢1,500名以上が参加する和歌山大学の学園祭にて、消防団員が入団促進広報を実施するとともに、子供連れの団員も活動できるよう、キッズスペース（ウォーターシューターのコーナー）を設置。
- また、和歌山駅前にて、学生団体と各地域の消防分団約40名が、モデルチェンジしたスタイリッシュな防火服を着装し、子供用防火服の試着コーナーの設置やマスコットキャラクターの活用など効果的な入団広報を行った。

○効果

- 学園祭でのキッズスペースの設置により、子供連れの団員は活動に専念することができた。
- 一新した防火服は、市民の注目度も非常に高く、消防団員のイメージアップと団員の士気高揚を図ることができ、防火服を活用した効果的な取組として奏功事例となった。
- 本事業を通して学生や学生団体と連携できたことで、今後も大学と連携した事業を実施していく関係を確立することができた。



【学園祭に親子で参加した広報活動の様子】



【駅前での広報活動の様子】

4. 消防団の現状と今後の取組

消防団を中核とした地域防災力の充実強化取組事例集(抜粋)※

■宇都宮ヤクルト販売株式会社との連携（栃木県鹿沼市）

※消防団の力向上モデル事業を活用

○経緯

消防団に対するイメージアップのほか、消防団を応援していく雰囲気づくりの醸成を図ることで、女性消防団のみならず、すべての団員の確保、地域の安全・安心につなげていくことを目的とした取組を実施。

○内容

- 消防団と、消防団協力事業所である宇都宮ヤクルト販売株式会社が連携し、地域住民（特に要配慮者）と顔の見える関係を築いているヤクルトレディが、地域住民に対して、出水期や台風シーズンを迎える前に、啓発用グッズを活用しながら、早期の避難を促す防災意識の啓発を行うなど、防火防災のための効果的な広報活動を実施。
- 上記の活動と併せて、ヤクルトレディに対する消防団への入団の呼びかけを行うとともに、ヤクルトレディが入団した場合に、勤務の免除やボランティア休暇の活用など可能な限り配慮していただき、消防団活動が円滑に実施できるよう、宇都宮ヤクルト販売株式会社と『消防団活動の充実強化に向けた支援に関する協定』を締結。

○効果

ヤクルトレディが、防火啓発・消防防災イベントの広報支援として、火災予防運動中にチラシ配布を実施した結果、以前に開催したイベントの約10倍以上の約3,000人が来場。市内のみならず、県内外の方に鹿沼市消防団の魅力を発信することができた。



【啓発用パネル】



【啓発活動の様子】



【協力締結式の様子】

■大学と連携した入団促進（神奈川県川崎市）

○経緯

若年層の入団促進に向け、入団手続きが容易なオンライン申請フォームを整備し、若年層が利用する媒体を活用した広報活動を実施するとともに、令和4年度からの新たな取組として、大学の講義等の合間に入団募集説明会等の実施を大学に働きかけた。

○内容

- 大学事務局の協力を得て、管轄する消防署及び消防局が連携し、大学の学園祭で消防団広報ブースを出展し、消防団の説明や入団募集の案内を行うとともに、学生の入団促進に資する取組の参考とするため、消防団に関するアンケート調査を実施した。
- なお、大学の講義等の合間に入団説明会を実施すべく、現在大学と調整中。

○効果

上記で実施したアンケートの結果、約85%もの学生が消防団の存在を知っているものの、活動内容については約16%、学生団員の存在については約9%しか知られていない状況が判明した。この結果を踏まえ、令和5年度においても同様の取組を実施したところ、令和5年度における学生団員数が、実施前（令和3年度）と比較して約2.5倍と増加傾向となっている。



【学園祭でのブース出展の様子】

4. 消防団の現状と今後の取組

消防団を中核とした地域防災力の充実強化取組事例集(抜粋)※

■ファミリー・フェスタ（愛知県豊田市）

○経緯

団活動に励む団員とその家族に対して感謝をするとともに、休日に家族で過ごす時間を設け、一緒に楽しんでいただくことで、より一層の家族の理解を深め、併せて団員には団活動のやりがいを感じてもらうことを目的としてファミリー・フェスタを開催。また、消防団警防技術大会と同時開催したことで、より多くの家族に消防団活動の成果を見てもらうとともに、市民に団活動を紹介するなど、消防団への入団促進を図る。

○内容

- 「消防団への応援メッセージ」の記入・掲出（学生団員が運営）
- 「消防団応援の店」に登録されたお店のブース出展（応援の店制度の掲示、団員・家族等は特典利用）
- はしご車・起震車・防火活動のPRブース等

○効果

令和4年度は約1,500人の来場者があり、令和5年度は、消防団警防技術大会と同時開催し、家庭を持つ団員向けに内容を工夫したことで、来場者は約2,500人に増加した。消防団に対する理解促進やイメージアップの向上を図ることができた。実施後のアンケートでも、「家族と過ごす良い機会であり今後も開催して欲しい」、「警防技術大会と同時開催することで、消防活動をたくさんの方に見てもらえる機会になりモチベーションアップにつながっている。」と好意的な回答が多く見られた。



【ファミリー・フェスタの様子】

■消防団アプリの導入（静岡県袋井市）

※消防団の力向上モデル事業を活用

- 災害発生時における被災状況の迅速な情報共有、団員の事務負担軽減を目的として、出動指令から出動状況の把握、現場情報の共有、事後処理まで消防団活動におけるあらゆるプロセスを一元管理できるアプリを導入。

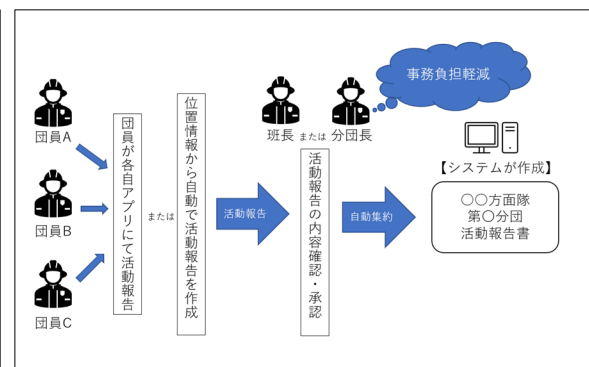
※ スマートフォンのみならず、PCでも利用可能

【主な機能】

- ・出動指令の通知、活動時間の管理
- ・団員の参集状況や位置情報、周辺水利のマップ表示
- ・活動報告書の自動作成
- ・映像など被災状況の共有 等



【アプリのイメージ】



【システム導入のイメージ】

- システムの導入により、災害発生時には、災害発生場所への経路を確認できるとともに、延焼・浸水区域などの現場状況、水利情報、GPS機能等による出動団員の位置などを共有することで、現場での指示や判断がこれまで以上に正確かつ迅速に行われるだけでなく、活動内容をシステムで一元管理し、活動報告書が自動作成されることで、各種手続を簡略化することができるほか、平時においても、訓練や防火指導など各種イベントのスケジュールや車両・資機材の管理、報酬等や税額の自動計算などを行うことで、団員の事務負担の軽減を図った。

5. 大規模災害への備え（緊急消防援助隊の充実強化）

概要

【緊急消防援助隊】

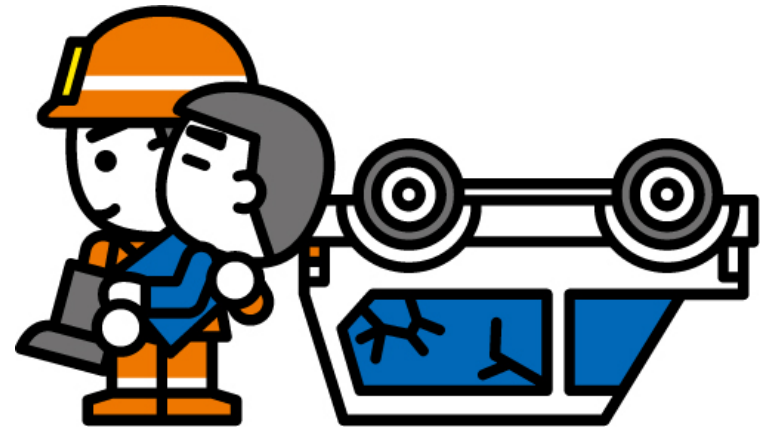
- ・ 大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度。平成7年創設。

→P26参照

【令和6年能登半島地震における消防機関等の対応】

- ・ 令和6年能登半島地震の際は、消防庁長官から災害発生自治体からの要請を待たず出動の指示。

→P27参照



5. 大規模災害への備え（緊急消防援助隊の充実強化）

大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための**全国的な消防の応援制度**

被災県知事からの応援要請※



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出動

登録隊数 6,661隊 25,504人（令和6年4月1日時点）

※または、災害の規模等に照らし、緊急を要し要請を待ついとまがないと消防庁長官が認めるとき

<緊急消防援助隊が出動した災害対応状況>



栃木県足利市林野火災
撮影：横浜市消防局



静岡県熱海市土石流災害
撮影：甲府広域組合消防本部



令和6年能登半島地震
撮影：消防庁

<緊急消防援助隊の出動実績>

※令和6年2月21日時点

- 発足から約**28**年間で、**44**回の出動
- 内訳：地震災害19回、風水害（土砂災害を含む。）16回、タンク・工場等火災4回、噴火災害3回、雪崩1回、列車事故1回

<緊急消防援助隊が出動した近年の災害>

災害名	死者・行方不明者数	活動期間	活動日数	出動人員
平成28年熊本地震	273名	H28.4.14～4.27	14日	5,497人
平成28年台風第10号による災害	29名	H28.8.31～9.9	10日	1,044人
栃木県那須町雪崩事故	8名	H29.3.27～3.28	2日	10人
平成29年7月九州北部豪雨	44名	H29.7.5～7.25	21日	4,203人
大分県中津市土砂災害	6名	H30.4.11～4.14	4日	135人
大阪府北部を震源とする地震	6名	H30.6.18	1日	11人
平成30年7月豪雨（西日本豪雨）	271名	H30.7.6～7.31	26日	5,385人
平成30年北海道胆振東部地震	43名	H30.9.6～9.10	5日	827人
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	4名	R1.8.28～8.31	4日	146人
令和元年東日本台風（台風第19号）による災害	121名	R1.10.13～10.18	6日	1,038人
令和2年7月豪雨	88名	R2.7.4～7.15	12日	1,999人
栃木県足利市林野火災	0名	R3.2.25～3.3	7日	145人
静岡県熱海市土石流災害	28名	R3.7.3～7.26	24日	3,099人
令和6年能登半島地震	241名	R6.1.1～2.21	52日	17,284人

5. 大規模災害への備え（緊急消防援助隊の充実強化）

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

- 1/1 16:10 震度7（石川県輪島市、志賀町）
16:30 消防庁長官から緊急消防援助隊出動の求め
17:30 消防庁長官から5府県※に対し出動の指示
（※愛知県、京都府、大阪府、岐阜県、富山県）
17:32 富山県防災ヘリにより情報収集活動を実施
その後も、消防庁長官の出動指示を適宜適切に行い、発災翌日から
現地で2,000名を超える規模の部隊を展開

〔出動指示を受けた21都府県〕（3月5日現在累計）

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、
山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、
大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県

※消防防災ヘリは最大22機体制で運用

消防活動の概要（3月5日 14時00分時点）

〔消火活動〕

- 地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動

〔救助・捜索活動〕

- 倒壊家屋からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助
- 広範囲での安否不明者の捜索活動

〔救急活動〕

- 医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
- 病院や高齢者福祉施設からの転院搬送
- 〔その他〕
- 消防防災ヘリによる孤立集落への物資搬送
- 消防庁職員による火災原因調査

救助・救急活動の実績（3月5日 14時00分時点）

- 緊急消防援助隊や地元消防本部等、延べ7万人程度が消火、救助、救急活動などに全力で取り組むとともに、高齢者の搬送や地元消防本部の活動支援も実施
- これまでに、消防全体として、435名を救助、3,500名を救急搬送

対応機関	救助人数	搬送人数
① 地元消防機関	140人	1,923人
② 緊急消防援助隊等	295人	1,577人
合計	435人	3,500人



1月1日、輪島市河井町において、奥能登広域圏事務組合消防本部の消防隊が、地元の輪島市消防団と連携し、消火活動を実施



1月2日、輪島市門前町において、輪島市消防団が、道路の亀裂部分に土を埋め、通行を可能とする応急対策を実施



1月6日、緊急消防援助隊京都府大隊が、珠洲市内において、DMAT等と連携して、倒壊した建物内女性（90代）を発災から124時間ぶりに救出し搬送



1月15日、緊急消防援助隊三重県大隊が、DMAT等と連携して、輪島市の高齢者施設入居者を搬送（自衛隊ヘリに引き継ぎ）



1月16日、緊急消防援助隊大阪府大隊が、消防用水確保のため輪島市立河井小学校プールに給水活動を実施



1月19日、緊急消防援助隊京都府大隊が、高齢者施設の入居者を消防ヘリコプターで金沢市内の病院へ搬送

6. 国民保護体制の強化

概要

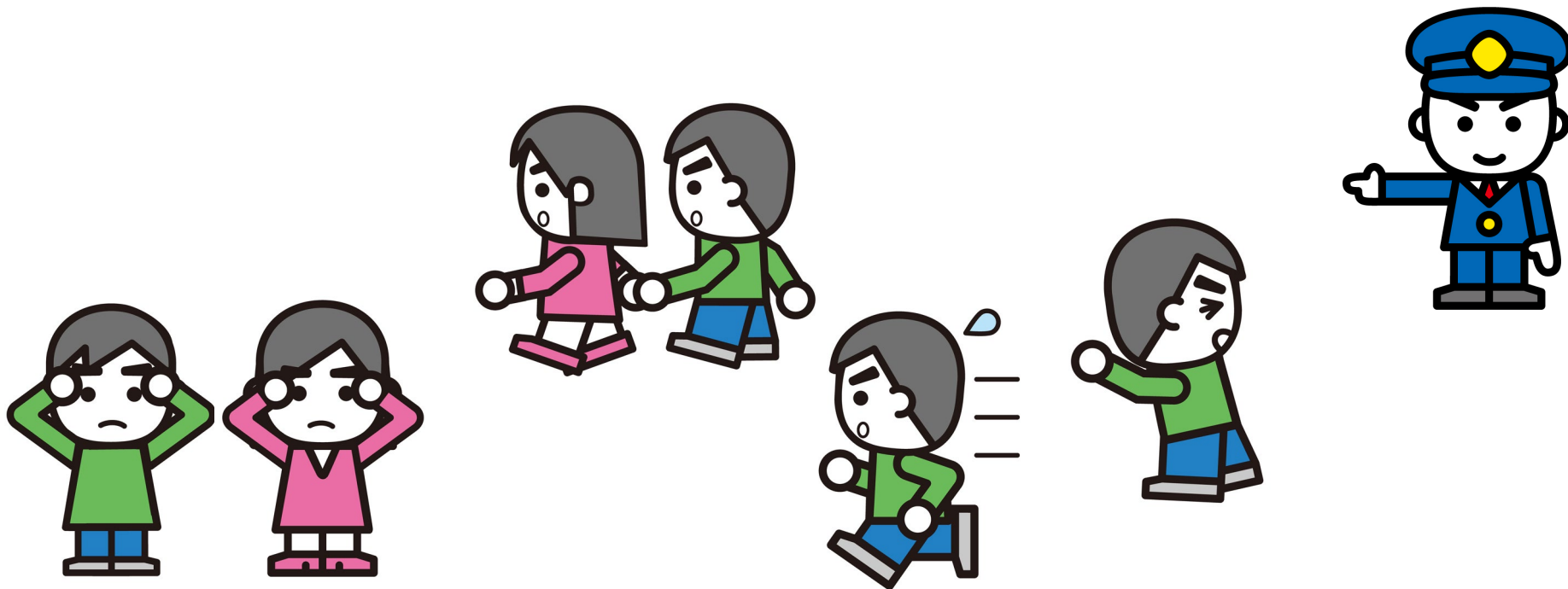
【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】

- ・弾道ミサイル飛来時にどのような行動を取るべきか、住民の理解を深めるとともに、関係機関の連携強化が重要であることから、消防庁は内閣官房と連携し、国と地方公共団体と共同で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施。

※令和5年度末時点における共同訓練の実施状況

(平成29年3月から令和6年3月まで)：42都道県83市区町村84件

→P29参照



6. 国民保護体制の強化

1. これまでの実績

- 弾道ミサイル飛来時にどのような行動を取るべきか、住民に理解を深めていただくとともに、関係機関が連携の強化に努めることは大変重要であり、消防庁は内閣官房と連携し、国と地方公共団体と共同で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施している。
- 令和5年度末時点における共同訓練の実施状況（平成29年3月から令和6年3月まで※）：**42都道府県83市区町村84件**
＜参考＞
地方公共団体単独の訓練：**41都道府県209市区町村574件** 共同訓練及び単独訓練の合計：**47都道府県273市区町村658件**
※平成30年6月以降、国際情勢の変化を踏まえ、共同訓練の実施を当面見合わせていたが、令和4年に入り、北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されていることなどを踏まえ、令和4年9月から再開している。

2. 令和5年度の訓練実績 国と地方公共団体の共同訓練について、**28都道府県43件を実施**（R6.3.31現在）

No.	訓練実施市町村		実施時期	No.	訓練実施市町村		実施時期	No.	訓練実施市町村		実施時期
1	青森県	つがる市	令和5年 5月10日	16	岐阜県	大垣市	令和5年10月10日	31	埼玉県	上里町	令和5年12月19日
2	山形県	高畠町	令和5年 6月 6日	17	徳島県	勝浦町	令和5年10月12日	32	大分県	宇佐市	令和6年 1月14日
3	富山県	富山市	令和5年 7月19日	18	長崎県	五島市	令和5年10月23日	33	東京都	中野区	令和6年 1月15日
4	北海道	札幌市	令和5年 8月 4日	19	三重県	四日市市	令和5年10月24日	34	栃木県	小山市	令和6年 1月22日
5	熊本県	水俣市	令和5年 8月 5日	20	北海道	沼田町	令和5年10月27日	35	香川県	高松市	令和6年 1月22日
6	石川県	かほく市	令和5年 8月 7日	21	宮崎県	五ヶ瀬町	令和5年10月31日	36	和歌山県	那智勝浦町	令和6年 1月29日
7	大分県	臼杵市	令和5年 8月22日	22	大阪府	和泉市	令和5年11月 5日	37	徳島県	阿南市	令和6年 2月 1日
8	新潟県	見附市	令和5年 8月26日	23	東京都	練馬区	令和5年11月 6日	38	岩手県	盛岡市	令和6年 2月 8日
9	新潟県	佐渡市	令和5年 8月27日	24	宮城県	仙台市	令和5年11月 8日	39	熊本県	熊本市	令和6年 2月 9日
10	北海道	網走市	令和5年 8月29日	25	徳島県	徳島市	令和5年11月 9日	40	沖縄県	石垣市	令和6年 2月12日
11	福井県	勝山市	令和5年 8月31日	26	新潟県	新発田市	令和5年11月10日	41	広島県	海田町	令和6年 2月15日
12	徳島県	那賀町	令和5年 9月 8日	27	新潟県	魚沼市	令和5年11月11日	42	佐賀県	玄海町	令和6年 2月17日
13	愛知県	弥富市	令和5年 9月10日	28	新潟県	新潟市	令和5年11月16日	43	宮崎県	西米良村	令和6年 3月 1日
14	宮崎県	木城町	令和5年10月 2日	29	北海道	歌志内市	令和5年11月17日				
15	福島県	桑折町	令和5年10月 7日	30	滋賀県	大津市	令和5年12月14日				

3. 訓練の概要

① 住民避難訓練

- ・ 防災行政無線等によるミサイル発射に関する情報伝達
- ・ 緊急一時避難施設を始めとする屋内、地下等への避難
- ・ 屋内や地下等への避難が間に合わない場合は、その場で身を守る措置

② 市町村職員の初動対処訓練

- ・ 「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等の手引き」及び「弾道ミサイルを想定した市区町村の初動対処マニュアル作成の手引き」※を活用し、市町村職員の初動対処の手順を確認するとともに訓練を実施
※ ミサイル発射からおおむね30分の初動対処（情報伝達、被害情報の収集・県との共有等）の手順を記載



【地下施設への避難】



【初動対処訓練】

7. 行政事業レビューシート 事業名・掲載URL

事業名

事業番号	事業名	事業番号	事業名
0181	緊急消防援助隊の派遣体制の強化	0195	災害応急対策
0182	緊急消防援助隊設備整備費補助事業	0196	国民保護体制の整備推進
0183	緊急消防援助隊の無償使用車両・資機材の整備	0197	消防庁の所管するシステムの運用
0184	消防力の維持向上	0198	住民への災害情報を伝達する手段
0185	消防職員等の意識改革や環境整備	0199	衛星通信を用いた非常用通信手段の高度化の検討
0186	消防防災施設整備費補助金	0200	地方公共団地における消防防災体制の充実強化
0187	G7広島サミットにおける消防・救急体制等の整備	0201	火災予防の推進
0188	救急救命体制の整備・充実	0202	消防用機器の国際動向への対応等
0189	地方公共団体の災害対応能力の強化	0203	手続の電子申請
0190	国内・国際の救助技術の高度化	0204	危険物事故防止対策の推進
0191	消防の国際協力及び国際貢献の推進	0205	コンビナート災害対策等の推進
0192	消防大学校における教育環境の整備	0206	「統合イノベーション戦略2022」に基づく研究開発
0193	消防団等地域防災力の充実強化	0207	消防の科学技術に関する研究開発に関する事業
0194	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化		

掲載URL

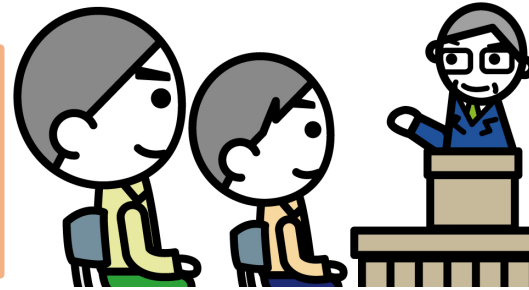
https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyous5/kizon/kizon_r5_7-4.html

8. 白書・検討会等について

白書

・消防白書

(<https://www.fdma.go.jp/publication/#whitepaper>)



検討会

- ・ 輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会
- ・ 消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会
- ・ 救急業務のあり方に関する検討会
- ・ 予防行政のあり方に関する検討会
- ・ 可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会
- ・ 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会
- ・ 水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会
- ・ 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会
- ・ 新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会
- ・ 石油コンビナート等防災体制検討会
- ・ 救助技術の高度化等検討会
- ・ 消防指令システムの高度化等に向けた検討会

(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/)



令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策19 消防防災体制の充実強化

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

< 緊急消防援助隊の充実強化 >

1. 概要・背景等

1. 緊急消防援助隊の概要

- 緊急消防援助隊は大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度
- 消防組織法第45条に基づき、総務大臣が、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（基本計画）を策定
- 基本計画に基づき、消防庁長官が緊急消防援助隊として隊（車両・ヘリ）を登録
- 消防組織法第49条に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金及び同法50条に基づく無償使用制度を活用した車両・資機材を整備

2. 緊急消防援助隊創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。平成15年6月消防組織法の改正により法制化（平成16年4月施行）
- 創設以後、44回の出動
内訳：地震災害19回、風水害（土砂災害を含む。）16回、
タンク・工場等火災4回、噴火災害3回、雪崩1回、列車事故1回
※能登半島地震では、災害発生自治体からの要請を待たず消防庁長官指示（消防組織法第44条第2項）による出動

3. 緊急消防援助隊創設の充実強化

- 激甚化・頻発化する風水害や、南海トラフ地震等の国家的非常災害への対応力を強化するため、緊急消防援助隊の充実強化に取り組んでいく必要がある

大規模な火災・事故・災害の場合

○国の対応＝緊急消防援助隊

- 消防庁長官の出動指示、求めによる
緊急消防援助隊の全国規模の応援
（消防組織法第44条）

被災県知事からの応援要請

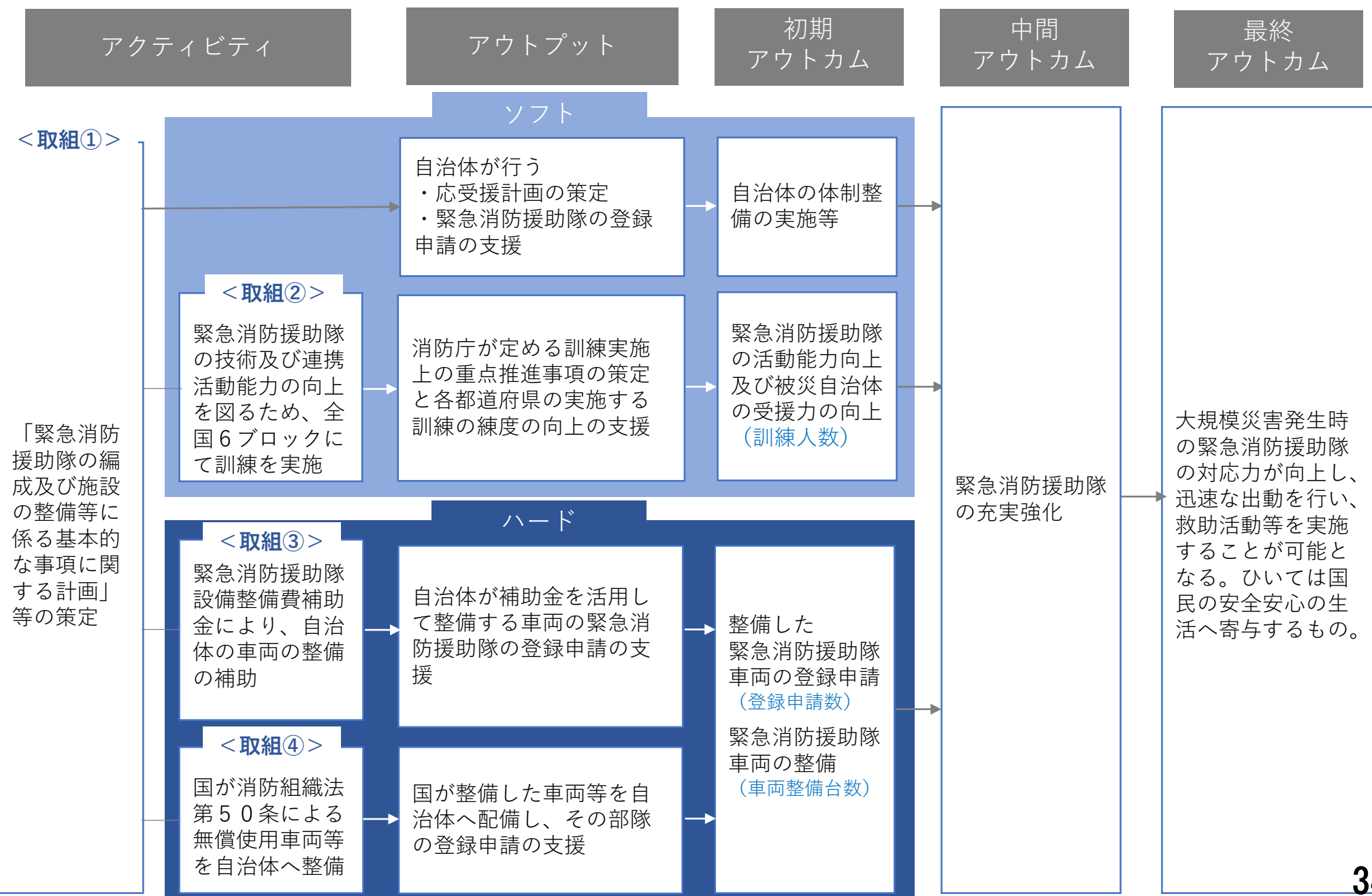
消防庁長官の求め又は指示

緊急消防援助隊の出動



※緊急消防援助隊の活動に係る経費については、消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担となっている。

2. 効果発現経路について



3. 緊急消防援助隊の充実強化に係るこれまでの取組①

- 緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、基本計画を定めており、おおむね5年ごとに改正を行ってきたところ。第4期計画（計画期間：平成31年から令和5年度）の改正では、南海トラフ地震等への対応力の強化として部隊数を増強するほか以下の内容を規定。

これまでの計画の経緯		
基本計画	目標隊数	部隊編成の改定
第1期（H16-20）	3,000隊	指揮隊の新設、特殊装備小隊の新設
第1期中改定（H18-20）	4,000隊	—
第2期（H21-25）	4,500隊	—
第3期（H26-30）	6,000隊	統合機動部隊を新設、ドラゴンハイパー・コマンドユニットを新設
第4期（H31-R5）	6,600隊	土砂・風水害機動支援部隊を新設、NBC災害即応部隊を新設等

- 土砂・風水害現場での救助活動に活用する特殊車両・資機材を計画的に配備し、被災地に機動的に投入できる体制の整備が重要であることから、水陸両用車、重機など、土砂・風水害現場での救助活動に特化した特殊車両等により編成する土砂・風水害機動支援部隊を創設した。

＜近年の土砂・風水害災害の例＞



H28年台風第10号による災害



H30年7月豪雨



R2年7月豪雨



R3年熱海市土石流災害

- 令和初期は国際的イベントが多く予定されており、テロ災害への対処が必要であった。NBCテロ災害では、自らを防護しつつ、救助・除染・搬送を迅速に行うことが不可欠であり、特殊な装備を有した部隊を設け、テロ発生時に被災地へ迅速に投入する体制の整備が重要であることから、NBC災害に対応する特殊資機材を積載した車両により編成するNBC災害即応部隊を創設した。

- そのほか、緊急消防援助隊の運用をより効果的とするために、所要の改正を行った。

＞ 基本計画の改正を自治体へ周知し、自治体が行う応受援計画の策定及び緊急消防援助隊の登録申請に係る支援を国が実施

＞ 自治体の体制整備の構築を実施

3. 緊急消防援助隊の充実強化に係るこれまでの取組②

■ 緊急消防援助隊基本計画に基づき、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、平成8年度から全国を6ブロックに分け、ブロックごとに毎年実施。

■ 長官が毎年度定める訓練実施上の重点推進事項(指揮隊等の運用強化、無償使用車両の積極活用、関係機関との連携強化など)に基づき計画。

■ 関係機関との連携を行いながら訓練をすることにより、各都道府県の実施する訓練の練度の向上と緊急消防援助隊の活動能力向上及び受援力の向上につながる。

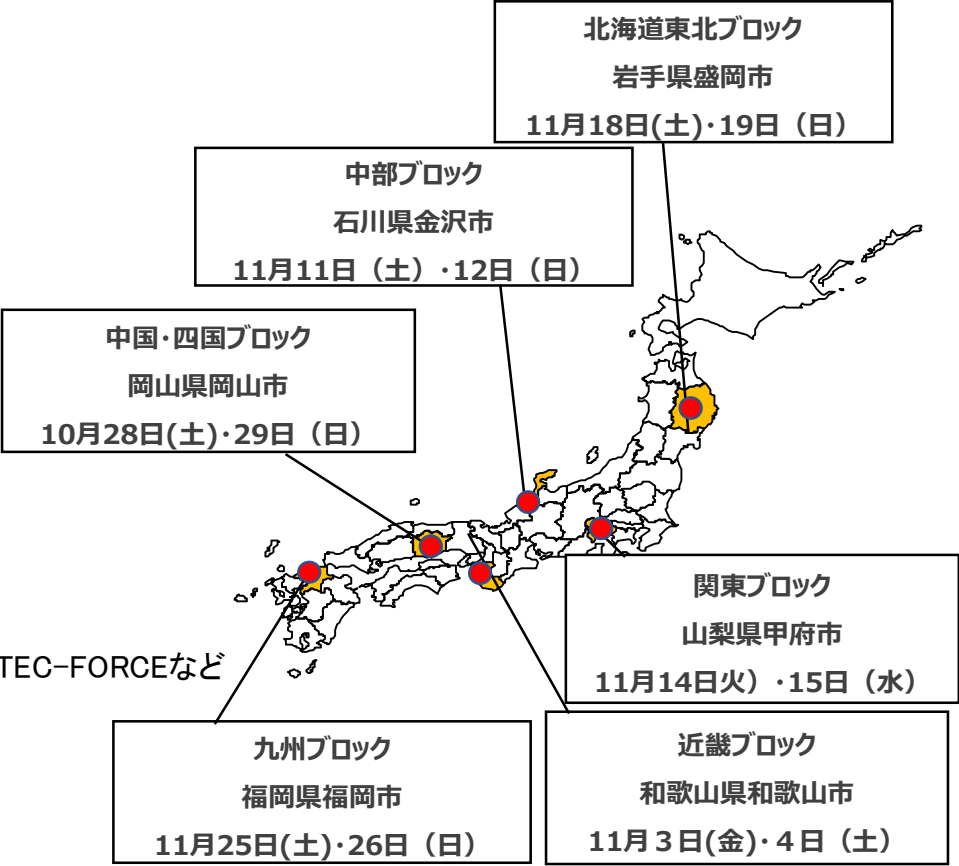
■ 訓練を実施継続することで、訓練参加する自治体の隊員が増え、各自治体での緊急消防援助隊の派遣に対する体制整備が行われることで、登録隊数の増加が見込まれる。

<訓練概要>

図上訓練…消防応援活動調整本部、指揮支援本部、災害対策本部運営など
部隊運用訓練…大規模危険物火災、土砂災害、空中消火、津波災害など
関係機関 消防団、自衛隊、海上保安庁、警察、DMAT、ドクターヘリ、TEC-FORCEなど



令和5年度ブロック合同訓練開催場所及び開催日



成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急消防援助隊の活動能力向上及び被災自治体の受援力の向上	緊急消防援助隊の訓練人数 ※消防機関のみ	成果実績	人	424	1,372	3,771	4,630
		目標値	人	-	424	1,372	3,771
		達成度	%	-	323.6	274.9	122.8

3. 緊急消防援助隊の充実強化に係るこれまでの取組③

■ 緊急消防援助隊に必要な車両について、消防組織法第49条に基づく補助制度を活用し、必要な車両を整備

消防組織法第49条に基づき、緊急消防援助隊に係る第45条第2項の計画に基づいて整備される施設であって政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助し、その整備した車両を緊急消防援助隊に登録することで緊急消防援助隊の車両・装備等の充実強化を図るもの。

※消防組織法第45条第2項の計画…緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

- 補助対象…緊急消防援助隊が使用する消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、救助消防ヘリコプター、その他の特殊な車両及び資機材(搬送用アイソレーター装置を含む)等並びに緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線

補助率 1／2	一般財源 1／2
---------	----------

緊急消防援助隊設備整備費補助金 による車両等の整備数	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	台	297	323	244

※整備後、緊急消防援助隊の登録を申請

車両等のイメージ】



消防ポンプ自動車



救急自動車



支援車



消防活動二輪車



ヘリコプター



海水利用型消防水利システム



消防艇



搬送用アイソレーター装置



除染シャワー



救助用資機材

など

3. 緊急消防援助隊の充実強化に係るこれまでの取組④

■ 緊急消防援助隊に必要な車両について、消防組織法第50条に基づく無償使用制度を活用し、必要な車両を整備

緊急消防援助隊の活動に必要な財産や物品について、NBCテロ災害に対応するための設備や、緊急消防援助隊として出動する場合
には使用されるが、それ以外の場合での使用がほとんど想定されない資機材、車両など、単独の自治体が整備・保有することが費用対
効果の面から非効率なものについては、自治体における整備に任せず、国が責任を果たすために、自らが有する財産・物品を自治体に
無償で使用させることにより供用を可能とするもの。

【消防組織法第50条】
総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22
条及び財政法（昭和22年法律第34号）第9条第1項の規定にかかわらず、その所管事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産
（国有財産法第2条第1項に規定する国有財産をいう。）又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償
で使用させることができる。

成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
緊急消防援助隊の登録隊数を増強	無償使用制度車両登録数	成果実績	小隊	27	2	0
		目標値	小隊	28	2	29
		達成度	%	96.4	100	0.0



拠点機能形成車



特別高度工作車

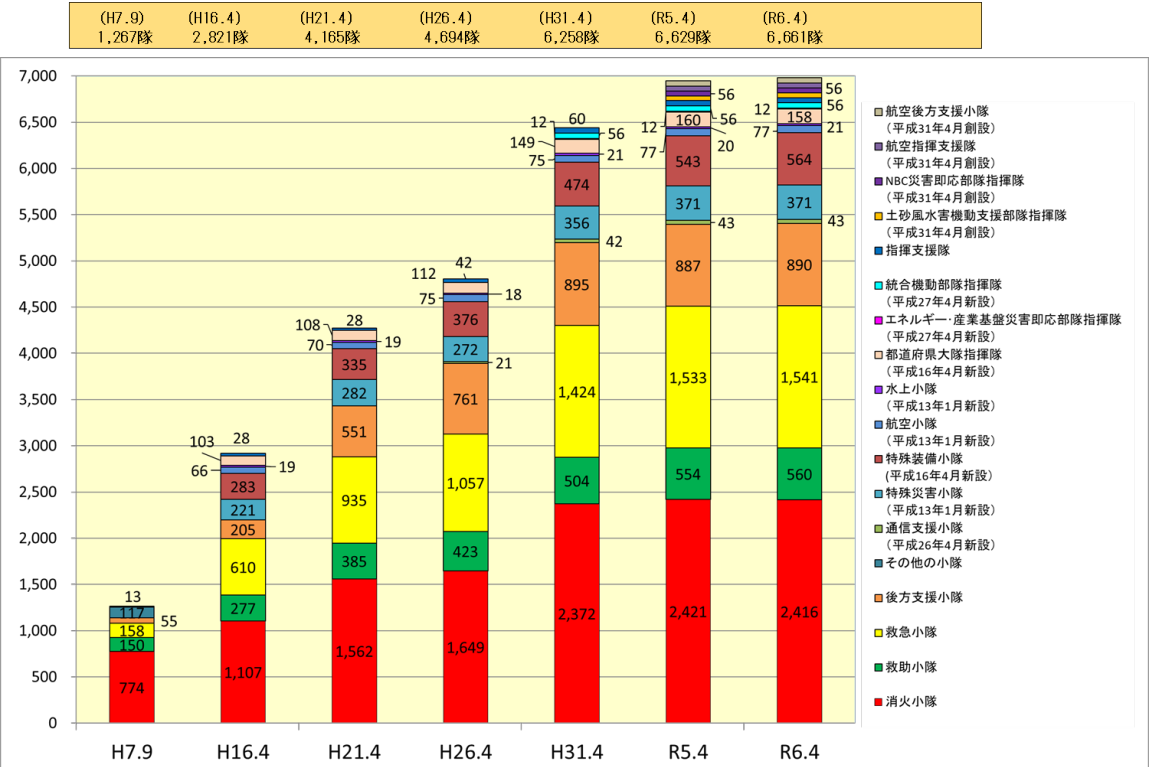


小型救助車

4. 緊急消防援助隊の充実強化に係る成果

これまでの取組状況を踏まえた効果(緊急消防援助隊の登録隊数)

- 緊急消防援助隊は、令和5年度末までにおおむね6,600隊を目標に取り組み、令和6年4月1日時点で6,661隊の登録を完了。
- これは、全国の消防本部において、車両等の整備に伴う財政支援や全国で実施されるブロック訓練等を通じて、市町村単位で実施する訓練では実施が難しい関係機関との連携訓練などを実施することで、緊急消防援助隊の制度面の理解と協力体制を基に、緊急消防援助隊の登録促進に寄与しているものである。



成果目標	定量的な成果指標		単位	目標年度		
				令和2年度	令和3年度	令和4年度
令和5年度までの緊急消防援助隊登録隊数を6,600隊まで増隊	緊急消防援助隊登録隊数(5年ごとに基本計画を改定し、設定) 第2期計画4,500隊(H21-25) 第3期計画6,000隊(H26-30) 第4期計画6,600隊(R1-R5)	成果実績	隊	6,546	6,606	6,629
		目標値	隊	6,600	6,600	6,600
		達成度	%	99.2%	100.1%	100.4%

5. 緊急消防援助隊の災害への活動状況

1 出動状況

- 1月1日16時30分、災害の規模等に照らし緊急を要し要請を待ついとまがないと判断し、消防組織法第44条第2項に基づき、被災県知事からの要請を待たずに消防庁長官の「出動の求め」を行い、緊急消防援助隊が出動した。
- 1月1日17時30分、災害の状況(甚大性)等を踏まえ、この災害の緊急消防援助隊の出動は、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の「出動の指示」に切り替えた。(過去に「出動の指示」を行った事例は、東日本大震災、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨及び静岡県熱海市土石流災害)

2 活動規模

- 緊急消防援助隊 21都府県が出動
- 緊急消防援助隊の活動期間 1/1～2/21 52日間
- 延べ人員(日ごとの累計)約17,000隊 59,000人
- ※令和6年2月21日時点

被災県名	陸上	航空(航空指揮支援隊、航空後方支援小隊含む。)	救助・救急実績
石川県	群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県 19都府県	群馬県、埼玉県、千葉県、東京消防庁、横浜市、川崎市、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、静岡市、浜松市、名古屋市、三重県、滋賀県、京都市、大阪市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県 ヘリ延べ22機	救助人数 295人 搬送人数 1,577人



※救助実績は、地元消防本部等と協力し救出したものを含む。

3 活動状況

【消火活動】

- 地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動

【救助・捜索活動】

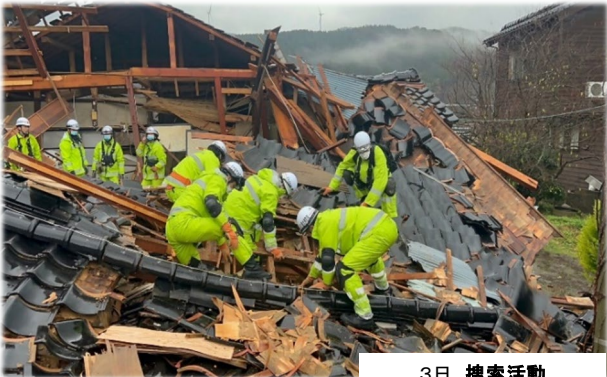
- 倒壊家屋からの救助・捜索活動
- 消防ヘリによる孤立集落からの救助
- 広範囲での安否不明者の捜索活動

【救急活動】

- 医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
- 病院や高齢者福祉施設からの転院搬送

【その他】

- 消防防災ヘリによる効率集落への物資搬送
- 消防庁職員による火災原因調査



6. 現状・課題（現在地及びそれに対する評価）

緊急消防援助隊の登録隊数

登録隊数については、令和5年度までの目標数（6,600隊）を達成している。

緊急消防援助隊における課題

緊急消防援助隊は、災害等への対応を迅速かつ的確に行うために、部隊規模やその部隊の運用の検討を行いながら、市町村消防の協力を得て、組織されており、国（消防庁）としての施策、都道府県、市町村等で定める計画策定などを着実に行うとともに、車両資機材の充実、部隊の連携強化を図る必要がある。

緊急消防援助隊が果たすべき役割

- 切迫する大規模地震（南海トラフ地震、首都直下地震等）への対応
- 気候変動の影響による激甚化・頻発化する風水害等への対応
- 多様化する災害（火山災害、NBC災害等）への対応
- 大規模災害時に長期化する災害への対応

役割を果たすために必要な取組

- 国民の生命、身体、財産の保護を行うため、国家的非常災害が発生した場合に必要な緊急消防援助隊の部隊規模の見直し
- 激甚化・頻発化する災害に対して緊急消防援助隊の被災地への迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備
- 多様化する災害に的確に対応するため、緊急消防援助隊の車両・資機材等の装備の充実強化
- 教育訓練を通じて緊急消防援助隊と関係機関の連携強化

7. 緊急消防援助隊の充実強化に係る今後の方向性

■ 緊急消防援助隊第5期基本計画について、南海トラフ地震等の今後想定される国家的非常災害への対応力を強化するために、令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の活動も踏まえ、目標登録隊数の増隊及び新たな部隊の創設並びに効果的な運用について検討を進める。

■ 近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、南海トラフ地震等の国家的非常災害への対応力を強化するための**緊急消防援助隊の体制強化**及び**車両・装備資機材の充実**を図るとともに、**DXの推進による情報収集、分析など指揮支援体制の強化**を着実に推進していく。

○緊急消防援助隊の体制強化

南海トラフ地震等の切迫する大規模災害の状況や、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、激甚化している近年の災害の実態や社会情勢に応じたニーズ、過去の出動状況等を踏まえ、緊急消防援助隊の体制について、検討を行う。

○車両・資機材の装備の充実強化

- ・令和6年能登半島地震において、道路が一部使えない状況にあり、大型の消防車両等が通行できない状況などがあったことから、より迅速な被災地への進出を行うため、小型化・軽量化された車両・資機材を整備するとともに、厳寒の中、緊急消防援助隊が活動を行う必要があったことから、寒冷地での活動を想定した環境整備
- ・既配備の航空機・車両等について、災害対応能力を維持するため、老朽化した航空機・車両等を計画的かつ適切に更新
- ・長期化する緊急消防援助隊の活動を支えるため、現場指揮所などの拠点や宿営など隊員の後方支援に活用できるよう拠点機能形成車を配備
- ・地方自治体が緊急消防援助隊の強化等を行うため、引き続き予算の確保や財政措置に努めていく。

○DXの推進による情報収集、分析など指揮支援体制の強化

緊急消防援助隊のより迅速・的確な活動に向け、無線等のアナログ手法に加え、映像等のデジタル手法によりリアルタイムで災害情報を収集・分析・共有するため、DX資機材（デジタル作戦卓など）及び車両9式を新規配備し、指揮支援体制の強化を行う。

■ 緊急消防援助隊と関係機関の連携強化のため、大規模災害を想定した訓練等を実施するとともに、効果的な活動が行えるよう体制整備に努める。